

一時保護は、児童相談所がそのこどもを一時保護する「必要がない」と判断すれば終わるわけですが、多くのこどもが自分の家に戻ることになります

長

そうなんです

P

自分の家に戻ったあとも、また家庭で問題が起きて一時保護になることがないように、こうしたこどもや家庭のサポートを続けていくことも必要ですよね？

学

そのとおりです  
一時保護が終わって、家庭に戻れば、それで終わりということではなくて、地域のなかでこどもと親(家族)と一緒に生活を続けられるためのサポートをしていく必要があると考えています

長

この前※まで話し合っていた、「こどもができるだけ家族と一緒に暮らしていくための取組」によって、こうしたこどもや家庭をサポートしていくということですね？

市

※11-(1)~(3)のことです

はい  
そのためにも、児童相談所や市町村、施設、里親などが協力して、こうしたこどもや家庭をサポートできるようにしていくことが大切だと考えているところです

長

一時保護されたこどもの多くが自分の家に戻れるみたいですが、私や C さんのように、施設や里親の家などで生活することになるこどももいますよね？

B

里親等への一時保護委託に当たっては、児童相談所において、一時保護されるこどもの生育環境や発達状況などを踏まえながら、里親等の家庭の状況も考慮していく(マッチング)していく必要があります、県では登録里親の数を増やしてきてはいますが、未だに登録里親の数が十分とはいえない状況です。

また、一時保護は予定外に発生することが一般的であり、里親家庭では、施設のように保護されたこどもを常時受け入れることは難しい実情もあります。

このように、里親の登録数の課題や里親養育の特徴があり、里親等への一時保護委託が目標ほどには進んでこなかったものと考えられます。

## 14-12 新しい計画における取組

本県における一時保護の改革に向けて、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

- ① 里親等への一時保護委託の推進
  - 家庭養育優先原則の観点から、可能なこども(特に乳幼児)については、里親等への一時保護委託を行うとともに、そのための有効な体制づくりを進める
  - 小学生以上のこどもの里親等への一時保護委託に当たっては、可能な限りこどもが原籍校に通学できるよう、こどもが生活している地域内での一時保護委託を検討する
  - こどもの状況や状態などのニーズに合わせて一時保護する観点からも、多様な里親の登録を進める
- ② 乳児院・児童養護施設に一時保護委託する場合における、一時保護専用のユニットや空間の確保
  - 一時保護を行うに当たり、里親等への一時保護委託ができない場合でも、こどもや家族の状況から一時保護所に入所させる必要がないと判断される場合は、可能な限り乳児院や児童養護施設への一時保護委託を行う
  - 児童養護施設等において、入所するこどもの状況に左右されることなく、一時保護を受け入れることができるよう、これらの施設へ一時保護専用のユニットや空間が確保されるよう助言等を行う
- ③ 一時保護所の環境整備
  - 一時保護されるこどものプライバシー確保のため、一時保護所の改修等による個室の確保などのできるだけ家庭的な環境に近づけるような整備を検討する
  - ひとりひとりのこどもに合わせたサポートを行うための職員体制を整備しつつ、一時保護所において保護する必要のあるこどもについては常時、制限することなく適切に受け入れる
  - こどもの自由な外出を制限する一時保護所での保護日数を必要最低限とするよう努めるとともに、こどもが外出して外の空気に触れる機会を定期的に保障する

長

そのとおりです  
最近ではだいたい 10 人に2人のこどもが、一時保護のあとに施設や里親の家に行って生活しています

A

そうになっていくこどももいるのですね

長

はい  
そして、こうした施設や里親の家などで生活するこどもへのサポートについて考えていくことが、次の話し合いのテーマになってきます

市

その前に、今回の話し合いをまとめましょう

長

そうですね  
ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするための主な取組と目標を整理するとこのようになります

#### 【新しい計画での主な取組】

- できるだけ「家庭と同じ環境」である里親の家に一時保護をお願いできるようにすること
- 一時保護をお願いする施設で、ひとりひとりのこどもに合わせた保護ができるように、一時保護されるこども専用の場所を用意しておいてもらう
- 「一時保護所」の環境を生活するこどもにとって良いものにすること
- 一時保護されるこどもの「権利」を守るための取組を進めること

#### ④ 一時保護におけるこどもの権利擁護

- 一時保護所内の管理を目的とした規則(ルール)を最低限にするとともに、定期的な検討・見直しを行う。検討・見直しにあたっては、こどもの意見を踏まえることとし、可能な限り検討・見直しをこどもとともに実施する
- 一時保護先における、スマートフォンを含むこどもの所持品の持ち込み・使用については、こどもや家庭の状況等を踏まえ、可能な限り配慮することとともに、持ち込み・使用ができない場合はその合理的な理由について、こどもに説明を行い、理解が得られるよう努める
- 一時保護中においても適切な教育が受けられるための最大限の配慮を行う(一時保護委託の積極的な検討、可能な場合の通学のサポート、オンラインの活用による授業への参加や関係者との面談、通学ができない場合の学習支援の充実等)
- 一時保護中にこどもの権利が制限又は侵害されたときの解決方法について、こどもの年齢や発達に応じた説明を行うとともに、意見表明等支援員(意見表明等支援事業)による一時保護所への定期訪問や、長野県児童福祉審議会(児童福祉専門分科会処遇審査部会)の活用などによる、こどもの意見が表明されるための配慮を行う
- 一時保護所における、こどもの立場に立った一時保護や質の高いサポートを行うための、第三者評価の受審(3年に1回の受審)
- 一時保護所職員、一時保護委託先の施設職員・里親等を対象とした研修による、こどものケアについて専門性・資質の向上
- 一時保護期間については、児童相談所職員の資質の向上と適切な進行管理により、短縮化を図る

#### 14-13 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
一時保護施設の定員数	中央児童相談所一時保護所:12人 松本児童相談所一時保護所:12人
委託一時保護が可能な乳児院・児童養護施設	すべての乳児院・児童養護施設
一時保護専用のユニットや空間を整備している施設	8~10か所
委託一時保護が可能な里親	常時、一時保護委託の打診が可能な里親が、里親支援センター1か所当たり3世帯以上
委託一時保護が可能なファミリーホーム	すべてのファミリーホーム
一時保護所職員に対する研修の実施回数	各年度1回以上
第三者評価を実施している一時保護所	すべての一時保護所(3年に1回)

【主な目標】

- 一時保護をお願いすることができる里親の数を増やすこと
- 一時保護をお願いする施設で、一時保護されるこども専用の場所を用意している施設を県内各地に置いて、全部で8~10か所とすること
- 少なくとも3年に1回は、外部の人に一時保護所での一時保護のあり方をチェックしてもらうこと

B

一時保護所で生活したことがあるこどものひとりとして、一時保護がどのように変わっていくのか注目していきたいと思います

長

期待にこたえられるように、努力していきたいと思います

C

私たちは、どんなところに注目していけばよいでしょうか？

長

そうですね

それをまとめて、今回の話し合いを終わりにしましょう

【こどものみなさんへ】

- もし、あなたが「一時保護」されることになった時、一時保護されているところは、あなたが安心して過ごすことができる場所ですか？
- 一時保護されていても、学校などに通ったり、勉強することなどはできていますか？
- 一時保護されているとき、スマートフォンなどのあなたの持ち物ができるだけ自由に使えるように考えてもらっていますか？
- 1年後、2年後…5年後…に一時保護された「あなた」はどうですか？

14-14 新しい計画における資源等の整備目標

上記の取組を進めるに当たって、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
一時保護所の定員数	30人	24人	24人	24人	24人	24人
委託一時保護が可能な乳児院・児童養護施設	すべての乳児院・児童養護施設					
一時保護専用のユニットや空間を整備している施設	5施設	5施設	5~6施設	6~8施設	7~9施設	8~10施設
常時、委託一時保護の打診が可能な里親の数	(調査中)	9世帯以上	15世帯以上	21世帯以上	27世帯以上	30世帯以上
委託一時保護が可能なファミリーホーム	5か所	5か所	6か所	8か所	10か所	15か所
一時保護所職員に対する研修の実施回数	1回	各年度1回以上の研修実施				
第三者評価を実施している一時保護所	すべての一時保護所(3年に1回)					

14-15 一時保護改革に向けた取組の評価指標

長野県において、一時保護改革に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
一時保護所職員に対する研修の受講者数
1人当たりの平均保護日数
一時保護所の定員に対して、入所しているこどもの割合
一時保護となった保育所、幼稚園、学校に所属しているこどものうち、登園・登校を希望するこどもの割合及び実際に登園・登校ができたこどもの割合
一時保護所における規則・ルールの定期的な見直しの状況

<b>コラム</b>	<b>施設や里親の家で生活するこどもたちとの座談会で出された「こどもの声」</b>
<p>今回の新しい計画づくりに向けて、令和6年12月に施設や里親の家で生活するこどもたちとの座談会を行いました。</p> <p>そのとき参加してくれたこどものみなさん、ありがとうございました。</p>	
正式名称	長野県社会的養育推進計画(後期計画)策定に係る措置児童との座談会
座談会の開催日	令和6年(2024年)12月14日(土) ①10:00~11:30 ②14:00~15:30
場所(参加者)	①児童養護施設 恵愛(中学生~大学生 9名) ②児童養護施設 たかずの里(小学生(高学年)~高校生 7名)
やり方	児童養護施設や里親家庭等で生活するこどもに対して、作成中の今回の新しい計画について説明した上で、3~5名のグループに分かれ、県の職員(児童相談・養育支援室の職員)がいくつかのテーマに沿って意見や思いなどを聞かせていただきました
<p>さて、その時出していただいた、こどものみなさんの思いや考えなどについても、今回の新しい計画を作るなかで参考にさせていただきましたが、こうしたみなさんからの思いや考えなどについて、この計画のコラムにおいて、3回に分けて「こどもの声」として紹介※させていただきます。</p> <p>なお、今回「こどもの声」として紹介するに当たっては、個人情報が特定されないようにしながら、できるだけ「生の声」に近いかたちで紹介させていただきます。</p> <p>※「こどもの声」を紹介しているところ(ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもの声(その①)…247ページ</li> <li>● こどもの声(その②)…321ページ</li> <li>● こどもの声(その③)…343ページ</li> </ul>	

現在の計画では、一時保護平均日数の短縮に向けた目標値を設定していましたが、目安となる指標が明確でないなかで行った目標設定でした。そのため、今回の新しい計画においては、目標を設定しないこととしますが、引き続き、一時保護日数の動向を把握し、評価することとします。

### (参考) 長野県で今後、一時保護されるこどもの数の見込み

「14-2 長野県で一時保護されているこどもの数・一時保護先等」において、一時保護されているこどもの数を見ると、年度ごとに不規則な動きを見せています。

そのため、今回の新しい計画の計画期間(令和7年度~令和11年度)における、一時保護されるこどもの数については、年度ごとの見込みを出すことが困難であるとは考えられるところですが、参考として、以下の方法により、計画期間において一時保護されるこどもの数の見込みを算出することとします。

#### ① 平成30年度から令和5年度における一時保護児童の平均値を算出する

【図表 14-5:年度ごとの一時保護児童数及び平均(平成30年度~令和5年度)】 (単位:人)

一時保護先	H30	R1	R2	R3	R4	R5	平均
児童相談所一時保護所での保護	207	238	240	221	203	186	216
児童福祉施設への委託保護	255	285	277	332	439	409	333
里親その他への委託保護	127	206	265	68	106	103	146
合計	589	729	782	621	748	698	695

(出典 福祉行政報告例)

#### ② 各年度の前年度比増減値を標本とする標準偏差を算出する

【図表 14-6:年度ごとの一時保護児童数の前年度比増減(平成30年度~令和5年度)】 (単位:人)

一時保護先	H30	R1	R2	R3	R4	R5	標準偏差
児童相談所一時保護所での保護	27	31	2	-19	-18	-17	21
児童福祉施設への委託保護	11	30	-8	55	107	-30	45
里親その他への委託保護	56	79	59	-197	38	-3	94
全体	94	140	53	-161	127	-50	107

※標準偏差については小数点以下を四捨五入

コラム こどもの声(その①) 一時保護を経験したこどものみなさんの声

- ・一時保護所はルールがメチャクチャ厳しい。
- ・散歩に行きたくても外に出られない。
- ・窓がこのくらい(10 cmぐらい)しか開かない。
- ・仕方がないのかもしれないが、(外との)遮断が厳しい。
- ・一時保護所の時は、洋服以外は何も持ち込めない。
- ・風呂に入る時間とかを決められていた。
- ・ひとりになりたくても、みんなといないといけない時間だと職員に言われ、すごく嫌だった。
- ・(施設への一時保護委託の際)入所しているこどもは、遠くの公園とかに(みんなで)行けるが、(一時保護だと)留守番をさせられる。
- ・(自分は慣れていたが)一時保護所は初めてという人が多いと思う。いきなり、ルールで縛られて、場所とかを制限されて、精神的につらいと思う。こども同士のトラブルも起きやすくなる。

③ 以下の算式により、令和7年度～11年度の各年度において一時保護されるこどもの数の分布範囲の見込みを算出する

$$\begin{aligned} & \text{一時保護されるこども} \\ & \text{の数の年度ごとの分布} = \text{①で算出した平均値} \pm \text{②で算出した標準偏差} \\ & \text{範囲の見込み} \end{aligned}$$

【図表 14-7: 令和7年度～令和11年度に一時保護されるこどもの数の年度ごとの分布範囲の試算】

(単位:人)

一時保護先	A-s (下限)	A	A+s (上限)
児童相談所一時保護所での保護	195	216	237
児童福祉施設への委託保護	288	333	378
里親その他への委託保護	52	146	240
全体	588	695	802

A:①で算出した平均値

s:②で算出した標準偏差

※ 一時保護先の区分ごとに算出しているため、A-s と A+s については、3つの一時保護先を合計しても、合計とは一致しない

①～③を踏まえて算出した、令和7年度から令和11年度の各年度に一時保護されるこどもの数の見込みは以下のとおりとなります。

【図表 14-8: 令和7年度～令和11年度の各年度に一時保護されるこどもの数の見込み】 (単位:人)

一時保護先	令和7～11年度の各年度において一時保護されるこどもの数
児童相談所一時保護所での保護	195人 ～ 237人
児童福祉施設への委託保護	288人 ～ 378人
里親その他への委託保護	52人 ～ 240人
全体	588人 ～ 802人

※一時保護先別に見込みを算出しているため、下限値・上限値を合計しても全体とは一致しない

15 家族と離れて生活しなければならない子どもが「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を見つけるために取り組むこと(代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組)

長

さて、前回の話し合いの終わりのほうで言ったとおり、ここからは、何らかの理由で家族と離れて、里親の家や施設で生活しなければならない子どもへのサポートについて考えていきたいと思います

C

私やBさんのような子どもに対するサポートということですね？

長

はい  
ここでは、おおまかには、次の3つのことを考えているところです

- 児童相談所などによるサポートのあり方を変えていくこと
- 施設より里親家庭やファミリーホームで生活する子どもを増やすこと
- 施設のあり方を変えていくこと

弁

そうすると、まずは、児童相談所などによるサポートのあり方を変えていくことからということですね？

長

そうです  
今日は、そのことについて話し合っていきたいと思います

施

サポートが必要な子どもを施設や里親に預けることを決めるのは児童相談所ですが、その児童相談所による子どもや家庭へのサポートのあり方を変えていくということですね

長

そのとおりです

15-1 家族と離れて施設や里親の家庭などで生活しなければならない(代替養育を必要とする)子どものパーマネンシー保障のための取組

パーマネンシー保障については、新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)としているわけですが、ここでは、その具体的な取組の1つについて考えていくことになります。

**子どものパーマネンシー保障のための手段として、まずは考えるべきことは、子どもが「できるだけ家庭で育てられるようにする」ための努力であり、市町村における家庭支援事業や児童家庭支援センターとの連携の充実・強化などはそのための取組となります。**

さて、児童相談所は、児童福祉法等に基づき、専門的な知識や技術をもって、子どもや家庭などからの相談に応じ、必要なときは子どもを一時保護し、更には子どもを里親の家や施設への措置を決めることができます。

もちろん、児童相談所であっても、問題を抱えた子どもや家庭への相談に対応するときも、まずは子どもが「できるだけ家庭で育てられるようにする」ためのサポートを考えていくことになります。

しかし、児童相談所では、何らかの理由で子どもを家族から保護して里親の家や施設での生活を決定するほうが子どもにとってより良いと判断することがあります。

**家庭養育優先原則に基づく努力をしても、家庭での生活が子どもの成長・発達に悪影響を及ぼすリスクがあるような場合や、子どもと家庭への支援の状況を踏まえ必要と判断される場合には、子どもを適切に保護して、里親委託や施設入所措置を行う必要もあります。**

もちろん、そうした判断によって、子どもを里親の家や施設に預ける(措置する)ことで、子どもの安全の確保などが図られれば、それはそれとして意義があることです。

しかし、これまでの児童相談所におけるケースマネジメントは、児童相談所における日常業務が一定期間内での初期対応・緊急対応が求められる虐待通告への対応に追われる傾向にあることを主な背景として、そこでひと区切りとなってしまう傾向にありました。

したがって、子どもを里親委託や施設入所措置した後の、子どもや家庭に対するサポートが十分に行われてこなかったのではないかと考えられるのです。

子どもにとって最も良いこと(子どもの最善の利益)は、子どもの置かれた状況によって変わります。子どもを保護した時点においては、里親の家や施設での生活することが子どもにとって最も良いことであつたとしても、その後もそうであるとは限りません。

代替養育により、子どもの安全を確保した後も、「子どもの権利を守る」という目標に向けて、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障という基本的な考え方(理念)を踏まえつつ、**子どもの成長・発達の二**ーズに合わせたケアを行いながら**家庭状況の改善のために一定期間、最大限努力して子どもの家庭復**

弁

それで、どのように変えていきたいと考えているのですか？

長

少し前※になります、みなさんで話し合った、新しい計画の2つ目の基本的な考え方(計画の理念)を覚えていますか？

A

※6-(2)のことです

「こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つこと(パーマネンシー保障)」でしたね

長

そうですね

そして、児童相談所によるサポートについては、この2つ目の基本的な考え方をかたちにできるようなサポートに変えていくことが必要で、そのため  
の取組を考えていかなければいけないと思っています

B

どういうことを考えているのですか？

長

児童相談所などによるサポートのあり方を変えていくということのなかでも、おおまかに3つのことを考えているところです

- 児童相談所が「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるためのサポートをできるようにする
- こどもと親の関係が前向きなものになるようなサポートをする
- 必要なこどもについては特別養子縁組などを進めていく

C

こども3つなんですね・・・

長

そうですね

細かいかもしれませんが、1つずつ、お話していきたいと思います

帰の可能性を見極めるなど、児童相談所のケースマネジメントが途切れることなく継続的に行われる必要があります。

そうしたサポートが行われなかった結果として、施設での生活を経ておとなになった人で、施設を出た後、孤独で誰も頼れないという状況に追い込まれた人も聞いています。

こうした反省の上で、今後も、児童相談所がこどもの権利を守る専門機関(こどもの権利を守る最後の砦)であり続けるためには、こどもや家庭に対するこれまでのケースマネジメントやサポートのあり方を変えていくことが求められていると考えています。

15-(1) 児童相談所が「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるためのサポートをできるようにする(児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組)

里

先ほどの話※については、逆から言えば、これまで児童相談所では「子どもが『自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係』のなかで育つこと(パーマネンシー保障)」ができるようなサポートができていなかったということですか？

※249・251 ページのことです

学

長野県に限ったことではありませんが、例えば、児童相談所は、子どもの安全の確保のために、子どもを一時保護したり、**里親の家や施設**で育ててもらおうようお願いをしています

O

私もそうでした

平

それはそれで必要なことなのですが、こうして家庭から切り離されてしまった子どもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけるためのサポートができてこなかったのではないかとことです

長

厳しいですが、そのとおりだと考えています

P

施設に入ってから、親との関わりがないまま大きくなって、施設を出てからも孤独で誰も頼れない人がいるという話も聞いたことがあります

長

そうしたことで、繰り返しになりますが、長野県としても、このままではいけないと考え、児童相談所によるサポートの**あり方**、やり方を見直したいと思っていますところなのです

15-(1)-1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

これまで、県内に限らず、多くの児童相談所のケースマネジメントの目的の中心にあったものは、子どもの安全の確保だったと考えられます。

例えば、虐待を受けている子どもを保護し、施設や里親の家などに子どもの養育を委託することで、その子どもの安全を図るというものです。

児童福祉法が制定された第2次世界大戦直後の時代であれば、子どもの命を守り、安全を確保することが重要な課題だったと考えられます。

もちろん、子どもにとって安全な場所や環境を提供するためのケースマネジメントも重要です。しかし、今の時代において、それだけで児童相談所のケースマネジメントは十分だといえるのでしょうか？

この計画が目指す「子どもの権利を守る」ことを目的としたとき、今の時代においては、こうした安全の確保だけを目的としたケースマネジメントでは不十分であることがわかってと思います。

安全の確保のためとはいえ、**児童相談所によって保護され、里親の家や施設などに預けられる**ことは、**家族や地域など**の様々な「つながり」から切り離されます。

児童相談所では、長年、このようにして切り離された「つながり」を**維持・修復**する、あるいは子ども自身が新たな「つながり」を見出せるようなサポートを十分にできなかったのではないかと指摘されています。

その結果、長年、施設で生活した後に満 18 歳になって退所した若者が、元の家族とのつながりが途絶えたまま自立をしなければならず、その後も誰も頼ることができず孤独な生活を送っているというケースもあると聞いています。

長野県においても、**施設等に措置されている子ども(令和6年3月末時点 550 人)**について、**措置した当初は半数以上が家庭復帰を目指していたにもかかわらず、現在、家庭復帰の見込みがある子どもは2割程度にとどまっています。**

こうした、子ども自身が求める「つながり」や「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を一緒に見つけていくためのケースマネジメントは、**何か「新しいこと」を行うことではなく、「これまでやらなければいけなかったけれど、できてこなかった」ことを行っていくこと**であると考えています。

特に、**何らかの理由によって子どもを家族から引き離して保護し、里親等委託や施設入所とする権限を持つ児童相談所では、そうしたケースマネジメントを行うことがより必要**とされています。

現在の児童相談所に求められるケースマネジメントは、今の「安全」を守るためだけでなく、**子どもが安心して生活ができ、将来も見通して、「子どもが自分らしく生きられる」ことを可能にするための**ケースマネジメントであり、そのための体制(仕組み)**づくり**をしていく必要があると考えています。

里

現在の計画ではなかったような取組をしていくということですね？

そのとおりです

令和6年6月から7月に施設や里親の家などで生活するこどもにアンケートをして、その中で「自分がおとなになってもずっと自分のことを見守り、困ったときに助けてもらえると思うおとなの人」がいるかを聞いてみました

里

結果はどうでしたか？

「いる」と答えたこどもが全体の60%に届かないくらいでした

令和6年8月に、基本的に家族と生活している「長野県こどもモニター」に同じアンケートをしたときには、80%くらいのこどもが「いる」と答えたので、はっきりとした差が出ていると考えています

また、「いない」と答えたこどもの割合が、「長野県こどもモニター」ではとても少なかったのですが、施設や里親の家などで生活するこどもの10%くらいがそのように答えていて、こちらでもはっきりと差が出ていると考えています

学

「自分をずっと支え、つながってしてくれるおとなとの関係」はすべてのこどもに必要なものではありませんが、特に、**里親の家や施設**などで生活するこどもがこうした関係を見つけられるよう、早くサポートしていかなければなりませんね

長

長

長

長

長

## 15-(1)-2 計画の基本的な考え方(理念)に基づくケースマネジメント

現在の児童相談所に求められる、「こどもが自分らしく生きられる」ことを可能にするためのケースマネジメントについては、今回の新しい計画の**2つ**の基本的な考え方(理念)である

- こどもができるだけ「家庭で家族の一員として」**育つ**こと(家庭養育優先原則)
- こどもが「自分をずっと支え、つながってしてくれるおとなとの関係」のなかで**育つ**こと(パーマネンシー保障)

を踏まえたものである必要があります。

具体的には、以下の優先順位(いわゆる「パーマネンシーゴール」)を考慮したケースマネジメントが求められています。

- ① サポートが必要な家庭であっても、家庭維持が可能な家庭については、市町村の家庭支援事業や児童家庭支援センター等への在宅指導措置等により、こどもを家庭から分離しないための最大限の努力を行うこと。
- ② こどもを家庭から分離した後も、こどもや家庭へのサポートを行い、元の家庭に復帰できるための最大限のサポートを行うこと。また、こどもを家庭から分離した後に以下の**⑤～⑥**の対応を行った場合も同様に、早期の家庭復帰を目指した最大限のサポートを行うこと。
- ③ 家庭復帰が難しいと判断される場合は、こどもの思いや**状況**を踏まえつつ、こどもにとってより負担の少ない親族(祖父母・おじ・おば等)による養育(親族里親**等**の活用を含む)を検討すること。
- ④ こどもや家庭、親族の状況等により、③が難しいと判断される場合は、法的な新しい親子関係の形成(特別養子縁組・普通養子縁組)について、児童相談所の法的権限の活用を含めて検討すること。
- ⑤ **①～④**が難しいと判断される場合は、こどもの状況や思い、より良い成長・発達等に関するニーズを踏まえ、里親又はファミリーホームへの委託を検討し、**計画の基本的な考え方(理念)**を考慮しながら、適切なマッチングのもとで委託すること。
- ⑥ ⑤がこどもにとって適切でないと判断される場合は、施設入所を検討して、計画の基本的な考え方(理念)を考慮しながら、施設への措置を行うこと。  
こどもの抱えている問題や課題の改善状況等も考慮しながら、施設への入所期間についてはできるだけ短くし、早期に①～⑤の対応に移行できるよう、継続的にケースワークを行うこと。

サポートが必要なこどもや家庭であっても、その状況は一定ではなく、変化していくものであるということも考慮する必要があります。

そのため、いったん①～⑥の対応のいずれかに固定させて終わりにするのではなく、継続的にこどもや家庭の状況を把握しながら、**こどもや家族・親族等の関わりのもとで、市町村や里親・施設等の関係者とも連携・協力して、最善の対応を検討し、できる限りそれを実施して**ことが求められています。

**そして、**こうしたケースワークは「**家庭養育優先原則**」を踏まえつつ、こどもの「**パーマネンシー保障**」のために行われるものであることに留意する必要があります。

市

こどもが持っている時間の感覚が、おとなのものとは違うということを理解したうえで、早く取り組んでいかないといいことですね？

長

そのように考えています

Q

それでは、児童相談所のサポートのやり方をどのように変えていこうとしているのですか？

長

だいぶ前\*になるかもしれませんが、新しい計画の基本的な考え方(理念)の1つである「こどもが『自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係』のなかで育つこと」について話し合ったときのことを覚えてますか？

※6-(2)のことです

C

何となくは覚えていますが…

長

そのときに、「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を作るために、こどもをどのような環境で育てるかについて、目標の優先順位を定めているという話をしましたが…

弁

あのとき\*1、次の5つの優先順位をお話しました

- ① 自分が生まれた家庭で育つ
- ② (一度、家庭から離れたとしても)元の自分の家庭に戻って育つ
- ③ 親せきや親の知人など、親や家族とのつながりが感じられる家庭で育つ
- ④ 元の家族との関係\*2はなくし、新しい家庭のこどもとして育つ
- ⑤ 元の家族との交流などは続けながら、里親の家庭などで育つ

※1 81 ページのことです

※2 69 ページの【注】と同じです

つまり、こうしたサポートを必要とするこども自身が「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を、特定の「心理的親」となりうるおとなとの関係のなかで見出すためのケースワークとする必要があります。

なお、こうしたこどもにとっての「心理的親」は、必ずしも、こどもが生活している①～⑥の場所にいるおとなであるとは限りません。

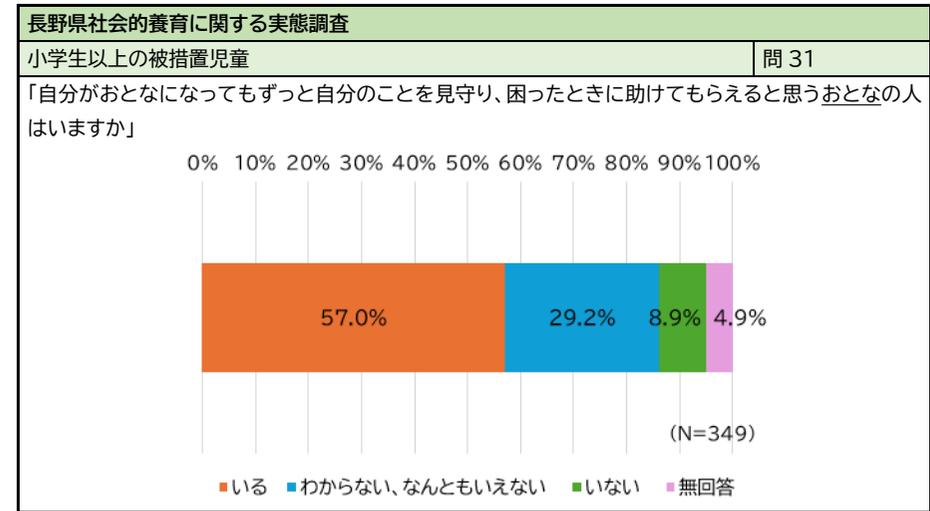
例えば、施設入所しているこどもにとっては、定期的な面会交流に来てくれる自分の親や家族であることも多いと考えられます。

また、家庭で生活しているこどもであっても、自分の「親」を「心理的親」と感じる事ができず、別の人(祖父母などの親族や学校の先生など)を「心理的親」と感じているというケースも考えられます。

これからの児童相談所によるケースマネジメントにおいては、こども自身が、様々な背景や問題を抱えながらもつながりを感じている「心理的親」を見出すことができるような支援を行っていくことが求められています。

### 15-(1)-3 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、施設や里親の家庭などで生活するこどもを対象に、また、令和6年8月に行った「長野県こどもモニター」を対象としたアンケート調査では、在宅のこどもを対象に、以下のアンケートを行いました。



長

弁護士さん、ありがとうございます

この5つの目標に(優先順位や施設が良い場合があることを明確にして)

⑥ 元の家族との交流などは続けながら、施設で育つ

を加えた6つの順番で、サポートが必要なこどもの行き先を考えていくことにしていきます

Q

この6つのなかで、一度行き先が決まれば、それで終わりですか？

P

それでは、これまでとあまり変わらないような気もするのですが？

学

本当に大切なのは、その後で、

サポートが必要な子どもや家庭の状況は、行き先が決まってからも変わり続けるわけです

長

生まれ育った家から離れて生活しなければならなくなったとしても、できるだけ早く自分の家に帰れるようなサポートをして、子どもが安心して自分の家に帰れるようにするなど、常に何が子どもにとって良いことなのかを考えて、サポートし続けていくことが大切です

里

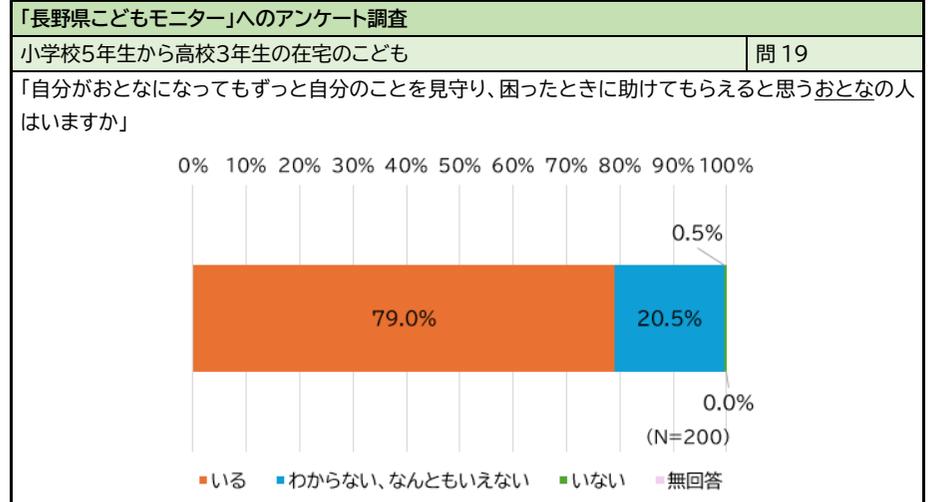
いったんは施設に入っても、こどもの状態などを見ながら、できるだけ早く里親の家で生活できるようにするというのも大切なんです

弁

こどもの親せき(おじいさん・おばあさん・おじさん・おばさんなど)の人に育ててもらえるようにするというのも考えられますね

施

施設で生活していても、家族と会って、家族とのつながりを持ち続けられるようにするというのもあるのではないのでしょうか？



県内の子どもが「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」のなかで育てられているか、つまり、こどもの「パーマネンシー」が保障されているかという観点から行ったアンケート調査ですが、施設や里親の家などで生活する子どもと在宅のこどもの回答を比較した結果、明らかな差があることがわかりました。

「自分がおとなになってもずっと自分のことを見守り、困ったときに助けてもらえると思うおとなの」がいるかという問いに対して、「いる」と回答した割合は以下のとおりとなりました。

- 施設や里親の家などで生活する子ども…57.0%
- 在宅で生活する子ども…79.0%

そして、「いない」と回答した割合についても、

- 施設や里親の家などで生活する子ども…8.9%
- 在宅で生活する子ども…0.5%

となっており、在宅の子どもに比べて施設や里親の家などで生活するこどものパーマネンシーが保障されていないという実態が見えてきました。

なお、年齢別にみていくと、在宅の子どもでも16歳以上になると「いる」という回答が、ほかの年代と比べると10%程度減り、その分「わからない、なんともいえない」という回答が10%程度増える傾向にあります。また、「いない」と回答する割合は、いずれの年代でも大きな差はみられませんでした。

それに対して、施設や里親の家などで生活する子どもは、16歳以上になると「いる」という回答が、やはりほかの年代に比べると10%程度減りますが、その分については「わからない、なんともいえない」という回答が5%程度増え、「いない」という回答も5%程度増えています。

みなさん、ありがとうございます

長

そのとき、そのときの、こどもや家族の状況に合わせて、最も良いと考えられる行き先やサポートを考え続けていけるような仕組みをつくっていくということですね

平

これまで、児童相談所にはそうしたことをするための仕組みがありませんでした

そのため、本当はこうしたことをやらなければいけなかったのだと思いますが、できていなかったということだと思っています

長

すると、今回の新しい計画では、こうした仕組みをつくっていくということに取り組んでいくということですか？

Q

そうしたこともあわせて、次のようなことに取り組んでいきたいと考えているところです

長

#### 【新しい計画で取り組みたいこと】

- すべての児童相談所に、家族から離れて生活することもが「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を見つけ出せるためのサポートを専門に行う職員のチームを置く
- こうしたチームによって、家庭から引き離されたこどもの状況などを見ながら、最も良いと考えられる行き先やサポートを考え、できるだけ早く実行していく

O

私はずっと施設で育ったので、施設のみなさんにはとても感謝していますけれど、施設を出たあとは、とても孤独を感じていました  
できるだけ早く、こうしたサポートの仕組みができるといいですね

こうしたことから今回の2つのアンケート調査によって、施設や里親の家で生活することもについては、成人年齢(18歳)に近づくにつれてパーマネンシー保障をあきらめるこどもが一定程度増える傾向があるという実態が見えてきました。

#### 15-(1)-4 現在の計画における取組

現在の計画では、児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組について、児童相談所の介入機能と支援機能の分離の検討について言及はありますが、具体的な取組を定めていません。

#### 15-(1)-5 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、評価指標と目標値を定めていません。

学

今回の新しい計画は、令和11年度までの計画ですが、先ほど言っていた、児童相談所に置こうとしている専門の職員チームはいつまでにできるのですか？

長

児童相談所の職員の数や仕事の役割分担のあり方も考えながら、できるだけ早い時期にできるようにしていきたいと考えています

弁

先ほど市役所さんにも言っていました、子どもにとっての1年間と、おとなにとっての1年間は重みが全く違います。児童相談所も大変ですが、いま、サポートを必要とする子どものためにも、必要なときに必要なサポートをするよう取り組んでほしいと思います

学

新しい計画による取組が始まることから、それぞれの児童相談所で「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を見つけ出せるためのサポートを専門に行うチームづくりを進めていって欲しいですね

長

ありがとうございます。可能なところから話し合ったようなサポートを始めて、できるだけ早く、専門のチームが置けるように努力していきたいと思います

Q

ところで、里親の家や施設で生活している子どもが「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を見つけているかについては、どのようにチェックしていくのでしょうか？

弁

1つは、令和6年6月から7月に行ったようなアンケートをして、子どもたちの思いを見ていくということではないでしょうか？

### 15-(1)-6 新しい計画における取組

今回の新しい計画の基本的な考え方(理念)を踏まえた、児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向け、以下の取組を進めていきます。

- ① 児童相談所におけるパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う専門職員による担当チームの設置
  - 児童相談所の体制拡充や職員の役割分担の見直し等により、虐待対応等に係る家庭への介入、在宅ケースの支援、こどもの家庭からの分離、施設入所措置・里親等委託を担当する職員と、施設入所措置・里親等委託を行ったこどものパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを専門に担当する職員とに分け、パーマネンシー保障の担当チームを設置する
- ② 家庭から分離したこどもや家庭の状況を踏まえた、パーマネンシー保障のためのサポート
  - 上記のパーマネンシー保障のためケースマネジメントを行う専門職員による担当チームにおいて、先行的な取組を行っている自治体の取組を参考に、こどもや家庭の状況を踏まえた、複数のゴールを設定する支援プラン(いわゆる「パーマネンシープラン」)の策定をはじめとする、こどもの長期措置を防ぐための必要かつ迅速なケースマネジメント及びこどもや保護者のサポートを行う
  - こどもの家庭復帰が難しい場合においては、こどもの年齢や意見等、家族の状況を考慮し、親族養育、特別養子縁組等について検討を行い、こどものパーマネンシー保障が実現されるための迅速な判断・対応を行う
  - その他、こどもや家庭の様々な状況に応じて、市町村、里親・ファミリーホームや施設等の関係者の理解と協力を得て、パーマネンシーゴールの優先順位を考慮に入れたケースマネジメントを継続的に行う

### 15-(1)-7 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
パーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う専門の担当者又は担当チーム	すべての児童相談所に専門職員による担当チームを設置

なお、こうした、専門職員による担当チームを設置する取組については、児童相談所の体制の拡充や職員の役割分担の見直し等により、今回の新しい計画による取組に合わせ、すべての児童相談所において設置できるよう、順次進めていきます。

長

アンケートによって子どもたちの「思い」を見ていくことはやっていきたいと思っていますが、子どもが施設や里親の家などで生活した年数などもみながら、チェックしていきたいと考えています

P

「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」のなかで育つ子どもが、私たちが子どもだった頃よりももっと増えてほしいと思います

長

ありがとうございます

里

さて、そろそろ、今回の話し合いをまとめていきませんか？

長

そうですね

それでは、まずは、新しい計画での取組についてです

#### 【新しい計画での取組】

- すべての児童相談所に、家族から引き離された子どもが「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を見つけ出せるためのサポートを専門に行う職員のチームを置く
- こうしたチームを、児童相談所にできるだけ早く置く
- こうしたチームによって、家庭を離れ生活している子どもの状況などを見ながら、最も良いと考えられる行き先やサポートを考え、できるだけ早く実行していく

弁

取組については、良いと思います

### 15-(1)-8 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組の評価指標

長野県において、パーマネンシー保障のための児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
施設や里親の家などで生活している子どもを対象としたアンケートの実施による、パーマネンシーの保障がされていると感じている子どもの割合
施設や里親の家などで生活している子どもの実親や親族との交流(面会、一時帰宅等)の実施回数
永続的解決(家庭復帰・親族養育・特別養子縁組・普通養子縁組)に至った子どもの数
施設や里親等への平均措置期間
児童相談所職員をはじめとする市町村、里親・施設等の関係者を対象とするパーマネンシー保障に関する理解促進のための研修等の実施状況
先行して取り組んでいる自治体が重視しているプロセス指標

学

次は、子どもたちに見て(感じて)ほしいところですね

### 【子どものみなさんへ】

- いま、あなたには「自分をずっと支え、つながっていてくれる」と感じられるおとなが一人でもいますか？
- いま、あなたをサポートしている児童相談所をはじめとしたまわりのおとなは、あなたが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるようなサポートをしてくれていると感じますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

B

こうしたことを改めて聞かれると、どうなんだろうと思いますが、自分のことをずっと応援してくれるおとなが、ひとりでもいてくれると心強いだろうなどは思いました

長

私たちも、これまでやってきた子どもや家庭へのサポートに対する考え方を変えながら取り組んでいきたいと思えます

市

それでは、今日の話し合いは、いったん、ここまでですかね？

長

はい  
そうしたいと思えます

### コラム パーマネンシー保障のための実践を学ぶ(その①)

今回の新しい計画においては、6-(2)で説明したとおり、「パーマネンシー保障」が「家庭養育優先原則」と並び、基本的な考え方(理念)となっています。

県では、計画の検討・策定と並行して、子どものパーマネンシー保障をどのように実現していけばよいのか、子どもと家庭の支援に携わる、市町村、児童福祉施設、里親・ファミリーホーム、児童相談所等の関係者の皆さんと一緒に学び、考えていくため、以下のとおり研修会を行いました。

講師には、福岡市の児童相談所で子どものパーマネンシー保障を念頭に置いたケースワークの取組を実践した後、福岡市役所で社会的養育の施策推進にも関わり、現在は子ども家庭庁(虐待防止対策課)で活躍されている、福井 充 氏を招きました。

#### ◎ 長野県社会的養育推進計画策定に係る研修会

##### 【概要】

会場	中南信会場	東北信会場
日時	令和6年(2024年)7月11日(木)	令和6年(2024年)7月12日(金)
場所	長野県松本合同庁舎 講堂	長野県庁 講堂
参加者	63名	48名

##### 【内容】

「パーマネンシーを目指す実践と施策」 子ども家庭庁支援局虐待防止対策課 福井 充 氏

①入庁後、生活保護のケースワーカーとして面談した相手から、「お前らのせいで俺は一匹狼」になってしまったとの言葉を投げかけられ、長期の児童福祉施設入所措置後の孤立に直面した。

②子どもが安心して育つためには、①安心(危なくない・怖くない)、②個別ケア(ニーズに応えてくれる)のほかに、③パーマネンシー(つながりが続いていく・根っこがある)が必要

③措置の状況を調べた結果、ケースマネジメントの停滞により、長期措置後に家族とつながりが希薄なまま自立を迎える若者を生んでいるのではないかという課題意識を持ち、専任の係を設置して、措置ケースに関するケースマネジメント(家族と協働するプランニングと進行管理)を強化

④在籍期間が長い子どもでも家庭復帰に至るケースが増加したり、親族養育への移行が増加するなど、子どもの状況ごとに多様な支援結果(アウトプット)につながった。

##### <福岡市で実践してきた取組>

- 施設・里親と児童相談所の協働による親子交流・家族再統合
- 家族と里親の共同養育
- (市町村における)在宅支援の充実・強化による家庭の維持

##### <まとめ>

- > ケースマネジメントや支援・サービスを分断することなく、連続的な社会的養育へ
- > 計画づくり、支援事業の構築の起点・主体は国ではなく「自治体」

(つづく)

(研修参加者の感想の一部を 276 ページに掲載しています)

15-(2) こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポートをするための取組(親子関係再構築に向けた取組)

児童相談所によるサポートを変えていくための2つ目の取組と考えていることが、  
「こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」をしていくことです

長

弁

令和4年に法律(児童福祉法)が変わった時に、法律のなかでも県がやっていくことになったものですね

そのとおりです

長

B

なんとなくわかるような気もするのですが、  
一体、どんなサポートをしようとしているのですか？

そうですね…少し順を追ってお話しすると、  
児童相談所は、こどもの安全の確保のために、こどもを一時保護したり、  
里親の家や施設に預けるということをする、というお話があったと思います

長

学

この前※に、私が話したことです

※253 ページのことです

こうした方法で、児童相談所の決定によって、こどもが親や家族から離れることになるわけですが、なぜそうするのかといえば、色々な理由があるのですが…

長

15-(2)-1 パーマネンシー保障のための「親子関係再構築」の必要性

令和4年の児童福祉法の改正により、県は、親子の再統合(里親の家や施設で生活することもが親と一緒に生活することなどの親子の関係修復)を目指して、その必要があるこどもと親に対してサポートをする「親子再統合支援事業」が着実にできるように努めることとされました。  
(児童福祉法での「親子再統合」と、この計画での「親子関係再構築」は同じことです。)

前にも説明しましたが、児童相談所では、こどもの安全を図る必要などを判断して、こどもを家庭から引き離して、一時保護をすることや、施設や里親の家などに預ける(措置する)ことがあります。

こうしたことは、こどもの安全を確保するため等に必要と判断して行うわけですが、こうして親元から離れることになったこどもを、いつまでもその親から引き離れたままにしておくことが望ましいといえるでしょうか？

言い換えれば、ネガティブ(不適切・破滅的・否定的)な関係にあったために家庭から離れたこどもと親の関係を、ポジティブ(適切・前向き・建設的・肯定的)な関係に、あるいはポジティブとはいえないけれども、少なくともネガティブではないと評価できる関係に修復しながら、こどもがもう一度親と一緒に生活することができるようにする努力が必要ではないでしょうか？

今回の新しい計画における基本的な考え方(理念)家庭養育優先原則やパーマネンシー保障という基本的な考え方を踏まえれば、こうした取組が必要となることが理解できると考えます。

これまで、児童相談所では、虐待への対応などに多くの時間が割かれ、こうしたサポートをするための十分な体制がとってこられなかったことも事実です。

しかし、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行っていくうえでは、こうした、こどもと親の関係をポジティブなものにするためのサポートを同時にしていくことが求められていると考えています。

児童相談所がかかわるケースにおけるこどもと親の問題には、親自身が育ってきた環境(親自身もこどものころに適切に育てられてこなかったことが多い)等の複雑な背景があります。

こうしたネガティブなものとなっているこどもと親の関係の原因や要因を理解し、取り除き、ポジティブな関係、あるいは少なくともネガティブとはいえないと判断できる関係にしていくためのサポートができるための体制、仕組みづくりが必要です。

家族から引き離された経験を持つこどものなかには、「親を助けてほしかった」「親を助けてくれる人がいたら、離れることなく、一緒に暮らしていけたのではないかと振り返るこどももいるといわれています。

施

簡単にいえば、  
「子どもと親や家族とのつながり(関係)が、子どもが家にいてはいけないと考えられるくらい良くない」からということではないでしょうか？  
お金の問題や病気があったりして、つながり(関係)を「良くしておくことが難しい」場合もあるかもしれません

長

そのとおりだと思います  
そして、今言っていたいた、  
子どもと親や家族との「良くない」「(難しい)」つながり(関係)を、「良い」つながり、「前向きな」つながりにしていくためのサポートを「できるようにしていきたい」ということが、ここで話していきたいものになります

C

それは逆からいえば、これまでは、できていなかったということですか？

長

十分ではなかったと考えています

学

長野県に限ったことではありませんが、  
児童相談所では、虐待などのあった家庭の子どもや親の対応に忙しく、こうしたサポートをする余裕がなかったともいわれていますね

長

はい  
でも、こうしたサポートがしっかりできれば、一度は家から離れることになった子どもでも、また親との生活に戻ることができるかもしれません

市

そうすると、親との「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」もできていくかもしれないということですね？

こうした子どもの思いも踏まえれば、子ども自身だけではなく、その親や家族も対象とした「親子関係再構築」のためのサポートが求められることが理解できると考えられます。

ところで、こうした取組の結果、生まれ育った(自分の)家に戻り、子どもが親とのポジティブな関係のなかで育っていくことができれば、このサポートの結果としては最も望ましいものいえます。

しかし、何らかの理由で子どもが元の家庭に戻ることができずに、里親の家や施設などでの生活を続けていかなければいけない場合も考えられます。

たとえ、そうであったとしても、また、そういった条件のもとでも、子どもと親や家族との関係をポジティブなもの、少なくともネガティブではないものにしていけるような取組を進めていくことも必要です。

### 15-(2)-2 「親子関係再構築」の対象と目的は？

上記では、ネガティブとなっている子どもと親や家族との関係を、ポジティブな関係、少なくともネガティブではないと判断できる関係にしていくためのサポートの必要性について説明しました。

ところで、こうしたサポートは児童相談所によって家庭から引き離された子どもと親だけを対象とするものかといえば、そうではありません。

こうしたサポートの対象と考えられるのは、以下のような子どもや家族です

- 一緒に生活はしているが、虐待のリスクなどがあり、虐待予防のためのサポートを必要とする子どもとその家族
- 児童相談所の判断によって家族とは離れて暮らす子どもとその家族
- 子どもが家庭に戻ることはできたが、その後のサポートが必要な家族

また、こうしたサポートは、家族と離れて生活する子どもが家庭に戻れるようにすることだけを目的とするものでもありません。

上でも説明したとおり、何らかの理由によって、元の家庭から離れて里親の家や施設での生活を長い間続けていかなければいけない場合も考えられます。

こうした場合においても、例えば、親子の面会や帰省などの交流を継続的に行っていく、子どもに親や家族の状況を伝え続けていくといった取組によって、子ども自身が親や家族とのつながりを感じながら、子どもと親や家族との関係をポジティブなもの、少なくともネガティブではないものにしていくようなサポートをしていくということも、1つの「親子関係再構築」のかたちと考えられています。

さらに、親子関係再構築の取組は、子どもと親や家族の関係だけに止まるものではありません。親子の交流がない場合でも、きょうだいとの関係を維持・(再)構築したり、祖父母等の親族との関係や、特別養子縁組をする場合の養親(候補者)との関係、長期の里親委託における里親との関係についても、親子関係再構築支援の対象とするべきであると指摘されています。

長

そのためにも、こうしたサポートをしていくための取組が必要と考えているのです

B

つまり、児童相談所が親や家族と別れて生活することもが家庭に戻れるようにするためのサポートということですか？

長

もちろん、子どもと親の前向きなつながりを見つけた結果として、元の家庭に戻っていくことができれば一番良いと思います

施

でも、例えば、どうしても家には戻れずに里親の家や施設で生活を続けることになるとしても、そこで暮らす子どもと親が前向きにつながっているためのサポートということも考えなければなりませんよね？

町

子どもを親や家族から保護するほどではないとしても、子どもと親の関係が良くないなら、それを良くするための子どもや家庭に対するサポートということもありますよね？

長

はい  
こうした「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」は、親や家族とは離れて生活する子どもとその親へのサポートだけではなく、施設さんや町村さんが言ったような子どもや家庭にもしていく必要があると考えています

市

いっしょの生活に戻ることができた子どもと親との関係が、また良くないものにならないようにするサポートも必要ですね

### 15-(2)-3 「親子関係再構築」に向けた取組

さて、こうした「親子関係再構築」のためのサポートを行っていくに当たっては、これまでは十分とはいえなかった児童相談所におけるサポート機能の強化が必要となってきます。

つまり、親子関係再構築の実施に当たっては、児童相談所のほか、市町村、児童家庭支援センター、里親と里親支援センター、施設などが、民間の専門家や団体を含め、親子関係再構築が必要とされる子どもや家庭に対するサポートの目的を共有しつつ、子どもの思いや意見を尊重しながら、それぞれの関係者が持つ機能やサポート、サービスを組み合わせ、継続的に提供していくことが必要となってきます。

例えば、児童相談所において親子関係再構築に向けてサポートを行うなかで、児童相談所では提供することが難しい専門的なサポートを提供することが適切な子どもや家庭があることも考えられます。

こうした子どもや家庭に対しては、様々な施設や民間の専門家や団体が提供する専門的なプログラム(保護者支援プログラム)を提供していくことも必要になってきます。

そして、こうした専門的なプログラムは、子どもや家庭の状況に合わせることができるよう、プログラムを複数用意することも必要です。

ただし、こうした専門的なプログラムを提供していくに当たっても、児童相談所とプログラムを提供する施設等とがサポートのための目的を共有し、プログラム実施後の子どもや家庭の変化を適切に評価するなど、児童相談所において適切な関わりを持ちながらサポートしていくことが求められます。

また、市町村が提供できるサポートのなかには、ネガティブなものとなっている子どもと親の関係の原因や要因を取り除いたり、軽減したりすることで、ポジティブな関係、あるいは少なくともネガティブとはいえないと評価できる関係にしていくためのサポートもあります。

例えば、「11 市町村が子どもや家庭のサポートをしていくために取り組むこと」において説明した市町村の家庭支援事業や、公営住宅などの生活基盤を整えるためのサポートのための資源やサービスを、市町村は多く持っています。

こうした市町村が持つ資源やサービスを活用した、虐待予防のためのサポート、元の家庭へ子どもが戻ることができるために提供できるサポートや、子どもが家庭に戻った後にも必要とされるサポートを提供し、子どもと親や家族と一緒に生活し続けられるようにしていくことも、親子関係再構築支援の1つであり、市町村においても、こうした親子関係再構築の意義を理解していく必要があります。

上記のような地域資源の整備を図りながら、施設や里親の家などで生活している子どもに対しては、児童相談所や施設や里親などの関係機関が親子関係再構築に向けた目的を共有しながら、15-(2)-3で説明したとおり、親子の面会や帰省などの交流を継続的に行っていく、子どもに親や家族の状況を伝え続けていくといった取組によって、子ども自身が親や家族とのつながりを感じながら、子どもと親や家族との関係をポジティブなもの、少なくともネガティブではないと評価できるものにしていくようなサポートをしていくことが求められます。

長

そうしたサポートも「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」であると考えています

P

話を聞いていると、  
児童相談所だけでなく、市町村や施設・里親などもこうしたサポートには関係してくるようですね？

学

「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」については、児童相談所や市町村だけではできないようなサポートもあって、例えば、親に子どもへの関わり方を専門的に教えたりするサポートができるような施設や専門家も必要になることがあると思います

長

そのとおりです

さて、少しまとめると、「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」は、

- 一緒に生活しているが、親子関係が良くない家庭とその子ども
- 家から離れて親とは別に生活している子どもとその親や家族
- 子どもが家に戻った後もサポートが必要となる子どもと家族と、いろいろな状況に置かれている子どもや家庭のためのサポートであるということが出来ます

弁

そして、いろいろな状況に置かれた子どもや家族をサポートしていくためには、児童相談所だけでなく、市町村、里親や施設、また専門家などが「子どもと親が前向きなつながりを見つけられる」ようにするという同じ目的をもって、それぞれができるサポートも重ね合わせながらサポートしていくことが必要ということですね

また、親が死亡した場合や行方不明になった場合など、親子関係の維持が難しい場合は、きょうだいや親族と子どもの関係、特別養子縁組における養親と養子の関係、長期の里親養育における里親と里子の関係についても、親子関係再構築の対象と考えてサポートしていく必要があります。

このように、親子関係再構築に向けた取組を行っていくに当たっては、児童相談所をはじめ、市町村、児童家庭支援センター、里親・ファミリーホームや里親支援センター、施設、専門的なプログラムを提供できる専門家や民間団体などの様々な関係機関がその目的を共有し、長期的な視点を持って、それぞれが提供できる資源やサービス、サポートを重ね合わせながら提供することが必要です。

コラム	パーマネンシー保障のための実践を学ぶ(その②)
	268ページで紹介した研修会に参加した方たちの感想を、一部抜粋して紹介します。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パーマネンシーについて改めて学ぶことができました。関係機関が連携して、切れ目なくマネジメント・支援していくことが大切だと思います。子どもの権利を保障するために今後も努めていきたいです。(市町村)</li> <li>● 県・市町村・関係者だけでなく、この考えを広く一般に知っていただく必要がある。(市町村)</li> <li>● 子どもの安全確保のため、まず一時保護からという考えが定着してしまっていたように思います。分離によるリスクについても、重く受け止めたい。社会資源の開拓について、NPO等に投げかけ、できることとニーズをマッチングしていきたい。(市町村)</li> <li>● グループワークでたくさんの職種の方と話ができて、それぞれの立場の意見等がきけて良かった。福井先生のお話がとてもよかったです。(市町村)</li> <li>● 親子分離にならないように支援をするなかで、親もとても悩んで子育てしている様子を感じます。虐待をしてしまったとしても、その方も住民ですので、子どもはもちろんですが、親の人生も大切にしたいと思うし、この親は変わらないという見極めも必要だと思う。(市町村)</li> <li>● 入所すると、安全が保障されたということから、支援の温度がさがっていた。目の前の在宅ケースに重きを置いてしまっていたが、(子どもが)生活していた環境でもう一度暮らすということ、私たちが忘れないことがすぐに取り組めることだと思います。(市町村)</li> <li>● パーマネンシーの重要性をさらに深く理解することができた。具体的にわかりやすかったです。「安全だったら安心なのか?」、帰属意識の大切さ、施設でも周知していきたいです。(施設)</li> <li>● 子どもの安心・安全のためには、現在のアタッチメント形成のみでなく、未来を想像し具体的なイメージを持てることが大事なことが確認できた。家庭復帰に向けた親が入った家庭支援が弱い部分であったと感じた。(施設)</li> <li>● (里親が)家族と会って、交流してもいいんだということに驚きました。里子の立場から言えば、「ママ」と「おばちゃん」が友達になったらすてきだと思うし、里子も安心すると思う。(里親)</li> <li>● 家族再統合に向けて、里親の役割があるのならば、協力していきたい。(里親)</li> <li>● これまでパーマネンシー保障の観点からの支援がなされてこなかったと思う。つながりを大事にされてこなかった子どもをどうフォローしていくのかも考えたい。(児童相談所)</li> <li>● 事例にあったような保護者との関係も希薄となり、孤立無援の子どもを生み出さないような取組が必要だと思った。(児童相談所)</li> </ul>

市

市町村がサポートしていたこどもや家庭についても、児童相談所が関わって一時保護したり、施設や里親の家などに預けるようになると、その家庭に関わらなくなることがあります

町

こどもと家族とのつながりがなくなり、こどもが地域から離れていってしまわないよう、こどもがまた地域に戻ってこられるよう、児童相談所と一緒にこどもがいない家庭をサポートしていくということも考えなければいけないということですね

施

施設で預かっているこどもには虐待を受けてきたこどももいて、こうしたこどもの家族と話をすることもありますが、施設としても、こうした家族を悪者と決めつけずにサポートしていくという姿勢が求められているように思います

里

それは、里親も同じですね

長

ありがとうございます

みなさんが言ってくれたとおりだと思います

〇

もしかしたら、私の親もサポートしてくれていたら、いっしょに生活できていたかもしれないと思うと、いまのこどもや将来のこどものためにもやらなければいけないことなのだと思います

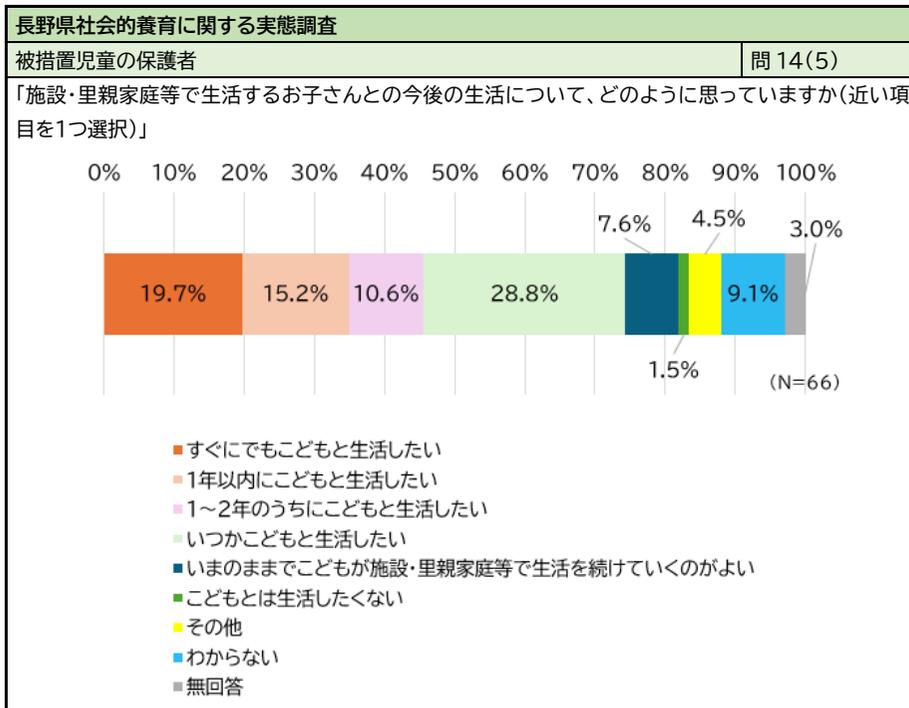
Q

そうですね

それでは、こうしたサポートをするために、長野県ではどんな取組をしていこうと考えているのですか？

### 15-(2)-4 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、施設や里親の家庭などで生活するこどもの保護者を対象に、以下のアンケートを行いました。



今回の調査によって、回答のあった施設や里親の家庭などで生活するこどもの保護者のうち、およそ75%の保護者が再びこどもと生活したいと思っていることがわかりました。

ただし、今回の実態調査においては、調査対象とした施設や里親の家庭などで生活するこどもの保護者のうち、回答のあった保護者はおよそ15%でした。

そのため、今回の調査で回答のあった保護者については、児童相談所による措置やサポートに一定の理解がある保護者による回答が多かったということも想定されるため、こどもの家庭復帰を望んでいる回答者層がもともと多かったということも考えられます。

しかし、今回の調査において、一定数の保護者は、再びこどもと生活することを望んでいることがわかりました。

こうした保護者の思いにできるだけ寄り添ったサポートを行っていくためにも、親子関係再構築に向けた取組を進めていくことが必要となります。

長

はい、このような取組をしていきたいと考えています

#### 【新しい計画で取り組みたいこと】

- すべての児童相談所に、「こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」を専門に行う職員のチームを置く
- 児童相談所や市町村、施設、里親、専門家などによるサポートを重ね合わせて提供できるための仕組みづくりを進める

町

ここまでの話し合いをまとめると、そうなりますかね

施

そうですね

Q

ところで、こうした取組の先にどんな目標を考えているのですか？

長

主にこのような目標を考えています

#### 【目標にしたいもの】

- 「こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」を、できるだけ多くのこうしたサポートを必要とするこどもや家庭に行っていくこと
- 児童相談所の職員が、少なくとも1年に2回は「こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」について勉強し、取り組めるようにすること

P

先ほどOさんが言ったように、いま困っているこども、そして将来のこどものためにも、こうした取組を進めてほしいと思います

#### 15-(2)-5 現在の計画における取組

現在の計画では、親子関係再構築に向けた取組について、具体的な取組を定めていません。

#### 15-(2)-6 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、評価指標と目標値を定めていません。

#### 15-(2)-7 新しい計画における取組

今回の新しい計画では、困難な問題を抱えたこどもとその親や家族のための親子関係再構築に向けた取組として、以下のことを進めていきます。

- ① 児童相談所における親子関係再構築のためのサポートを行う専門職員による担当チームの設置
  - 児童相談所の体制拡充や職員の役割分担の見直し等により、施設入所措置・里親等委託のこどもについて、親子関係再構築のためのサポートを行う専門職員による担当チームを設置する
  - こどもを家庭から引き離れた後に、家庭復帰ができたこどもや家庭について、児童家庭支援センター等への指導委託措置を行うなど、家庭復帰後も親子関係再構築のためのサポートを継続する
  - 親子関係の維持や再構築が難しい場合には、祖父母等の親族による養育や特別養子縁組等について検討し、こどもと親族や養親(候補者)等との関係についてもサポートを行う
- ② 専門的プログラム(保護者支援プログラム)によるサポートの充実
  - 児童相談所のみでは十分に対応できない、多様な課題を抱えているこどもや家族に対する親子関係再構築に向けて、施設などの民間機関による専門的プログラム(保護者支援プログラムや包括的な家族支援プログラム)によるサポートを提供することができるための体制を作る
  - 保護者支援プログラム等によるサポートを行うに当たっては、児童相談所は、対象となるこどもや家族に継続的に関わり、情報を共有することなどにより、サポート全体の調整(コーディネト)を行うようにする
- ③ 市町村によるサポート体制の強化や児童相談所との連携
  - サポートプランの策定や家庭支援事業をはじめとした、市町村が持つサポートのための資源やサービスによって、ネガティブな関係となっているこどもと家族の関係を、こどもが家庭で生活することが難しくなる前に(親子分離に至る前に)改善するためのサポートを行う
  - 親子分離後においても、児童相談所との情報共有等を図りながら、親子関係再構築によるこ

長

ありがとうございます

まだまだ、こうしたサポートをしていくための仕組みづくりはこれからですが、しっかり考え、できるだけ早く、十分なサポートができていくように努力していきたいと思います

里

そろそろ、話もまとまってきたと思いますので、ここでもう一度、新しい計画での主な取組と目標を整理して、次の話し合いに進みましょうか？

学

子どもたちに見て(感じて)もらいたいところも、いっしょにお願いします

長

わかりました

#### 【新しい計画での主な取組】

- すべての児童相談所に、「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」を専門に行う職員のチームを置く
- 児童相談所や市町村、施設、里親、専門家などによるサポートを重ね合わせて提供できるための仕組みづくりを進める

#### 【主な目標】

- 「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」を、できるだけ多くのこうしたサポートを必要とする子どもや家庭に行っていくこと
- 児童相談所の職員が、少なくとも1年に2回は「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」について勉強し、取り組めるようにすること

どもの家庭復帰を見据えた、家庭へのサポートを継続する

- 子どもが家庭復帰した後の子どもや家庭に対する、家庭支援事業等の市町村が持つ資源やサービスによるサポートを実施する

#### ④ 施設や里親・ファミリーホームによるサポートと関係機関との連携

- 児童相談所と施設や里親(・里親支援センター)などが親子関係再構築に向けた目的を共有しながら、それぞれの関係者がサポートしているなかで把握した状況や情報を共有すること
- 子どもが過去の経緯を望ましい形(誤った理解の修正、より肯定的な自己像の再形成、傷つきからの回復など)で振り返り、今の自分や家族の状況を理解・把握し、自分らしい将来を考えられるよう、児童相談所と施設や里親などが連携の上、子どもやその親・家族とともに「ライフストーリーワーク」に積極的に取り組む
- 同様に、児童相談所と施設や里親等は連携して、特に乳幼児や小学校低学年ぐらいまでの子どもの措置やその変更・解除の際において、その経緯を「子ども用の絵本」を作成するなどして子どもに説明するほか、日ごろから真実告知(テリング・telling)等を自然な形で行う
- 施設や里親・ファミリーホームにおいては、家庭復帰後においても「子育て短期支援(ショートステイ)事業」などの家庭支援事業の受託等を通じて、退所・里親等委託解除後の子どもや家庭に対する支援や関わりをできるだけ継続すること

なお、県としては、以上のような取組について、児童相談所を中心に専門家を交えながらよりよい方法や連携について継続的に検討した上で、順次実施していきたいと考えています。

#### 15-(2)-8 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
児童相談所における親子関係再構築を行う専門の担当者又は担当チーム	すべての児童相談所に専門職員による担当チームを設置
親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数	児童相談所が施設や里親等に措置しているケース数
親子関係再構築に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	各年度2回以上
児童相談所等において導入する保護者支援プログラム数	複数の保護者支援プログラム
児童相談所における保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	親子関係再構築に必要な保護者支援プログラム等の委託(指導委託によるものを含む)

【こどものみなさんへ】

- もし、あなたがいま、家族から離れて里親の家や施設で生活しているとしたら、児童相談所の担当の人やあなたのおとなは、あなたと親や家族との関係が「前向き」になるようなサポートをしてくれていると感じていますか？
- もし、あなたがいま、家族と生活していても、家族との関係が良くないと感じているとしたら、あなたの周りに、その関係が前向きになるようなサポートをしてくれるおとなの人がいますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

A

新しい計画を作るための話し合いも、だいぶ進んできましたね？

そうですね

話し合っていきたいと考えていることの、半分くらいは終わったように思います

B

まだ半分なんですか？

まだまだ、話し合いたいことがあります

O

まだまだ、頑張らないといけません

今日はここまでにしたいと思いますが、引き続き、よろしくお願いします

長

長

長

なお、こうした、専門職員による担当チームを設置する取組については、体制の拡充や職員の役割分担の見直し等により、今回の新しい計画による取組に合わせ、すべての児童相談所において設置できるよう、順次進めていきます。

15-(2)-9 新しい計画における資源等の整備目標

親子関係再構築に向けた取組を進めるに当たって、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
親子関係再構築による支援の実施件数*	-	20~ 30%	30~ 50%	50~ 75%	75~ 100%	100%
親子関係再構築に関する児童相談所職員等に対する研修の実施回数	-	各年度2回以上				

※ 15-(1)において説明したパーマネンシー保障の担当チームが支援する措置ケース数

15-(2)-10 「親子関係再構築」に向けた取組の評価指標

長野県において、親子関係再構築に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
親子関係再構築に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数
保護者支援プログラム等に関する児童相談所職員等を対象とする研修の実施回数
児童相談所職員等による保護者支援プログラム等のライセンス取得数
民間団体への委託(指導委託によるものを含む)による保護者支援プログラム等の実施件数
児童相談所が措置することのうち、「ライフストーリーワーク」を行ったことの数

15-(3) 新しい親子関係をつくるためのサポート体制づくり(特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組)

長

児童相談所によるサポートを変えていくための取組の最後(3つ目)に考  
えていることは、  
「新しい親子関係をつくるためのサポート体制づくり」です

A

新しい親子関係？

弁

法律(民法)のなかの専門用語にはなってしまうのですが、  
「特別養子縁組」や「普通養子縁組」をすることですね

学

かなり前<sup>※1</sup>にお話したことなので、もう一度説明しましょうかね

- 元の家族との関係<sup>※2</sup>をなくして、新しい家庭の子どもとして育てられること(特別養子縁組)
- 元の家族との関係<sup>※2</sup>は残しながら、新しい家族と親子関係を作り、新しい家族のもとで育てられること(普通養子縁組)

の2つの種類がありますが、子どもの福祉に関わる人たちの間では、養子縁組と言えば、「特別養子縁組」のを中心に考えることが多いですね

※1 69 ページのことです

※2 69 ページの【注】と同じです

長

ありがとうございます  
学者さんが説明してくれたとおり、新しい家族関係をつくっていくという  
ことは、それまでの子どもと実の親や家族との関係を大きく変えるもの  
になります

施

こうしたことが、子どもにとって本当に良いことなのかということを決め  
るのは簡単なことではないでしょうね

15-(3)-1 こどもの福祉のための特別養子縁組等

15-(2)でも説明したとおり、児童相談所においては、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障とい  
った基本的な考え方を踏まれば、サポートが必要な子どもや家庭に対しては、まずは、子どもと親との  
関係がポジティブな関係、少なくともネガティブではないと判断できるような関係にしていくためのサ  
ポートを行っていくことが求められています。

しかし、こうしたサポートによっても、子どもと親の関係が改善されないようなことも考えられます。  
例えば、

- 保護者が死亡していて、ほかに育てられる親族もいない
- 保護者が行方不明
- 新生児や乳幼児で実の親によって育てられる見込みがない

といった場合です。

こうした場合に、こどもの家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の実現のために考えられる方法の  
**1つ**が、新しくこどもの親になってくれる人(養親)と新しい親子関係を作ることです。

新しい親子関係を作る具体的な方法としては、特別養子縁組と普通養子縁組があります。

これらは、児童福祉法ではなく、民法上の手続きによって法的な親子関係を作るものにはなりますが、  
特に特別養子縁組については、こどもの福祉の増進を図るために、

- 養子となる子どもと実親との間の法的な親子関係を解消し
- 養子と養親の間に(実の親子と同様の)親子関係を成立させる

制度であることから、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障という今回の新しい計画における基本  
的な考え方(理念)を踏まえたケースワークを行っていくうえでは、有効な手段であり、社会的養育の推  
進においては、養子縁組と言えば特別養子縁組を念頭に置くことが一般的だと考えています。

なお、普通養子縁組については、成立後も実親と養子となった子どもとの間の親子関係は存続します。

普通養子縁組は、子どもが 15 歳以上になれば、親権者等の意向にかかわらず、子どもや若者と養親  
となる者の合意により成立させることが可能(未成年者との縁組は家庭裁判所の許可が必要)です。

このため、例えば、長期の里親養育によって形成された里親子の関係について、こどもの意向も踏ま  
え、その関係を将来に向かってより確かなものとするため、普通養子縁組を活用して養親子関係に移行  
するということが考えられます。

もちろん、特に特別養子縁組については元の家族との法的な関係を完全になくすものとなる(いわゆ  
る「血縁関係」(血のつながり)や「生物学的な親子関係」(遺伝的なつながり)は永続的に残ります)ので、  
その必要性を判断することは容易なことではないと考えられます。

そして、特別養子縁組の制度については、戸籍制度上の問題や養親への負担等、様々な問題点が指  
摘されていることも確かです。

学

もちろんそうだと思いますが、例えば、親や親せきがない子どもや、様々な事情で実の親によって育てられることができなくなった小さい子どもがいるような場合は、こうした方法によって、子どもに新しい家族をつくってあげるといことも考える必要があるわけですね

長

この前<sup>\*</sup>に、「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」をつくるために、子どもをどのような環境で育てるかについて、目標の優先順位を決めているという話をしました

※15-(1)のことです

Q

そんな話をしましたね

P

4番目にあったのが、「元の家族との関係<sup>\*</sup>をなくして、新しい家庭のこどもとして育つ」というものでしたね

※ 69 ページの〔注〕と同じです

長

そのとおりです  
もちろん、みなさんの言うとおり、簡単にできることではありませんが、子どもにとって本当に必要なのであれば、こうした方法をとることができる体制や仕組みはつくっておかなければいけないと考えています

町

今回の新しい計画の2つの基本的な考え方にも合った取組として、できるようにしておかなければならないということですね？

長

はい  
● 子どもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つこと  
● 子どもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つこと  
ができるための取組になります

しかし、こどもの健やかな育ちを保障する環境を整えるために必要であれば、こうした方法が検討できるようにしておく必要があることも確かです。

用語解説	特別養子縁組と普通養子縁組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組は、民法に基づき「養親」と「養子」との間に法律上の親子関係を作り出す制度。</li> <li>・ 養子縁組には、「特別養子縁組」と「普通養子縁組」の2つがあり、主な違いは以下のとおり。</li> <li>・ なお、「特別養子縁組」制度は、昭和 48 年に思いがけない妊娠により生まれたこどもを養親に実子としてあつせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、こどもの福祉を積極的に確保する観点から、戸籍の記載が実の親子とほぼ同じ縁組形式をとるものとして、昭和 62 年に成立した縁組形式。</li> </ul>	
	特別養子縁組	普通養子縁組(未成年者養子縁組)
縁組の成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養親の請求に対する家庭裁判所の決定により成立</li> <li>・ 実父母の同意が必要(ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭裁判所の許可を得た<sup>*</sup>うえで、市区町村へ養子縁組の届出</li> <li>・ 養親と養子の合意が必要(養子が 15 歳未満の場合には、養子の法定代理人(親権者等)が、養子本人に代わって養子縁組の合意をする)</li> <li>・ 養親に配偶者がいる場合は、配偶者とともに縁組する必要がある</li> </ul>
年齢要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養親:25 歳以上で配偶者がいること(夫婦の一方が 25 歳以上であれば、一方は 20 歳以上で可)</li> <li>・ 養子:原則として 15 歳未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養親:20 歳以上</li> </ul>
実親との関係	実親との親族関係は終了する	実親との親族関係は終了しない
監護期間	6か月以上の監護期間における監護状況等を考慮	規定なし
戸籍の表記	実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載	実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載

※養子が、①配偶者の子(いわゆる連れ子)や孫など、又は②自己の孫などであれば、家庭裁判所の許可は不要

- ・ さらに、特別養子縁組については、令和2年に
  - 養子の年齢を、原則6歳未満から原則 15 歳未満へ引き上げ
  - 裁判手続きの一部については、児童相談所において申立可能とする
  - 実親による子育てが著しく困難又は不適当であることを明らかにする資料は、児童相談所も提出可能

とすることなどにより、制度を利用しやすくするための制度改正が行われている。

弁

「新しい親子関係を**つくる**ためのサポート体制づくり」については、現在の計画でも取り組んでできましたね？

はい

主にこのような取組を進めてきました

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 市町村などと協力して、新しい親子関係が必要になりそうな子どもをできるだけ早く見つけるようにする
- 民間(国や県などとは別のところ)で、子どものために新しく親になってくれる人を見つけてくれるところ(民間あっせん機関)と協力すること
- 新しい親子関係ができた後の子どもや家庭などへのサポート

そして、このようなところをチェックしてきました

【現在の計画でチェックしてきたこと】

児童相談所がかかわった「特別養子縁組」の件数

弁

令和6年度に 12 件

令和 11 年度に 18 件

という目標にしていましたね？

B

結果はどうなんでしょうか？

長

長

15-(3)-2 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

15-(1)において説明したとおり、児童相談所において、今回の新しい計画の基本的な考え方(理念)である家庭養育優先原則とパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行うに当たっては、6つの優先順位を考慮することとしたところです。

そこでも説明したとおり、子どもを家庭から分離した後**に**家庭復帰が難しいと判断される場合は、子どもの思いや**年齢・状況**等を踏まえつつ、子どもにとってより負担の少ない親族(祖父母・おじ・おば等)による養育(親族里親**等**を含む)を検討することになります。

しかし、子どもや家庭、親族の状況等により、親族による養育が難しいと判断される場合は、法的な新しい親子関係の形成(特別養子縁組・普通養子縁組)も検討することが必要となります。

そのためには、まず、児童相談所において、それぞれのケースワークを通じて特別養子縁組等を検討する必要がある子どもを把握する必要があります。

その上で、児童相談所においては、特別養子適格の確認の申立等について、積極的に検討していくことが求められます。

実際に特別養子縁組等を行うに当たっては、子どもにとって実親との関係がどのような意味を持っているのかという点も含めて、十分な**調査・評価(アセスメント)**を行うとともに、子どもと養親となるおとなとの**マッチング(適合性)**等も**適切**に考慮することが求められます。

もちろん、児童相談所による特別養子適格の確認の申立は、**子どもと親**のその後の人生に関わる重大な責任を伴うものとなります。

したがって、児童相談所において特別養子縁組等を検討するに当たっては、15-(1)において説明した①～③に向けた最大限の努力を**(子どもの時間感覚に合わせて)**行っただけで判断していくことが必要であることは言うまでもありません。

なお、特別養子縁組等を行うに当たって、児童相談所が適切な養親(養子縁組里親)を見つけることができない場合には、民間のあっせん機関等に打診し、適切な養親を見つけることも検討する必要があります。

反対に、民間のあっせん機関等からの協力依頼があった場合は、候補となる適切な養親(養子縁組里親)の検討を行うなどの協力をすることも必要と考えられます。

そして、児童福祉法においては、県が、特別養子縁組等が成立した後の、その家庭の子ども(養子)や新たに親となった養親、その子どもの実父母などに対するサポートを行うことが義務となっています。

そのため、縁組成立後においても、児童相談所では、**子どもに関係してきた施設や児童家庭支援センター等の協力も得て、養親子へのサポート(養育上のサポート、真実告知に関するフォロー、必要によって子どものルーツ探しや実親子交流に関するサポートなど)**を継続的に行っていく必要があります。

令和2年度は18件となりましたが、令和3年度から令和5年度は10件もないという状況です

長

Q

あまり増えなかったということですか？

長

増やそうという方向で目標は立てたのですが、結果としてあまり増えなかったと考えているところです

C

増えなかったのには、何か理由はあるのですか？

長

主な理由としては、この前※にお話したとおり、これまでの児童相談所では、「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるためのサポートが十分にできていなかったということが考えられます

※15-(1)のことです

町

やはり、そういったサポート体制をきちんとつくることが大切になるということですね

長

そのように考えています

平

そういえば、児童相談所が「特別養子縁組」のための法律上の手続きに関わるようになったのは、令和2年4月からでしたね？

長

はい  
それについても、児童相談所では具体的にどのようにやっていけばよいか考えながら取り組んできたというところがあると思います

### 15-(3)-3 現在の計画における取組

特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組として、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 市町村・産科医療機関と連携した取組
  - 市町村・産科医療機関等との情報共有により、保護者による養育が長期的に困難と見込まれることも早期に把握すること
  - 市町村・産科医療機関に向けて、特別養子縁組等の制度を周知すること
- ② 「にんしん SOS ながの」との連携等
  - 「にんしん SOS ながの」との連携により、保護者による養育が長期的に困難と見込まれることも早期に把握すること
  - 教育委員会との連携により、学校への制度の周知をすること
- ③ 民間のあっせん機関等との連携
  - 養子縁組里親に対する民間あっせん機関に関する情報を継続的に提供すること
- ④ 縁組成立後のサポート
  - 養親の意向も踏まえ、児童相談所や関係者との連携によるアフターフォローを行うこと
- ⑤ こどもの出自を知る権利の保障
  - 児童相談所をはじめとした関係者による、特別養子縁組等をしたこどもに対する、自らの出自に関する真実告知等が適切に行われるためのサポートを行うこと
  - こどもの生い立ちをこどもとともに整理してくこと(ライフストーリーワーク)に向けた研修等を実施すること

### 15-(3)-4 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数	12件	18件

(注)児童相談所の養子縁組里親委託家庭や、児童相談所が支援していた民間機関による養子縁組のあっせんがあった家庭で特別養子縁組が成立した件数

Q

そういったところも、「特別養子縁組」があまり増えてこなかった理由と  
いうことですか？

長

それもあると思っています

学

もちろん、「特別養子縁組」のような「新しい親子関係」が必要となること  
もの数は、年度によっても違うと思いますが、  
こうした「新しい親子関係」を必要とするこどもがいるのであれば、それ  
が早くできるように、もう一度考えていかないとはいけませんね

長

学者さんの言うとおりです

なので、今回の新しい計画では、これまでの取組もさらに進めながら、主  
にこのようなことに取り組んでいきたいと考えているところで

#### 【新しい計画で取り組みたいこと】

- 市町村などと協力して、新しい親子関係が必要になりそうなこどもをでき  
るだけ早く見つけるようにする
- 児童相談所の体制などを見直して、必要なこどものために、できるだけ早く  
「新しい親子関係」を作るための手続きなどができるようにする
- 民間(国や県などとは別のところ)で、こどものために新しく親になってくれ  
る人を見つけてくれるところ(民間あっせん機関)と協力すること
- 新しい親子関係ができた後のこどもや家庭などへのサポート

学

今回の新しい計画では、児童相談所での体制を見直して、今サポートして  
いるこどもが、本当に「新しい親子関係」が必要なこどもなのかを、早く  
考えていけるようにすることが、一番大切なところになりますね？

#### 15-(3)-5 現在の計画における指標(目標値)の現状

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和2年度から令和5年度の状況は以下のとおり  
となっています。

評価指標	策定時状況	目標の達成状況			
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童相談所が関与した 県内の特別養子縁組 の成立件数	8件	18件	6件	6件	5件

#### 15-(3)-6 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込に対する要因分析

本県における、児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数の目標については、現在の計  
画策定時において、指標となる目標値がなかったため、5年ごとに計画策定時(平成30年度)の件数の  
1.5倍を目標値としてきました(H30実績:8件・R6目標:8×1.5=12件・R11目標:12×1.5=18  
件)。

結果としては、令和2年度に18件となりましたが、その後は10件に満たない状況が続いています。

特別養子縁組が増えてこない要因の1つは、これまで説明してきたとおり、児童相談所におけるケ  
ースマネジメント体制が不十分だったことが挙げられます。

なお、児童相談所において特別養子適格の確認の申立等ができるようになったのは、令和2年4月の  
制度改正以降になりますが、制度改正から年数が浅く、具体的事例の蓄積がほとんどなかったとい  
うことも、現時点における結果の要因の1つになっていると考えられるところです。

しかし、上記において説明したとおり、特別養子縁組は、こどもにとって実親との関係がどのような  
意味を持っているのかという点も含めて、十分な調査・評価(アセスメント)を行うとともに、こどもと養  
親となるおとなとのマッチング(適合性)等も適切に考慮することが求められます。

そのなかで、各年度において対応するケースは様々であり、特別養子縁組が必要と判断されるケース  
についても年度によって変わってくるのが想定されます。

したがって、各年度の件数の増減だけで評価するのではなく、長期的な件数の傾向による評価も必  
要と考えられるところです。

この前※に市役所さんが言っていました、こどもが持っている時間の感覚が、おとなのものとは違います

長

※257 ページのことです

市

そういうことを理解したうえで、「新しい親子関係をつくったほうが良いかどうかを早く決めてあげる必要があるということですね

そのとおりです

そして、主な目標については、現在の計画から引き続きとはなりますが、次のように考えています

長

#### 【主な目標にしたいもの】

- 「特別養子縁組」の件数を増やし、毎年 20 件くらいになるようにする

施

引き続き、増やしていけるようにしていきたいということですね

そういう方向を目指していかなければいけないと思います

長

A

これまでは、「親子」というと、血のつながった「親」と「子」で、家族ってそういうものなのかなと思っていました

弁

たしかに、多くの「親子」や家族はそうなのかもしれませんね

A

でも、今回のお話にあったような「新しい親子関係」によって、「親子」になって家族になる人たちもいて、そういう家族のかたちもあるんだということが分かった気がします

## 15-(3)-7 新しい計画における取組

本県における特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けて、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

- ① 児童相談所による関係機関等との情報共有
  - 市町村・産科医療機関等との情報共有により、保護者による養育が長期的に困難と見込まれるこどもを早期に把握すること
  - 「にんしん SOS ながの」との連携により、保護者による養育が長期的に困難と見込まれるこどもを早期に把握すること
  - 「妊産婦等生活援助事業」の実施によっても、保護者による養育が長期的に困難と見込まれるこどもを早期に把握すること
- ② 児童相談所によるケースワークの強化
  - こどもが持つ時間感覚を十分に考慮し、こどもを家庭から分離した後の家庭復帰又は親族養育に向けたケースワークを最大限かつ可能な限り早く行い、特別養子縁組等を検討する必要があるこどもを早期に把握して検討を行い、特別養子縁組等の手続きを進めること
  - 出産後の養育が長期的に困難と見込まれるこどもについては、出産前から保護者(妊婦等)や親族との話し合いにより、その意向も踏まえ、新生児の特別養子縁組に積極的に取り組むこと
  - 先行的に取組を進めている自治体の取組を参考にしながら、児童相談所(長)による特別養子適格の確認の申立について積極的に活用すること
  - 長期措置となっているこどもについて、年齢にかかわらず、こどものパーマネンシーを保障していく観点から、必要に応じて特別養子縁組等の活用を常に検討すること
- ③ 民間あっせん機関等との連携・協力
  - 児童相談所が適切な養親(養子縁組里親)を見つけることができない場合には、民間のあっせん機関等に打診し、適切な養親を見つけることを検討すること
  - 民間のあっせん機関等からの協力依頼があった場合は、候補となる適切な養親(養子縁組里親)の検討を行うなどの協力をすること
- ④ 児童相談所における特別養子縁組成立後のサポート
  - 児童相談所において、養親やこどもの意向も踏まえながら、こどもと関わりのあった関係機関や市町村、児童家庭支援センターと連携し、養親による養子の養育に対するサポートや養子の悩み等に関するサポート(必要な情報提供や子育てのための助言等)を行う
  - 養子縁組成立前の情報収集やその管理・提供を含め、こどもの出自を知る権利を保障するため、同様に、養親による真実告知や親子のライフストーリーワーク、こどもによるルーツ探し等のためのサポート(研修や助言等)を行う
  - 児童相談所では、必要に応じ、民間あっせん機関と養親・養子の支援について連携・協力する

長

Aさんの言うとおり、こうした「新しい親子関係」については、まだまだ多くの人に良く知られていないように思われます

市

できるだけ多くの人に知ってもらうということも必要ですね？

長

学校などのいろいろなところとも協力して、こうした制度についても知ってもらえるようにしていくことも考えていきたいと思います

施

そろそろ、今日の話もまとまってきたように思いますが、どうですか？

〇

そうですね  
ここで「新しい親子関係を作るためのサポート体制づくり」に向けた取組と目標を整理してもらいましょうか？

長

わかりました

#### 【新しい計画での主な取組】

- 市町村などと協力して、新しい親子関係が必要になりそうな子どもをできるだけ早く見つけるようにする
- 児童相談所の体制などを見直して、必要な子どものために、できるだけ早く「新しい親子関係」をつくるための手続きなどができるようにする
- 民間(国や県などとは別のところ)で、子どものために新しく親になってくれる人を見つけてくれるところ(民間あっせん機関)と協力すること
- 新しい親子関係ができた後の子どもや家庭などへのサポート

#### 【主な目標】

- 「特別養子縁組」の件数を増やし、毎年20件くらいになるようにする

#### ⑤ 特別養子縁組等についての制度の周知

- 市町村、産科医療機関、教育委員会等と連携し、特別養子縁組等について制度の周知を行う

#### 15-(3)-8 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
児童相談所(長)による特別養子適格の確認の申立の検討体制	すべての児童相談所に設置する専門職員によるパーマネンシー保障のための担当チーム
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	年間10件程度
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	年間10件程度
里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	児童相談所を中心とした相談支援体制
特別養子縁組等に関する研修の実施回数	毎年度1回以上

#### 15-(3)-9 新しい計画における資源等の整備目標

上記の取組を進めるに当たって、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	3件※	10件程度	10件程度	10件程度	10件程度	10件程度
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	2件※	10件程度	10件程度	10件程度	10件程度	10件程度
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	なし	毎年度1回以上				

※令和5年度実績

市

それでは、子どもたちに見て(感じて)ほしいところは、どんなところでしょうかね？

長

すべての子どもたちに関わるものではないものという意味で難しいところではあるのですが、このあたりでしょうか

### 【子どものみなさんへ】

- いま、あなたは「特別養子縁組」などの「新しい親子関係」によって「親子」や家族になる人たちがいるということを知っていますか？
- もし、あなたが「特別養子縁組」などによって、今の家族の一人になっていて、そのことによって困ったことがあった時に、周りのおとなの人はあなたをサポートしてくれていますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

弁

もちろん「特別養子縁組」のような「新しい親子関係」に関する制度については、まったく問題がないとはいえないのですが、多くの<sup>黄</sup>人に正しく知ってもらいながら、新しい家族を必要とする子どものためのサポートとして、しっかりと取り組んでほしいと思います

長

そのとおりだと思います  
実際に考えていくことや取組むべきことは多いと思いますが、努力していかなければいけないと思っているところです

B

さて、今日のところはこのあたりにしておきませんか？

長

そうですね  
今日の話はまとまったと思いますので、そうしたいと思います

## 15-(3)-10 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組の評価指標

長野県において、特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、数値目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
児童相談所を通じた特別養子縁組を前提とする養子縁組里親委託件数
児童相談所を通じた特別養子縁組を前提とする新生児の養子縁組里親委託件数
児童相談所(長)による特別養子適格の確認の審判の申立件数
児童相談所等の関係機関が、養子縁組成立後も継続的に支援している件数
児童相談所等の関係機関で対応した養親子に関する相談件数
児童相談所と民間あっせん機関との連携の有無

用語解説	真実告知
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般に、養親や里親(特に長期の委託の場合)が子どもに、養親や里親のほかにも生みの親がいることや、その理由を伝えることをいう。</li> <li>・ 生みの親が違うという事実よりも、生みの親にもいろいろな事情があって「あなた」を育てることができなかったこと、そして、養親や里親が子どもの「あなた」を育てることを心から望んで家族に迎えたという真実を伝えることが重要だといわれている。</li> <li>・ 子どもが自分のルーツを知る権利(子どもの権利条約第7条)を尊重し、子どもの存在が養親や里親にとって大切であることを伝え、生い立ちを一緒に受け止めていくことを目的としている。</li> <li>・ 子どもの人生は生まれたときから始まっている。そのため、自分の生い立ちを知ることは自分自身を知ることであり、自分とは何かを考え、<b>自己を形成</b>していくうえで不可欠である。</li> <li>・ 真実告知は、子どもが小さなき(言葉はわからなくても)から、日常の暮らしのなかで少しずつ、繰り返し、<b>点滴のように話して聞かせる(telling)</b>ことが大切といわれる。</li> </ul>

用語解説	ライフストーリーワーク
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>社会的養護のもと</b>で暮らす子どものなかには、自分の出自や社会的養護に至った理由を知らないまま(又はよく理解しないまま)で育つ子どもがいる。</li> <li>・ 自分の生育の歴史を知らないことによる心の傷や、わだかまりの感情が子どもの人生に影響を与えることがある。</li> <li>・ ライフストーリーワークは、子どもと養育者や支援者が、子ども自身の生い立ちや家族との関係を整理し、過去・現在・未来をつなげていくことで、自分自身を肯定的に受け止め、<b>自分らしさ(アイデンティティ)</b>を確立できるように支援するイギリス発祥の取り組み。</li> <li>・ 人間は過去を踏まえて、現在を理解し、未来のことを考えるため、過去を振り返ることは、未来を見通すことにつながる。</li> <li>・ このため、ライフストーリーワークは、「<b>パーマネンシー保障</b>」とも関連が深い取組といえる。</li> </ul>

16 家族と離れて生活しなければならない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにすること(里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組)

長

次は、何らかの理由で家庭から離れて、施設や里親の家で生活しなければならない子どもへのサポートのうち、2つ目についての話です

C

「施設より里親家庭やファミリーホームで生活する子どもを増やすこと」でしたね

長

そのとおりです

C

私も、いま、里親の家で生活しています

里

子どもが何らかの理由によって、自分の家庭で暮らせない場合でもできるだけ家庭と同じ環境で暮らせるようにするための取組の1つですね

P

つまり、新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)の1つ目とした、「子どもができるだけ『家庭で家族の一員として』育つこと」に向けた取組ということですね？

Q

この前※に、「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」をつくるために、子どもをどのような環境で育てるかについて、目標の優先順位を決めていたものの5番目にあったものでもありますね？

※81・257・259 ページのことです

長

覚えていてくれて、とてもうれしいです

16-1 代替養育としての里親・ファミリーホームへの委託

子どもが何らかの理由によって元の家庭で生活できなくなったとき、児童福祉法では、家庭における養育環境と同じような養育環境を子どもに保障することとされています。

6-(1)-3でも説明したとおり、家庭における養育環境と同じような養育環境として考えられるものは、

- 親族による養育
- 特別養子縁組
- 普通養子縁組
- 里親(ファミリーホームを含む)への委託

が挙げられます。

このうち、「特別養子縁組」と「普通養子縁組」は、**血のつながった**実の親(生みの親)とは別に親になる人(養親)と**子どもとの間に法的な親子関係を作り出す**ものです。

こうした新しい親子関係を法的に**作る**ことは、それが必要な子どもにとって家庭養育優先原則やパーマネンシー保障のために有効な方法となります。

しかし、子どもの**親や**家族との関係を考えると、簡単にできるものではないことも事実です。

それに対して、「里親」は、「特別養子縁組」や「普通養子縁組」とは違い、**里親と預けられる子どもとの間に法的な親子関係はできません。**

あくまで、「里親」の家は施設と同じで、子どもを「預かって育てる」ところになります。

**自分が生まれた**家庭そのものではないとしても、里親の家という家庭環境において、子どもへの愛情や子どもへの理解のある雰囲気**なか**で生活し、様々な経験を積み重ねていくことは、子どものその後の健全な成長・発達の重要な基盤となります。

特に乳幼児期は、**子どもの人格形成の基盤となる**アタッチメント**を形成する**時期となります。そのため、こうした時期に特定のおとなとの安定したアタッチメントが形成できるよう、安心できる、温かく安定した家庭環境で育てられることが重要となります。

こうしたことから、子どもが何らかの理由によって家庭で生活できなくなったときの代替養育先を検討するに当たっては、親族養育や特別養子縁組等が難しい**場合でも**、今回の新しい計画の基本的考え方(理念)の**1つ**である家庭養育優先原則を踏まえれば、できる限り、里親やファミリーホームへ**子どもを委託**することが求められています。

しかし、里親への委託は、外見上、子どもが元の家庭とは別の家庭で生活するというものであることから、特別養子縁組等と混同される事例が見受けられます。

弁

ちなみに、  
子どもが里親やファミリーホームに預けられても、この前※、話をした「新しい親子関係」になるわけではありません

学

※15-(3)のことです

家庭という環境にはなりますが、里親やファミリーホームは、施設と同じで、子どもを預かって育てる人(ところ)です

長

子どもが家庭を離れて別の家庭で生活することになって、見た目が「新しい親子関係」とあまり変わらないので、里親に自分の子どもを預けると「別の家の子どもになってしまう」と考えられてしまうこともあります

P

「里親」について正しく知ってもらい必要もありそうですね

里

里親自身も、「里親は子どもの親や家族と一緒に子どもを育てる人」ということを理解したうえで、預かった子どもを育てていかなければならないと思います

弁

ところで、里親の家での生活は、先ほど Q さんが言ってくれた目標の優先順位の5番目になるのですが、「家庭」という環境としては、ここが最後の場所(環境)となりますね

長

そのとおりです

長

今回の新しい計画の基本的な考え方(理念)の1つである「子どもができるだけ『家庭で家族の一員として』育つこと」を実現していくためには、できるだけ多くの子どもが里親やファミリーホームという「家庭」のなかで生活できるようにしていく必要があります

その結果として、子どもを家庭から保護して、施設や里親の家に預ける際に、「子どもを取られてしまう」「自分の子どもではなくなってしまう」もの(特別養子縁組等)というイメージを持って、里親等への委託ではなく施設への入所措置を希望する親も見受けられるところです。

繰り返しになりますが、里親は必要な研修を受け、公的な子どもの福祉の制度によって子どもを預かって育てる人(ところ)です。

もちろん、里親は預かった子どもを大切な「家族の一員」として育てなければなりません、法的な親子関係は生じません。

こうした里親制度について、正しい理解が得られるような取組も必要と考えられるところです。

なお、里親制度について正しい理解が得られるようにするためには、里親の側においても、里親が代替養育の担い手であることを自覚し、委託されている子どもを「自分の子ども」として囲い込むようなことは慎まなければなりません。

もちろん、里親委託の後に実家庭との交流が少ないことや、子どもが家庭に戻ることで自分が難しいこと等により、長期的な委託になるケースがあることも確かです。

しかし、そうした場合においても子どもの親や家族を否定するような態度をとることなく、子どもの「共同養育者」として、委託された子どもを子どもの親と協力して養育することが求められています。

また、委託後に実の親と子どもとの交流が可能であれば、共同養育者としての立場を自覚して、そうした交流を促して、親が子どもと離れて暮らしていても子どもの成長と一緒に感じられるようなサポート、更には子どもが家庭に戻れるようにするなど、子どもと親との間のパーマネンシーを保障するためのサポートをすることも求められています。

里親(特に養育里親)やファミリーホームにおいては、子どもが安定したアタッチメントを形成できるよう、専門的な見聞も活用し、家族の一員として自らの子どもと同じように熱意をもって委託された子どもを養育することが必要です。

その一方で、里親が子どもだけでなくその親をもサポートする立場であることを自覚し、何よりも子どもにとってはその親や家族との関係が大切なものであることを認識した上で、子どもが実の家族の一員でもあることにも配慮していくことが必要です。

15-(1)-2において説明したとおり、今回の新しい計画の基本的な考え方(理念)に基づくケースマネジメントを行うに当たって考慮すべき優先順位について説明しました。

そのなかで、里親・ファミリーホームは、家族から離れて生活しなければならない子どもへのサポートのための生活の場所となる「家庭」としては、最後に位置づけられている場所(環境)となります。

したがって、今回の新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)を実現していくためにも、家庭から離れて生活しなければならない子どもであっても、できるだけ多くの子どもが施設ではなく里親の家やファミリーホームという「家庭」のなかで「家族の一員として」生活できるような取組を行うことが必要です。

もう少し説明すると、

- ① 自分が生まれた家庭で育つ
- ② (一度、家庭から離れたとしても)元の自分の家庭に戻って育つ
- ③ 親せきや親の知人など、親や家族とのつながりが感じられる家庭で育つ
- ④ 元の家族との関係※はなくし、新しい家庭のこどもとして育つ

ことができなかつたとしても、できるだけ多くのこどもが「家庭」という場所で生活できるようにしてあげなければいけないということですね

※69ページの【注】と同じです

ありがとうございます  
そのとおりです

そういうわけで、ここでは、できるだけ多くのこどもが「家庭」のなかで生活するための取組の1つとしての、「施設より里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やす」ための取組について話し合っていきたいと思います

用語解説	里親(その2)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の児童福祉法において、里親には4種類あるが、いずれも県における審査によりそれぞれの里親名簿に登録されることが必要</li> <li>・「養育里親」 <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の研修を受け、保護が必要なこどもの養育に理解があることなどが認められ、里親名簿に登録された里親</li> </ul> </li> <li>・「専門里親」 <ul style="list-style-type: none"> <li>「養育里親」のうち、一定の研修を受け、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的なケアが必要なこどもを養育するための里親</li> </ul> </li> <li>・「親族里親」 <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもと扶養義務がある親族関係にあるおとなのうち、養育里親と同等の条件(経済的な要件を除く)によってそのこどもの里親になることが認められた里親</li> </ul> </li> <li>・「養子縁組里親」 <ul style="list-style-type: none"> <li>養子縁組によって養親になることを希望する人で、一定の研修を受けたうえで、保護が必要なこどもの養育に理解があることなどが認められ、里親名簿に登録された里親</li> </ul> </li> </ul>

16-(1) 家族と離れて生活しなければならない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるように取り組むこと

A

「施設より里親家庭やファミリーホームで生活することもを増やすこと」ということですが、どういった子どもであれば里親の家などの方が良いというものはあるのですか？

長

まず、いまのところ  
何らかの理由で家族から離れなければいけない子どものうち  
小学生になるまでの子どもについては、**特別**に理由がないのであれば、  
里親の家などで生活できるようにしなければいけないと考えています

学

みなさんが小さい時の記憶はあまりないかもしれませんが、  
生まれたばかりの子どもは、歩くことも言葉話すことも食事をするこ  
もできないので、おとなの人が世話をしてあげる必要があります

町

小学生になるまでの子どもも、おとなと一緒にできないことがま  
だまだ多いということですかね？

長

はい  
こうした生まれたばかりの子どもや小さい子どもは、例えば母親のような  
特定におとなに、**いつでも同じように愛情をもったお世話**をしてもらう  
必要があります

学

子どもが小さいうちに、家庭という環境のなかで愛情や理解のある特定  
のおとなとの安定した関係**(愛着関係)**のもとで育てられないと、**自分に  
自信が持てなかったり、大きくなってからのほかの**人との関わり方など  
に良くない影響が出てしまったりすることが知られています

16-(1)-1 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

いわゆるパーマネンシーゴールにおける、最後の「家庭」環境である里親・ファミリーホームへの委託を進めていくに当たって必要なことは、まず、児童相談所において、施設や里親の家などでの生活(代替養育)を必要とするすべての年齢(新生児から高齢児まで)の子どもについて、里親・ファミリーホームへの委託が可能であるかを検討することになります。

特に小学生になるまでの乳幼児期は、子どもにとってアタッチメントが形成される重要な時期となります。そのため、こうした時期に、乳幼児の立場に立ち、**いつでも同じ人に、同じようにケア(世話・気配り)してもらえると信頼することができて(予測可能で)、子どもの気持ちに寄り添ったケア(世話・気配り)によって安心感を得られるような、安定した養育環境において育てられることが重要**となります。

また、こうした安心感が得られる環境のなかで、様々な生活上の体験をすることが、乳幼児の**成長・発達**を促進するうえで、同じように重要な要素となります。

このため、代替養育を必要とする乳幼児については、施設への入所措置ではなく、里親・ファミリーホームへの委託を原則としていく必要があります。

そして、小学生以上の子どもについても、施設での高度な専門的ケアが必要と考えられる以下の**ような**子どもを除き、里親やファミリーホームへの委託を検討する必要があります。

- **重度の虐待による複雑なトラウマ等の困難を抱え、回復のための専門的ケア**を必要とする子ども
- 思春期年齢に達するまで長期間不適切な家庭環境で生活した後児童相談所において措置等されるケースで「家庭」や「家族」に対する拒否感が強い子ども

また、こうした里親・ファミリーホームへの委託の検討は、今後新たに**代替養育が必要となる**ケースについてのみで**は**なく、既に施設に入所している子どもについても行うことが必要です。

さて、上記のように、里親・ファミリーホームへの委託が適当な子どもを、実際に里親・ファミリーホームに委託できるようにするためには、その受け皿となる里親・ファミリーホームを確保するとともに、里親家庭やファミリーホームにおいて、パーマネンシー保障に向けた取組を含め、適切な養育が受けられる体制が確保されなければなりません。

県においても、里親の数を増やしてきているところではありますが、今後も、里親・ファミリーホーム委託の受け皿となる里親を増やしていくための取組が必要となります。

里親を増やしていくに当たっては、里親養育についての社会全体の理解や協力を促していくための広報・啓発を行うとともに、地域のなかで里親候補となる方を見つけるため、**多くの人の目に触れるよう発信をしたり、ターゲットを明確にしたり**するなど、効果的なリクルート活動を繰り返し、継続的に行っていくことが必要となります。

そして、里親や里親になろうとする人については、里親家庭やファミリーホームは、**安定した家庭と同**

P

そのためにも、  
小学生になるまでのこどもについては、特別な理由がないのであれば、  
里親の家などで生活できるようにしていきたいということなのですね

長

そのとおりです

C

でも、小学生以上のこどもについてはどうするのですか？

長

もちろん、何らかの理由で家族から離れなければいけないこどもにつ  
いては、小学生も含めて、すべて里親の家などで生活できるか考えなけれ  
ばなりません

施

それでも、里親の家などで生活することが難しいこどももいますね

学

たしかに、こどものなかには

- 施設による専門的なサポートが必要なこども
- 家庭での良くない経験から、同じようなところはいやな大きなこども  
のように、里親の家などではなく、施設での生活の方が良いと考えられ  
るこどももいます

長

そのとおりです  
ただし、学者さんが言ってくれたようなこどもでなければ、小学生以上で  
あっても、里親の家などで生活できるようにしていかなければいけない  
と考えているところです

弁

こどもがおとなになって自立していくことを考えれば、できるだけ家庭  
のなかで、いろいろな経験をしていく方が良いということですね

じ環境でこどもにとって安心できる養育を提供するところであるとともに、今後は、施設と同様に、そ  
の親や家庭を支援する立場であることについて、理解することが求められています。

つまり、里親・ファミリーホームの役割は、実親との「共同養育者」として、こどもと親との関係を断つ  
ことなく、家庭という環境のなかで、こどもに対して安心が感じられる養育、家庭生活を送る上での知  
識や技術を提供し、親子が再びともに家庭生活をおくることができるよう家庭をサポートすることであ  
り、そのことが理解されなければなりません。

代替養育が必要なこどもは、親との分離による大切な人とのつながりを突然失ってしまう経験をし  
ているほか、虐待やネグレクト、養育者の変更などにより、安定したアタッチメントが育めていないこと  
が多く、乳幼児であっても、おとなへの不信感やトラウマを抱えています。

そのため、里親等委託となった際には、こうした不信感やトラウマが、「問題行動」と見られてしまうよ  
うな養育者への不適当な反応として現れることが多く見られます。

このような行動はこどもにとって関係が密接な養育者に対してより強く現れるため、例えば、里親等  
委託の前にいた乳児院では見られなかった行動が、里親家庭で見られるようになったり、こどもと接す  
る時間が長い一方の里親(例えば、里父ではなく里母)に強く現れたりすることも、よくあることです。

こうしたこどものケアニーズはもともと高く、こどもが里親との間で安定した関係を「作る(安定したア  
タッチメントを形成する)ためには、里親養育であっても、治療的にこどもに関わっていくことが求めら  
れ、こうしたこどものニーズを理解して柔軟に対応することが必要となってきます。

県内においても、こうした里親養育における、委託されたこどものケアニーズの高さを1つの背景とし  
て、里親・ファミリーホームへ委託した後に、こどもと里親やその家族との関係が上手くいかなくなり、  
委託解除となるケース(いわゆる、里親養育の「不調」ケース)が発生していることも確かです。

令和3年度から5年度までの3年間で、93件の里親委託の解除がありましたが、そのうちの2割程度  
が不調による委託解除(里親のやむを得ない事情によるものも含め、児童相談所の援助方針とは異なる  
状況・時期に委託を解除せざるを得なかったもの)と考えられています。

そして、長野県では令和2年に、県内のファミリーホームにおいて、委託されたこどもに対する重大な  
虐待事案が発生しています。

この事案については、令和3年度に検証を行い、再発防止のための取組についても検討し、取組を進  
めてきたところです。

里親委託を推進するためには、単に里親を増やすだけでなく、里親に対する研修等の充実のほか、  
里親との相互信頼にもとづき、里親と一緒に(チームで)委託されたこどもを養育・サポートする専門機  
関(フォスタリング機関)(16-(3)で説明します)を整備することが不可欠と言われています。

こうした被措置児童虐待を含む、里親養育の不調が発生した場合は、里親の資質に課題があるよ  
うな見方がなされがちではありますが、それだけではなく、児童相談所等によるマッチング(里親家庭

長

そのように考えています

里

ところで、里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やすための取組については、現在の計画でもこのようなことをしてきましたね

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 児童相談所が中心になって、里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やすための取組を進めるための組織などを**つくり**、活動する
- 里親について知ってもらえるようにする
- 施設に、施設から里親の家などに移ることができるこどもについて、里親の家などに移れるようなサポートをする職員を置いてもらう
- 里親になろうとする人や、里親になっている人が、より良くこどもを育てられるための勉強をする機会を**つくって**いく

長

はい

そして、このようなところをチェックしてきました

【現在の計画でチェックしてきたこと】

- 里親の数
- 里親の家などで生活しているこどもの数
- 施設や里親の家で生活しているこどものうち、里親の家などで生活しているこどもの割合

B

目標はあったのですか？

へこどもが移行する過程を含む)の課題や、里親やその家族へのサポート不足などが要因として考えられることも少なくありません。

このため、その発生の要因分析を行うなど、その後の里親等への委託において、被措置児童虐待を予防し、可能な限り「不調」を防いで、こどもとその親にとっても、里親にとっても望ましい里親委託となるよう、里親の登録等に関する適切な調査・審査をはじめ、里親のレベルアップを図る研修、マッチングや委託後のサポート等のあり方について不断に検討して改善していくことが重要であると考えています。

また、里親については、こどもの長期的な委託だけでなく、地域における一時保護や子育て短期支援事業(ショートステイ)の受け皿としての役割も大いに期待されているところです。

里親の年齢、家庭事情等に応じて、短期的なこどもの受入れをメインにした里親のあり方についても検討し、社会全体で子育てをサポートする観点から、こうした里親に**社会的養育を支える大切な「資源」**として**活躍してもらえるようにしていく**ことも必要と考えています。

以上見てきたとおり、児童相談所、里親及びフォスタリング機関が、こどもの親やその他の関係機関等を含めて、パートナーシップを構築して、連携・協力してこどものより良い成長を目指していけるようにすることが、里親養育の拡大のためには必要となっています。

なお、先ほど(310ページ)説明した、里親等委託となった際の「問題行動」と見られてしまうような養育者への不適当な反応については、こどもが里親家庭での生活に少しずつ馴染み、「特定のおとな」として里親(養育者)を認識し始め、安心を感じられるようになると現れるようになります。

したがって、一時保護所や委託前に生活していた施設等でこうした行動がなかったからといって、里親の養育に問題があると理解することは誤りです。

里親等による養育をサポートする立場にあるフォスタリング機関やこどもを委託する児童相談所は、こうしたことを理解した上で、里親が(こどもとより良い関係を作りながら)委託されたこどもを養育していくためのサポートのあり方について、専門的な知見等を踏まえながら考えていく必要があります。

もちろん、里親等委託を検討する際におけるマッチングの時点では認識できていなかった課題が委託後に生じる可能性はあります。

しかし、そうした場合においても、里親と児童相談所を含むフォスタリング機関は、「こどもの権利を守る」という視点のもとで、互いを批判するのではなく、対等の立場で尊重し合い、こどものためにできることは何かを一緒に考えながら対応していくことが必要です。

いずれも数字を上げていこうということで、次のような目標としていました

- 里親の数は、平成 30 年度(179 世帯)より多くする
- 里親の家などで生活しているこどもの数は、令和6年度に 134 人にする
- 施設や里親の家で生活しているこどものうち、里親の家などで生活しているこどもの割合は、令和 6 年度に 23.8%にする

長

〇

結果はどうなんですか？

里親の数は増えて、令和5年度には 255 世帯になりましたが、里親の家などで生活しているこどもの数は、令和2年度からは 110 人ほどで、割合も 20%前後となっている状態です

長

P

里親の家などで生活しているこどもの数や割合があまり増えていないのですね

市

どのような理由が考えられるのですか？

里

里親の数が増えたのは、児童相談所などが里親になってくれそうな人を見つけて、里親になってくれるようにサポートしてきた結果でしょうね

長

はい  
それにもかかわらず、里親の家などで生活しているこどもの数があまり増えてこなかった理由としては、児童相談所では里親の家などが良いと思っても、親から反対されてしまうといったことがいわれています

平

里親に「こどもを取られてしまう」と思っているということですね

用語解説	令和2年度にファミリーホームで発生した重大な虐待事案
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和2年 11 月にファミリーホームに委託されていた児童が、ファミリーホーム設置者である里親(里父)からの性的虐待・身体的虐待を開示したことにより発覚した虐待事案(被措置児童虐待)</li><li>・ その後の調査により、他の委託児童に対する身体的虐待も確認されたことから、すべての委託児童を一時保護し、委託解除した</li><li>・ 当該里親については、令和3年1月に里親登録を抹消し、当該ファミリーホームも廃止</li><li>・ 上記事案を受け、長野県においては、里親登録にかかる調査・審査のあり方や、児童相談所と里親との連携のあり方、里親へのサポート体制、ファミリーホームへの外部評価等について検証や再発防止に向けた提言を「重大被措置児童等虐待検証報告書」(令和4年3月)にまとめた</li></ul>
	<p>【再発防止のための長野県の主な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1)不適格な希望者について里親登録しないための対策<ul style="list-style-type: none"><li>・ よりの確に審査を行うため、里親審査部会の審査回数の増加(4⇒6 回) など</li></ul></li><li>(2)里親による不適切な養育を防ぐための対策<ul style="list-style-type: none"><li>・ ファミリーホームごとに児童相談所が総括担当者を選任し、養育に関する支援・指導を強化</li><li>・ 里親登録研修において、「子どもの権利擁護」や「被措置児童虐待防止」を重点的に説明</li><li>・ こどもを措置する児童相談所の担当者が、ケースにより1か月から最低でも6か月に1度はこどもの状況を直接確認</li></ul></li><li>(3)児童が被害を訴えられなかったことへの対策<ul style="list-style-type: none"><li>・ こどもに対し定期的(毎年)に「子どもの権利ノート」の内容を説明するよう運用を変更</li><li>・ 意見表明等支援事業の開始</li></ul></li><li>(4)里親(ファミリーホーム)への養育支援が不十分であったことへの対策<ul style="list-style-type: none"><li>・ フォスタリング機関が里親と協働しその養育を共に支える役割を明確化</li><li>・ 里親のレスパイト(委託されたこどものショートステイ)の活用促進</li></ul></li><li>(5)適切な虐待対応ができなかったことへの対策<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校管理職に対する虐待対応の研修実施(2回目以降は新任管理職を対象)</li><li>・ 緊急事案発生時における一時保護について児童相談所間の応援体制を申合せ</li></ul></li></ol>

長

里親の制度が、こどもだけでなく、こどもの親にとっても良い制度であるということが十分知られていないために、そのように思っている親がいまだに多いということだと思います

弁

また、一度、里親の家で生活することになっても、生活していくなかで里親とうまくいかなくなると、施設に入っていくこどももいるようですね？

長

はい  
できるだけ、そういったことがないようにしなければなりません、実際に起きています  
里親家庭の理由でこどもを育てることが難しくなる場合もあって、里親の家などで生活するこどもの数が減ってしまう原因になっています

里

里親との生活がうまくいかなくなるには、いろいろと理由はあるのですが、複雑な気持ちを抱えたこどもを育てていくのは、こどもも大変ですが、里親にとっても大変なことです

市

一般的な家庭でもこどもを育てていくのは大変ですが、里親の場合は特に、預かったこどもを育てるときにひとりで悩まないためのサポートが必要ということなのでしょうね

施

そういえば、長野県では令和2年にファミリーホームで重大なこどもへの虐待が起きましたね？

長

はい  
起きたことの内容については、ここでは詳しく話せませんが、そうした重大な虐待を再び起こさないようにするための取組も進めてきており、今後も、さらにできることがないか、考えていきたいと思っています

### 16-(1)-2 現在の計画における取組

現在の計画では、里親やファミリーホームへの委託を進めるための取組として、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 児童相談所単位の「里親委託等推進委員会」の設置等
  - 児童相談所ごとに里親会や施設などの関係者によって構成される推進委員会を設置する
  - 目標達成に向けた課題の検討などを行う
  - 児童相談所ごとに市町村による児童家庭相談体制の構築のためのサポートや里親等による養育を推進するための「地域養育推進担当」を配置し、里親等への委託推進体制を強化する
- ② 里親制度の普及・啓発
  - メディアによる広報、イベント開催などにより制度の普及を図る
  - 市町村の広報誌への情報掲載等を行う
- ③ 施設による里親等への委託推進に向けた取組
  - 施設(乳児院・児童養護施設)において、所属施設に入所しているこどもの里親等への委託の推進やアフターフォローを行う「里親支援専門相談員」の配置を推進する
  - 人事異動のある行政職員に比べ異動が少なく、長期的なサポートが可能な特長を活かし、児童相談所と連携して里親やこどもをサポートする
- ④ 里親の資質向上支援
  - 里親になろうとする人を対象とした登録前研修や、里親になった後の研修の内容を充実させるとともに、研修を受けやすい環境の整備を行う
  - 里親の持つ特性や特長を把握し、積極的なマッチングを行うとともに、一時保護や子育て短期支援事業(ショートステイ)における活用を推進する

### 16-(1)-3 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
里親登録数	H30より増 (H30:179世帯)	R6より増
里親・ファミリーホーム委託児童数	134人	236人
里親等委託率	23.8%	44.1%

里

知り合いのファミリーホームでは、こどもの育て方などを評価してくれる民間のところをお願いをして、評価してもらったそうです

準備は大変だったようですが、自分たちの日ごろの育て方などを振り返るきっかけにもなり、とても参考になって良かったと言っていました

施

ファミリーホームでも施設で受けているような評価を受けられるような取組が必要かもしれませんね

長

みなさん、ありがとうございます

長

さて、みなさんからいただいたお話も含めて、今回は、いつもと違う話の流れになりますが、話がまとまりそうなので、ここで新しい計画で主に取り組みたいことをまとめたいと思います

【新しい計画での主な取組】

- 児童相談所において、施設や里親の家などで生活しなければいけないことについては、できるだけ里親の家などで生活できるようにしていくこと
- これまで以上に、里親などを増やしていくための取組をしていくこと
- 里親について正しく知ってもらうような取組をすること
- これまで以上に里親が勉強できる機会を作っていくこと
- ファミリーホームで民間による評価を受けるようにすすめていくこと
- こどもと里親との生活がうまくいかなかった場合の原因などを調べて、里親へのサポートなどで直すべきところを直していくこと

16-(1)-4 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和2年度と令和5年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	目標の達成状況	
	令和2年度	令和5年度
里親登録数	203 世帯	255 世帯
里親・ファミリーホーム委託児童数	114 人	118 人
里親等委託率	20.3%	21.5%

16-(1)-5 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込に対する要因分析

登録里親数については、年間20世帯程度の割合で増加してきています。

登録里親の数、特に里親等委託の推進に欠かせない養育里親の登録数については、児童相談所や民間の包括的里親支援業務の委託先(いわゆる「民間フォスタリング機関」)による各地域でのリクルート活動などにより、一定の水準で増加してきています。

民間フォスタリング機関は、養育里親を新規にリクルートし、登録となった里親とのチーム養育によりこどもやその親を支援していますが、民間ならではの柔軟かつ継続的なリクルート活動により、近年の養育里親の増加に貢献しています。

【図表 16-1:新規の里親(養育里親のみ)登録数の推移】

担当機関	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童相談所 5所	5	2	8	21	16	8	9	13
民間機関 2所*	—	—	3	6	4	5	3	12
県全体	5	2	11	27	20	13	12	25
民間が占める割合	—	—	27%	22%	20%	38%	25%	48%

※包括的里親支援業務委託先:H30年度～うえだみなみ乳児院、R3年度～松本赤十字乳児院

また、令和4年度からは、里親登録に向けた審査のための諮問を行う「長野県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会」の開催回数を、年4回から年6回に増やしたことも、審査をこれまで以上に慎重に行う一方で里親登録の機会の拡大にもつながっていて、里親登録数の増加の要因の1つとして考えられます。

里

取組については、よいのではないのでしょうか

Q

できるだけ多くのこどもが「家庭」のなかで育てられるようになるとよいですね

長

ありがとうございます

C

ところで、まだ、今回の新しい計画での目標について、話をしていないように思うのですが

O

そういえば、そうですね

長

はい  
それについては、また話すことが多くなりそうなので、次回にしようと思っていましたところですが

施

たしかに、今日のところは、いったん、ここまでにした方がよさそうですね

長

それでは、今日の話し合いはここまでにして、次回、「施設より里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やすこと」に向けた目標について話し合っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします

他方で、里親等への委託児童の数については、令和2年度から 110 人前後で推移している状況です。また、里親等委託率についても 20%程度となっている状況です。

児童相談所において、里親等への委託について検討しても、実親(親権者)に反対されることにより、里親への委託ができないということが児童相談所からも指摘されており、そのことが里親等への委託が進まない要因の1つとして挙げられています。

県内において里親制度への理解が十分でないこと、そして、そのことによって、里親にこどもを預けると「こどもをとられてしまう」という誤解を抱いているこどもの親が一定数いることが里親等委託の推進の妨げとなっている状況があります。

一方、実親(親権者)への説明を児童相談所から丁寧に行うことにより、特に乳幼児の委託については、実親(親権者)の理解が得られるケースも増えてきていますが、マッチングが可能な里親の数が不足するなど、児童相談所からは、適当な委託先の確保が難しいという声を聞く機会も増えてきています。

また、里親等委託を進めているなかで、上記で説明した、児童相談所の援助方針と異なる事情で委託解除となる不調ケースの発生も、里親等委託率が伸びない要因の1つとなっています。

ただし、乳幼児に限れば、里親等委託率は全県で4割程度にまで進んできています。また、児童相談所によっては乳幼児6割、小学生以上でも4割ほどの委託率となっており、一定の成果も見られます。

#### 16-(1)-6 新しい計画における取組

本県における里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けて、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

- ① 児童相談所によるケースワークの見直し
  - 代替養育を必要とする就学前のこども(乳幼児)については、里親・ファミリーホームへの委託を原則とすること
  - 小学生以上のこどもについても、里親等委託が可能であるが積極的に検討すること
  - 一旦施設入所になったこどもについても、トラウマなど課題の改善等が図られた場合で、家庭での生活が可能であるが、家庭復帰等が困難な場合は、里親等への委託を検討すること
  - 里親等への委託に当たっては、代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障やこども自身が持つつながりを維持する観点から、こどもが生活していた地域(10 地域)内の里親・ファミリーホームへの委託を積極的に検討すること
  - 代替養育先を決定する権限を持つのは児童相談所であることを踏まえ、こどもを家庭から引き離して代替養育とするときは、実親に里親制度の趣旨やメリットを十分説明したうえで、施設か里親かを選ぶ必要のない手続きとすること
  - こどもを家庭から保護して代替養育とするときに当たっては、こども(特に年長のこども)に対

コラム こどもの声(その②) - 自立(就職・進学)などについて -

【就職や進学について】

- ・ 不満としては、進学のお金(バイト代)を貯めると言われる。好きなことができず、普通(の家庭)の人と比べると不公平を感じる
- ・ (退所をひかえて)不安だな…。静かすぎて、環境が変わって、さみしいんじゃないかな
- ・ 楽しみよりも不安の方が多い。職場でもいじめがないかとか、それが不安
- ・ 大学進学のため、(高校時代は)バイト優先みたいな生活だった。社会的養護の奨学金があるのを知ったのがだいぶ後だった

【おとなになってもつながっていたい人(おとな)】

- ・ 今の担当の職員さんとお母さん。今の担当の職員さんは第2のお母さんみたいな感じ。施設に入ってから2年ぐらいうつと同じ担当で替わっていない
- ・ 施設の家庭相談員。担当職員は替わるが、家庭相談の職員は替わらない
- ・ 親とも交流しているが、それでも施設の職員かなと思う
- ・ たまに退園した人が遊びに来る。自分も遊びに来たいと思う。その時は歓迎してほしい
- ・ こっち(施設)に来る前の小学校の先生がいい先生だった。その人とはかかわっていききたい
- ・ 今お世話になっている里親さんや、近所のお里親さんにつながっていたい
- ・ 自分のことを理解してくれる人、否定せずに、理解しようとしてくれる人がいい
- ・ 今の里親さんやその家族、自分のきょうだいとか

して代替養育先として里親等の家庭と施設があることを説明し、こどもが里親等委託を希望する場合は、最大限の配慮を行うとともに、委託が難しい場合はその理由の十分な説明に努めること

② 登録里親等の確保に向けた取組

- 民間の里親支援センター(16-(3)で説明します)の設置を推進するとともに、里親支援センターは設置地域においてターゲットの明確化など意図的、継続的に里親リクルート活動を行う
- 里親は、子育て短期支援事業(ショートステイ)の委託先の候補となりうることから、児童相談所や里親支援センターは市町村とも連携し、里親リクルート活動を進める
- 児童相談所においても、管轄区域内の施設等と連携して、里親リクルート活動を実施する
- 里親のリクルート活動を効果的に展開するため、里親支援センターや児童相談所が潜在的な里親希望者の目線に立った効果的なリクルートが活動が行えるよう、研修等の機会を設ける
- パーマネンシー保障の取組において、祖父母等の親族による養育を支援するため、経済的な課題がある場合は里親制度の活用を積極的に検討する
- 各地域において、ファミリーホームの担い手の候補となりうる登録里親については、ファミリーホームの開設について助言を行い、ファミリーホームの設置を促す

③ 里親制度の周知・啓発

- ホームページや広報媒体を活用した里親制度の周知・啓発を行う
- 市町村、教育委員会等と連携し、里親制度の周知・啓発を行う

④ 里親の資質向上のための取組

- 里親になろうとする人を対象とした里親支援センターや児童相談所による調査手続きや登録前に行われる研修(登録前研修)内容について、海外の有効なプログラムを導入を検討するなど、継続的なレベルアップを目指す
- 里親支援センターを中心とする「フォスタリングチェンジ・プログラム」の継続的な普及など、里親登録後も、こどものニーズに合わせた養育が行われるよう研修等の充実を図り、里親に積極的な参加を促す
- 多くの登録里親が社会的養育の担い手として望ましいかたちで活躍できるよう、委託等に備えた研修等の機会を積極的に設けていく
- ファミリーホームについては、県による定期的な事業監査を行い、委託児童の養育や経理等が適切に行われているか確認するほか、第三者機関による評価の受審を促進する

⑤ 里親養育の「不調」ケースの要因分析等

- 里親・ファミリーホームへ委託した後に、やむを得ない事情で委託解除となったケース(不調ケース)については、その要因分析を行う仕組みの構築を検討する
- 上記の要因分析の結果、里親のリクルートから里親登録、里親委託、委託中のサポート等の各段階において改善が必要と判断した場合は、速やかに改善を行う

16-(2) 里親の家やファミリーホームで生活することが必要と考えられるこどもの数は？  
(里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み)

この前※は、家庭から離れて生活しなければならないこどもが、施設より里親家庭やファミリーホームで生活できるようにするための取組について話し合ってきました

※16-(1)のことです

今回は、目標について話し合っていくのでしたね？

そうすると、まずは何を考えていくのですか？

まずは、里親やファミリーホームで生活することが必要なこどもがどのくらいいるかを見込んでいきたいと思います

それをする中で、この先、どのくらいの数の里親が必要になってくるのかということもわかってくるということですね

そのとおりです

なるほど

ここでも、そうしたこどもの数の見込みは必要かもしれませんね

ところで、どんなふうに見込んでいくのですか？

少し前※に、「施設や里親の家などで生活しなければならないこどもの数」の見込みについて話したことを覚えていますか？

※主に 217 ページのことです

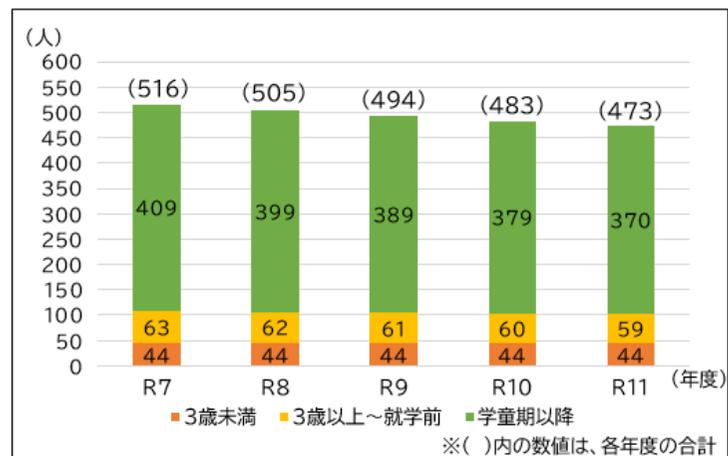
### 16-(2)-1 里親やファミリーホームで生活するこどもの数の見込み等

13-3 において、令和7～11 年度における、代替養育を必要とするこどもの数の見込みを行いました。

【図表13-3:代替養育を必要とするこどもの数の見込み(令和7～11年度の各年度末)】<再掲>

(単位:人)

	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	44	44	44	44	44
3歳以上～就学前	63	62	61	60	59
学童期以降	409	399	389	379	370
合計	516	505	494	483	473



そして、16-(1) において、代替養育を必要とするこどもについて、里親・ファミリーホームへの委託を進めていくための取組について説明してきました。

里親・ファミリーホームへの委託を進めていくための取組を考えていくなかで、次に考えるべきことは、こうした取組を進めた結果として、どのくらいのこどもが里親・ファミリーホームへ委託されていくかの数の見込みです。

こうした見込みをすることで、今後、長野県においてどのくらいの里親・ファミリーホームが必要となっていくのかといったことについても考えることが可能となります。

現在の計画においても登録里親の数や里親等委託率についての目標設定をしてきたところですが、今回の新しい計画においても、改めて目標値の設定を行うこととします。

B

覚えています

長

そこでは、このような見込みになりました

【施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み(令和7~11年度)】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0-2歳	44人	44人	44人	44人	44人
3歳-就学前	63人	62人	61人	60人	59人
小学生以上	409人	399人	389人	379人	370人
合計	516人	505人	494人	483人	473人

※各年度のおわり(年度末)の時点の見込み

P

そうでしたね

里

このうちの、どのくらいのこどもが里親の家やファミリーホームで生活すると見込むのでしょうか？

長

それについては、3つの方法で計算してみたいと思います

P

3つもあるんですか

長

はい

さて、ここからお話する計算の方法は、特にこどものみなさんにとっては、少し難しい話になると思っています

16-(2)-2 里親やファミリーホームでの生活が必要なこどもの数の推計方法

里親やファミリーホームで生活するこどもの数については、まず、令和11年度末の見込みを以下の方法によって推計します。

$$\begin{array}{l} \text{令和11年度末に里親・} \\ \text{ファミリーホームで生活} \\ \text{する} \text{必要のある} \text{こども} \\ \text{の数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{令和11年度末の代替養育} \\ \text{を必要とするこども数の見} \\ \text{込み} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{以下の①～③によって算} \\ \text{出された割合} \end{array}$$

- ① 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、里親等委託されているこどもと一定期間以上施設で生活しているこども等の数の割合
- ② 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、児童相談所において里親やファミリーホームで生活することが適当であると考えられるこどもの数の割合
- ③ 国が目標として掲げている里親等委託率

上記の①～③のそれぞれの割合の具体的な内容とその推計結果については、以下のとおりです。

- ① 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、里親等委託されているこどもと一定期間以上施設で生活しているこども等の数の割合によるもの

まず、上記の「里親等委託されているこどもと一定期間以上施設で生活しているこども等の数」について、具体的には、以下のこどもの数の合計となります。

- 令和5年度末に里親・ファミリーホームに委託されているこどもの数
- 令和5年度末の時点で乳児院に6か月以上入所しているこどもの数
- 令和5年度末の時点で児童養護施設に入所しているこどもで、乳児院から移ってきたこどもの数
- 令和5年度末の時点で児童養護施設に1年以上入所している乳幼児の数
- 令和5年度末の時点で児童養護施設に3年以上入所している小学生以上のこども数

そして、令和5年度末に施設や里親の家などで生活しているこどもの数に基づいた里親等委託率の計算結果は以下のとおりとなります。

平

そうなりそうですね

長

すぐにはわからないかもしれませんが、わかる**とき**が来るかもしれませんので、ひとまず聞いてもらえればと思います

A

わかりました

長

ありがとうございます  
さて、今回計算するのは令和11年度のおわりに里親の家やファミリーホームで生活する**必要のある**こどもの数の見込みとなります

O

それを3つの方法で計算してみるのですね

長

そうです

長

まず1つ目は、  
まず、令和5年度末に里親の家やファミリーホームで生活しているこどもと、ある程度長い間施設で生活しているこどもの数を足したときに、どのくらいの割合になるかを計算しました

弁

長い期間施設で生活しているこどもを、里親の家などで**生活できるようにした**場合として計算するということですね

長

そうしたところ、令和5年度の終わりに施設や里親の家などで生活しているこどもの10人に7人くらい(71%くらい)のこどもが、それにあてはありました

【図表 16-2: 令和5年度末の被措置児童の数に基づく、里親等委託が必要なこどもの数①】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	里親等委託されているこどもの数と、一定期間以上施設で生活しているこどもの数の合計 (B)	左記のこどもの数等に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	49人	36人	73.5%
3歳以上～就学前	76人	71人	93.4%
学童期以降	425人	284人	66.8%
合計	550人	391人	71.1%

(出典 児童相談・養育支援室調べ)

こうして算出された、里親等委託率を令和11年度末に代替養育を必要とするこどもに乗じると、以下の結果となります。

【図表 16-3: 令和11年度末における里親等委託が必要なこども(推計①)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	推計①により算出された里親等の家庭での生活が必要なこども (B)	左記に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	44人	32人	72.7%
3歳以上～就学前	59人	55人	93.2%
学童期以降	370人	247人	66.8%
合計	473人	334人	70.6%

※推計①により算出された里親等の家庭での生活が必要なこどもについては、四捨五入による端数調整を行っているため、上記の図表 15-3と里親等委託率は一致しない場合がある

② 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、児童相談所において里親やファミリーホームで生活することが適当であると考えられるこどもの数の割合によるもの

まず、令和5年度末に施設や里親の家などで生活しているこどもの数に対する、上記の「児童相談所において里親やファミリーホームで生活することが適当であると考えられるこどもの数」とそれに基づく里親等委託率の見込みは以下のとおりとなります。

平

そして令和 11 年度末の施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込みにその割合をかけるのですね

C

すると、473 人×71%で、336 人という計算になりますか？

長

そうですね

実際は、こどもの年齢をいくつかのグループに分けて計算しているので、少し違う数字になって、334 人という結果になりました

Q

いまよりもかなり多い人数ですね

町

次は、2つ目の計算方法ですね

長

2つ目の計算については、

まず、児童相談所において、令和5年度末に施設や里親の家などで生活しているこどものうち、どのくらいのこどもが里親の家やファミリーホームで生活できるこどもなのかを調べてもらいました

市

それで、里親の家やファミリーホームで生活できると考えられるこどもの割合を計算したのですね

長

そのとおりです

結果として、100 人のうち 59 人くらい(59%くらい)のこどもがそれにあてはまりました

P

そして、ここでも令和 11 年度末の施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込みにその割合をかけるのですね

【図表 16-4: 令和5年度末の被措置児童の数に基づく、里親等委託が必要なこどもの数②】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	児童相談所において里親等委託が適切と考えるこどもの数 (B)	左記のこどもの数に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	49 人	42 人	85.7%
3歳以上～就学前	76 人	56 人	73.7%
学童期以降	425 人	227 人	53.4%
合計	550 人	325 人	59.1%

(出典 児童相談・養育支援室調べ)

こうして算出された、里親等委託率を令和 11 年度末に代替養育を必要とするこどもに乗じると、以下の結果となります。

【図表 16-5: 令和 11 年度末における里親等委託が必要なこども(推計②)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	推計②により算出された里親等の家庭での生活が必要なこども (B)	左記に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	44 人	38 人	86.4%
3歳以上～就学前	59 人	43 人	72.9%
学童期以降	370 人	198 人	53.5%
合計	473 人	279 人	59.0%

※推計②により算出された里親等の家庭での生活が必要なこどもについては、四捨五入による端数調整を行っているため、上記の図表 15-5と里親等委託率は一致しない場合がある

③ 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、国が掲げている目標のこどもの数の割合によるもの

国においては、平成 29 年8月に「新しい社会的養育ビジョン(新たな社会的養育の在り方に関する検討会報告書)」が示されてから、里親等委託について、以下の目標を掲げています。

- 乳幼児(0 歳～小学生未満のこども):75%以上
- 小学生以上(学童期以降)のこども:50%以上

このことを踏まえ、国が掲げる目標の最低ラインである、乳幼児 75%、小学生以上 50%としたときの令和 11 年度末における里親等委託が必要なこどもの数は以下のとおりとなります。

B

つまり、473人×59%という計算になりますか？

長

そうですね  
計算の結果は、279人となります

O

1つ目で計算したときよりも少ない結果になりましたね

市

そして、最後に3つ目の計算方法ですね

長

3つ目の計算については、  
令和11年度末の施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み  
に、国が目標として示している割合をかけたものになります

A

そんな目標があるのですね

Q

どんな目標なんですか？

長

はい  
● 0歳～小学校に入る前(就学前)のこどもは75%以上  
● 小学生以上のこどもは50%以上  
を目標としています

P

この前に聞いた、長野県の最近の里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの割合が20%くらいだったと思いますので、高い目標なんでしょうか

【図表 16-6: 令和11年度末における里親等委託が必要なこども(推計③)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	推計③により算出された里親等の家庭での生活が必要なこども (B)	左記に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	44人	33人	75.0%
3歳以上～就学前	59人	45人	76.3%
学童期以降	370人	185人	50.0%
合計	473人	263人	55.6%

※3歳以上～就学前については、端数調整により里親等委託率が75.0%を超えている

これまでの推計①～③をまとめると、以下のとおりとなります。

【図表 16-7: 令和11年度末における里親等委託が必要なこども(推計①～③まとめ)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数	里親等委託が必要なこども数 推計①	里親等委託が必要なこども数 推計②	里親等委託が必要なこども数 推計③
3歳未満	44人	32人	38人	33人
3歳以上～就学前	59人	55人	43人	45人
学童期以降	370人	247人	198人	185人
合計	473人	334人	279人	263人

長

そうですね

長野県のいまの状況を考えて、ここでは、国が示している目標の一番低いところになる

- 小学生になる前のこどもは 75%
- 小学生以上のこどもは 50%

としたときの里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの数を計算したいと思います

O

すると、

- 0歳～小学校に入る前までは、(44人+59人)×75%
- 小学生以上は、370人×50%

という計算式になって、この2つを合わせた数ということになりますね

長

細かい数字の調整はありますが、結果は 263 人となります

C

これで、3つの方法で計算したことになりますね

長

一度整理して、まとめてみましょう

### 【施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み(令和 11 年度)】

計算方法①	計算方法②	計算方法③
334 人	279 人	263 人

※令和 11 年度のおわり(年度末)の時点の見込み

B

たしかに少し難しい話でしたが、そういう結果になったということですね

### 16-(2)-3 必要となる里親等の数の推計

16-(2)-2 において推計した令和 11 年度末における里親等委託が必要なこどもの数に対して、どのくらいの里親が必要になるかを推計するに当たっては、実際に登録里親のうちどのくらいの里親が代替養育を必要とするこどもを預かって育てているのかを考慮する必要があります。

里親登録をしたすべての里親が、代替養育を必要とするこどもの委託を常に受けることができるわけではありません。例えば、以下のような事情により、長期でこどもの委託を受けることが困難な場合があります。

- 里親自身の年齢(高齢で長期の委託を受けることが困難)
- 共働きで、里親自身のこどもが小さく、仕事や子育てに忙しいため、(土日なら預かれるが)委託を受けることが困難
- 里親自身の親の介護があり、委託を受けることが困難
- 代替養育が必要なこどもと里親のマッチングの問題(例:障がいのあるこどもの受入れは困難)
- 特別養子縁組を希望している

こうした理由などにより、県内の登録里親のうち、実際に代替養育を必要とするこどもの長期の委託を受けている里親は、近年 35%程度(ファミリーホームを含む)で推移しています。

県内においては、この割合を上回る場合は無理な委託を進めているおそれがあり、下回ってれば、委託を進められていないと考えられる1つの目安となると考えています。

また、委託を受けている里親が委託されているこどもの数は、ファミリーホームも含めて平均 1.5 人程度(ファミリーホームを除く里親では平均 1.2 人程度)で推移しています。

このファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数については、委託できるこどもの数が多いファミリーホームを増やすことによって、維持していきたいと考えているところです。

こうしたことを踏まえながら、令和 11 年度末に必要なとなる里親の数の推計を以下の方法で行います。

$$\text{令和 11 年度末に必要なとなる里親の数} = \frac{\text{令和 11 年度末に里親等委託が必要なこどもの数}}{0.35^* \times \text{ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数}}$$

※ 県内の登録里親のうち、実際に代替養育を必要とするこどもの長期の委託を受けている里親の割合(35%)

そして、ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数について、いくつかの数値を設定しつつ、令和 11 年度末に必要なとなる登録里親の数を算出すると、以下のとおりとなります。

A: すると、このなかのどれかを目標にするということですか？

長: その前に、もう1つ考えなければいけないことがあります

里: 先ほどの計算で出た里親の家やファミリーホームで生活する子どもの数に対して、どのくらいの数の里親が必要になってくるのかも計算してみないといけません

長: そのとおりです

C: まだ、難しい話が続きそうですね

長: いやになるかもしれませんが、もうしばらく聞いてもらえるとうれしいです

学: この前の話では、長野県には令和5年度に 255 世帯の里親がいるということでしたね？

長: はい

里: ただ、すべての里親の人が子どもを預かっているわけではありません

長: 里親さんのいうとおりで、長野県では里親になっている人の 100 世帯のうち 35 世帯(35%)くらいの里親が子どもを預かっています

A: 里親になっても、すべての里親が、子どもを預かれるわけではないということですか？

【図表 16-8: 令和 11 年度末において必要となる登録里親の数の推計】

(単位: 世帯)

	里親等委託が必要な子ども数推計①の場合	里親等委託が必要な子ども数推計②の場合	里親等委託が必要な子ども数推計③の場合
n=1.1	868	725	683
n=1.2	795	664	626
n=1.3	734	613	578
n=1.4	682	569	537
n=1.5	636	531	501
n=1.6	596	498	470
n=1.7	561	469	442
n=1.8	530	443	417
n=1.9	502	420	395

n: ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数

#### 16-(2)-4 目標値の設定

ここまで、里親委託等が必要な子どもの数の推計から必要となる登録里親の数の推計について、いくつかのパターンを示してきました。

こうした推計を踏まえながら、里親等委託率や登録里親数の目標値の設定を行います。

さて、令和5年度末の登録里親数は 255 世帯となっていますが、近年は、毎年 30 世帯ほどの新規の里親登録があります。

登録里親の新規登録については、15-(3)において取り組もうとしている里親のリクルートから委託時のサポート等の体制を強化することにより、新規登録の件数をこれまで以上に伸ばしていきたいと考えているところです。

また、登録里親のなかで、ファミリーホームの設置・運営ができそうな里親について、ファミリーホームの設置を促し、ファミリーホームの数を増やしていきたいと考えているところです。

こうしたことなどを踏まえ、県内の登録里親のうち、実際に代替養育を必要とする子どもの長期の委託を受けている里親の割合をおよそ 35%程度に保ちながら、登録里親の数とファミリーホームを増やす取組を進めることで、目標として設定可能と考えられるものは、先ほどの令和 11 年度末において必要となる登録里親の数のうち、「里親等委託が必要な子ども数推計③の場合」のうちの「ファミリーホー

長

例えば、

- 里親が年を取っていて、長い間子どもを育てていくことが難しい
- 様々な個性などを持った子どもに合わせられる里親がいない
- 特別養子縁組をしたい

といった理由で、子どもを預かれない里親の人もいます

里

そういったことで、長野県では里親のうち 35% くらいの里親が子どもを預かっているという状態が続いています

長

この 35% を無理に上げようとする、子どもに合わない里親に預けるようなことになりかねないので、長野県ではこのあたりがちょうどよいのだと考えています

C

そうしたことも考えて計算するんですね

長

そのほかに

- 子どもを預かってくれる里親が何人の子どもを預かれるか？
- 子どもを多く預かれるファミリーホームをどのくらい増やすか？
- 今後、どのくらい里親が増える見込みか？

といったことも考えながら計算をしました

学

これ以上は、子どものみなさんも限界だと思しますので、そろそろ、結果として、どういう目標を考えているのかだけ聞きましょうか？

長

そうですね

このような目標にしたいと考えています

ムを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数」が 1.5 人の場合であると考えられ、およそ 500 世帯の里親が必要となる試算となります。

【表 16-8:令和 11 年度末において必要となる登録里親の数の推計】《再掲》

(単位:世帯)

	里親等委託が 必要な子ども数 推計①の場合	里親等委託が 必要な子ども数 推計②の場合	里親等委託が 必要な子ども数 推計③の場合
n=1.1	868	725	683
n=1.2	795	664	626
n=1.3	734	613	578
n=1.4	682	569	537
n=1.5	636	531	501
n=1.6	596	498	470
n=1.7	561	469	442
n=1.8	530	443	417
n=1.9	502	420	395

n:ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数

なお、この目標を設定するに当たっては、ファミリーホームを除く里親1世帯当たりの委託されることものの数を過大としないためにも、最大6名の子どもを委託することが可能なファミリーホームの数を 15 事業所程度にする必要があると考えています。

(参考)ファミリーホームを除く登録里親1世帯当たりの受託子ども数の試算

$$\frac{\text{里親等委託が必要な子ども数の推計③(263人)} - \text{ファミリーホームで受託する子ども数の見込み(15 \times 4.2人^* = 63人)}}{\text{ファミリーホームを除く登録里親目標(500-15=485世帯)} \times \text{実際に代替養育を必要とする子どもの長期の委託を受けている里親の割合(35\%)}} = 1.18 \text{人}$$

※ 令和5年度末の1つのファミリーホーム当たりの平均受託児童数

もちろん、里親・ファミリーホームへの委託の推進については、そこまで急いで進める必要があるのかという意見もあることは確かであり、理解ができるものでもあります。

しかし、これまで説明してきた「子どもの権利を守る」という目標や子どもの成長や発達における「家庭」環境での生活の重要性を考慮すれば、代替養育であっても「家庭」での生活を権利として子どもに保

【主な目標としたいもの】

- 施設や里親の家などで生活するこどものうち、里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの割合は、  
小学生になる前のこどもは 75%・小学生以上のこどもは 50%
- 里親の数を 500 世帯にする
- ファミリーホームを 15 か所にする

Q

里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの数については3番目の計算方法で出した数をもとにしたということですね？

弁

そのほかにもいろいろな計算をしたと思いますが、これが今の長野県が頑張れば目指していけそうな目標と考えているということですね？

長

そのとおりです

施

里親やファミリーホームがこどもにとって良い場所であることはわかりますが、今の長野県の実況を考えたときに、5年間でそこまで急いでやる必要があるのでしょうか？

長

たしかに、かなりの努力は必要だと思いますが、「こどもの権利を守る」という目標や、こどもが持つ時間の感覚が、おとなとは違うことを考えれば、できるだけ多くのこどもに、早く「家庭」という場所で生活ができるようにしてあげる、できる限りの取組が必要だということは理解してもらえないのではないかと考えています

Q

私は里親の家で生活しましたが、いまでも、自分の実家のように思っています

障していくため、こどもが持つ時間の感覚がおとなとは違うということも理解したうえで、できるだけ早く、代替養育を必要とするこどもに対しても望ましい「家庭」での育ちが実現するよう最大限の努力を進めていくことは、児童福祉法第3条の2に規定された国や県の責務であり、国や県とともにこどもの福祉に関わるおとな(関係機関等)も、その点を理解しなければならないと考えているところです。

16-(2)-5 新しい計画における資源等の整備目標

上記での推計等を踏まえ、長野県では、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けて、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和5年度 現状	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
3歳未満のこどもの里親等委託率	38.8%	43.7%	49.8%	56.7%	64.5%	75.0%
3歳以上～就学前のこどもの里親等委託率	38.2%	47.6%	53.4%	60.0%	67.3%	75.0%
学童期以降のこどもの里親等委託率	16.5%	20.3%	25.4%	31.9%	39.9%	50.0%
全体の里親等委託率	21.5%	25.6%	31.2%	37.7%	45.3%	55.6%
登録里親世帯数	255	288	331	380	436	500
ファミリーホームの数	5	5	6	8	10	15

なお、上記の里親等委託率の現状及び目標に基づく、各年度における里親等委託が必要なこども数は以下のとおりとなります。

【各年度における里親等委託が必要なこども数の見込み】

(単位:人)

年齢区分等	令和5年度 現状	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込
3歳未満	19	19	22	25	28	33
3歳以上～就学前	29	30	31	37	40	45
学童期以降	70	83	101	124	151	185
合計	118	132	154	186	219	263

※ 見込値については、小数点以下四捨五入(令和11年度の3歳以上～就学前のみ、里親等委託率を75.0%以上とするため、小数点以下を繰り上げています)

C

自分の家では生活ができない場合でも、そういった「家庭」での生活ができる子どもが増えるといいですね

長

ありがとうございます

学

このように、里親を増やし、里親の家やファミリーホームで生活できる子どもを増やすためには、里親になる人を見つけて里親をサポートしていくための仕組みも必要ですね

長

はい

次は、そのことについて話をしていきたいと思いますが…

B

今日は、ここまでにしませんか

長

そうですね

話し合いが長くなってきたので、今日のところは、目標をもう一度整理して、終わりにしたいと思います

学

わかりました

#### 【新しい計画での目標】

- 施設や里親の家などで生活する子どものうち、里親の家やファミリーホームで生活している子どもの割合は、  
小学生になる前の子どもは 75%・小学生以上の子どもは 50% とする
- 里親の数を 500 世帯にする
- ファミリーホームを 15 か所にする

そして、代替養育を受けている子どもの数の見込み(地域別・令和 11 年度末)に基づく、里親等委託が必要な子どもの数の見込みは以下のとおりとなります。

【里親委託等が必要な子どもの数(地域別・令和 11 年度末)(単位:人)】

エリア	地域	令和5年度実績	令和 11 年度見込
東信エリア	佐久地域	24	26
	上田地域	13	26
南信エリア	諏訪地域	4	21
	上伊那地域	12	25
	南信州地域	9	19
中信エリア	木曾地域	1	2
	松本地域	26	63
	北アルプス地域	3	7
北信エリア	長野地域	23	66
	北信地域	3	8
合計		118	263

また、上記の整備目標のうち、「登録里親世帯数」と「ファミリーホームの数」については、地域ごとに以下の整備目標を設定します。

【登録里親世帯数の地域別目標】

エリア	地域	令和5年度現状	令和 11 年度目標
東信エリア	佐久地域	32	50
	上田地域	26	50
南信エリア	諏訪地域	16	40
	上伊那地域	16	48
	南信州地域	25	36
中信エリア	木曾地域	3	4
	松本地域	61	118
	北アルプス地域	10	13
北信エリア	長野地域	58	126
	北信地域	8	15
合計		255	500

**コラム** **こどもの声(その③) -施設や里親の家での生活の思いなど-**

- ・職員がもっといと相談がしやすい。職員がとても忙しそうで、辞めていった人もいる。職員との1対1の個別の時間がもっとほしい。
- ・高校生なら留守番もできるのに、(里親不在のときに)ほかの里親の家にレスパイト(※一時的に預ける制度を使うこと)になる。レスパイトだからという理由で自由に外に出ることもできない。
- ・意見が伝わるようにしてほしい。意見箱に意見を入れたが、伝わっている様子がない。
- ・小学生と中高校生では生活のスタイルが違う。施設や児童相談所の職員にも伝えているが、もっとひとりひとりにあった生活スタイルができるといい。
- ・児童相談所の担当職員との面接では、普段の生活について大丈夫と答えている。家のこととか気になるけど、聞きづらさがある。自分の気持ちを消化できていない。
- ・職員の対応は、個人個人にあった対応をして欲しいけれど、一方では、差別はよくない。公平にみてる職員がよいと思った。
- ・(意見を)伝える方法をもっと増やしてほしい。第三者のような人が来て、話を聞いてくれることも必要。
- ・変えられるところがあれば、良い方向に変わってほしい。言っても変わらないと「どうせ言っても変わらない。」と思ってしまう。変えられるところを変えてほしい。
- ・(座談会は)他施設の人の話が聞けて良かった。共感できる場所があった。1人じゃないと思った。

**【ファミリーホームの数の地域別目標】**

エリア	地域	令和6年度 現状	令和11年度 目標
東信エリア	佐久地域	2	4
	上田地域		
南信エリア	諏訪地域	1	4
	上伊那地域 南信州地域		
中信エリア	木曾地域	1	3
	松本地域 北アルプス地域		
北信エリア	長野地域	1	4
	北信地域		
合計		5	15

ところで、里親登録に当たり、長野県では、「長野県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会」において里親認定にかかる審議を行っています。

長野県では、令和4年度から年6回、こうした審議の機会を設けており、今後も同様に年6回の審議としていく予定です。

**16-(2)-6 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組の評価指標**

長野県において、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、数値目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
県の関連ホームページへのアクセス、里親支援センター等への問合せ、インテーク等の里親のリーダークループ活動に関する中間指標
新規里親登録数
委託里親数
委託されているこどもの数
市町村の子育て短期支援事業により、こどもの委託を受けた里親世帯数
一時保護委託を受けた里親世帯数
登録里親がいる中学校区の数
里親等委託解除のうち不調の割合

16-(3) 里親をサポートしていくための取組(里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組)

長

さて、この前※は、施設より里親家庭やファミリーホームで生活すること  
を増やすための取組やその目標について話をしてきました

※16-(1)・16-(2)のことです

C

今回は、そういった目標を達成するためにも、里親になる人を見つけて、  
里親をサポートしていくための仕組みをつくっていくことについて考え  
ていくということでしたね

長

そのとおりです

里

ところで、こういった里親をサポートしていくための仕組みが考えられる  
ようになったのは、最近のことでしたね？

長

平成 28 年に法律(児童福祉法)が変わった時に、

- 里親になってくれる人を見つける
- 里親になれるようにサポート・里親になってからも勉強してもらうよ  
うサポート
- 子どもを預かって育ててもらっているときのサポート

といった仕事が、県の仕事であるとはっきり書かれるようになりました

学

ちなみに、こうした、里親をサポートする仕事(1つ1つ)のことを専門用語  
では「フォスタリング業務」と呼び、こうした仕事をすべてしているところ  
を「フォスタリング機関」と呼んでいます

P

里親はもっと前からいたと思いますが、こうした里親をサポートするとい  
う仕組みができてきたのは最近のことなんですね

16-(3)-1 里親等支援業務(フォスタリング業務)の必要性

【注】

本セクション(16-(3))における里親への「サポート」は、一般的な意味での「サポート」を指し、以下  
の本文で説明する「フォスタリング業務」全体を含むものとして、また、「里親支援センター及びその業  
務に関するガイドライン※」における「①里親等養育のサポート・②里親等養育に関するスーパービジョ  
ン・③里親等養育の状況に応じた支援のコーディネート」などを含むものとして用いています。

※令和6年3月 29 日付けこ支家第185号こども家庭庁支援局長通知

ここまで、代替養育を必要とするこどもについて、できるだけ里親等への委託を推進していくこと、  
それに向けた取組と目標数値について説明してきました。

さて、16-1において、「里親」の家は施設と同じで、こどもを「預かって育てる」ところであるという説  
明をしました。

ところで、施設がこどもを預かるときには、施設内にはこどものケアを担う職員だけではなく、ケア担  
当職員のリーダー、こどもを心理的な側面から支援する心理士、こどもの親への支援や関係機関との連  
携を担う相談員など複数の専門職が配置されています。施設では、施設長のもとでこれらの職員をチ  
ームとして機能させる、いわゆる「チーム養育」によってこどもの養育を行うことが一般的です。

そのため、施設のなかでは、あるひとりの職員がその施設で生活するこどもへの対応に悩むことがあ  
っても、ほかの様々な職員がサポートしながらより良い対応をしていくということも可能となります。

それに対して、里親は基本的に家庭のなかで預かったこどもを養育していかなければなりません。

こどもを養育していくなかで、里親が預かったこどもへの対応に悩むことや、行き詰まりを感じるこ  
ともあると考えられますが、これまでは里親に対して施設のような「チーム養育」を行う仕組みがありま  
せんでした。

里親家庭での養育はすでに述べたとおり、そもそも特有の難しさがあるとともに、近年は、虐待を受  
けたこどもや何らかの障がいを抱えたこどもを養育するケースも多くなってきており、里親にかかる負  
担も大きくなってきている様子もうかがえます。

家庭養育優先原則のもとで、里親等への委託を進めていくためには、里親の数を増やしていくととも  
に、質の高い里親養育が提供できるようにしていくことが求められます。

そうしたことなどが背景となり、平成 28 年に児童福祉法が改正され「家庭養育優先原則」という考  
え方が児童福祉法で明確にされた(第3条の2)のと同時に、里親の開拓や研修、里親とこどものマッ  
チング、養育計画(自立支援計画)の作成、里親に対する訪問支援、委託されたこどもの自立支援などの里  
親支援業務(フォスタリング業務)が、県の業務として明確に位置づけられました(第 11 条第2項)。

また、こうしたフォスタリング業務を一貫した体制のもと包括的に行い、里親と「チーム養育」を行う  
機関として、「フォスタリング機関」と呼ばれるサポート体制が導入されました。

こうしたことから、長野県においても児童相談所に専任のフォスタリング業務の担当者を配置して、  
フォスタリング機関として体制づくりをしてきました。また、こうしたフォスタリング業務は民間に委託す

里

昔とは時代が違っているのだと思いますが、里親が預かる **子ども** のなかには、かなり難しい **背景** や **問題** を抱えている **子ども** も増えてきていて、里親だけではうまくいかないと感じることもあります

施

施設であれば、**ほか** の職員と一緒に **子ども** をみることもできて、そういった **ほか** の職員のサポートを受けながら、その職員がレベルアップしていくというところではありますが、里親は、ほとんど里親だけで **子ども** をみることになるので、大変なこともあるでしょうね

長

里親であっても施設と同じように、里親をサポートしながら、**複雑な問題** を抱えている **子ども** を育ててもらって、里親自身もレベルアップしていけるような仕組みが必要であるということなどから、こうした仕組みが **つくられる** ようになってきています

弁

そして、令和4年に法律(児童福祉法)がまた変わって、こうした里親を「**フォスタリング機関**」としてサポートしていくための施設(里親支援センター)ができるようになりましたね？

はい  
現在の計画を **つくった** 時から、**変わって** きているところもあるので、そういったことも考えながら、里親をサポートするための仕組みを、もう一度考えていきたいと思います

B

そうすると、現在の計画でも、里親をサポートするための取組をしてきたということですね？

長

ることも可能となっており、長野県においても民間の社会福祉法人(施設)への包括的な業務委託を進め、委託を受けた施設が、民間フォスタリング機関として里親とのチーム養育に取り組んできました。

フォスタリング機関の存在意義は、新たな里親を開拓し、里親による **子ども** の養育が、施設での養育のように「**チーム養育**」として行えるよう、**里親と子どもを(子どもの親も含めて)支援**していくことです。

そして、令和4年の児童福祉法の改正において、フォスタリング機関として、里親とのチーム養育を専門に行う「**里親支援センター**」が児童福祉施設の1つとして位置づけられました。

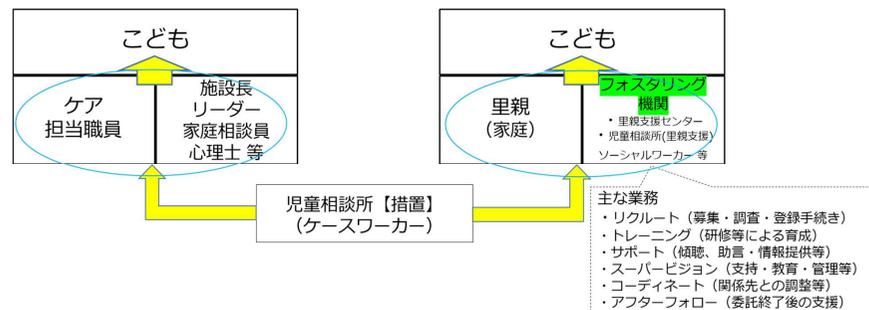
県内では、これまで包括的里親支援業務を委託してきた **民間のフォスタリング機関である** 2施設が、令和6年度から「**里親支援センター**」を設置して業務を開始しています。

今回の新しい計画では、こうした児童福祉法の改正等も踏まえながら、里親等への委託の推進を図っていくためのフォスタリング業務の実施体制の構築に向けた取組を改めて考えていくことにします。

### 16-(3)-2 「チーム養育」とは？

施設において実現している **チーム養育** と、里親とフォスタリング機関により実現される **チーム養育** については、どちらもそれぞれの「**養育の最低基準**」を満たし、その水準を維持し、それをさらに向上させる役割があると言われています。

【図表 16-9: 施設のチーム養育と里親・フォスタリング機関のチーム養育のイメージ図】



児童相談所(措置担当)においては、**子ども** やその **家庭** の状況等により、**マッチング** を経て適切な委託(入所)先に **子ども** の養育を委託することになりますが、**児童相談所** も含めた、**養育チーム** によって、**子ども** のより良い成長をサポートしていくことが必要です。

長

はい  
主に、このような取組をしてきました

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 民間に里親のサポートなどの仕事をってもらうことで、どのような成果が出るか見ていく
- 児童相談所に、里親をサポートするための担当の職員を置く

長

里親をサポートするための取組については、目標を立ててチェックしてきたものではありませんが、  
1つ目の取組については、平成 30 年から民間の1つの施設に里親のサポートの仕事をすべてしてもらってきました

Q

どんな成果があったのでしょうか？

長

民間の施設と関わりのある里親や児童相談所から、民間ならではのサポートなどができていて良いという意見を多くいただきました

C

そうですね

長

そうしたこともあって、もっと民間にやってもらおうということということで、令和3年度にもう1つ別の施設にお願いしてきました

里

こうしたなかで、令和4年に法律(児童福祉法)がまた変わって、「里親支援センター」が、子どものための施設の1つとして新しく加わってきて、お話のあった2つの施設が「里親支援センター」になりましたね

16-(3)-3 里親等支援業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制の構築

長野県における里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に当たっては、「チーム養育」の趣旨を踏まえ、**里親に身近な各地域に**里親支援センターの設置を進めていくことが重要と考えています。

そして、地域のなかに里親支援センターを設置していくことで、里親支援センターでは以下のような機能を発揮することができると考えています。

- 地域における里親のなり手の確保(里親のリクルート)
- 里親登録前・里親登録後の研修による地域の里親の資質向上
- 児童相談所において里親委託が適当とされた**主に地域の**子どもと地域の里親とのマッチング
- 市町村の子育て短期支援事業(ショートステイ)の受託による、ショートステイの受付窓口及びショートステイを必要とする地域の子どもと地域の里親とのマッチング
- 里親への子どもの一時保護委託における調整窓口(一時保護児童と里親とのマッチング等)
- **里親が児童相談所から委託を受けた子どもの養育計画(自立支援計画)の作成**
- 里親委託中の里親と子どもに対する**様々なサポート(養育のサポート、子どもを受託する際に生じる事務的な手続きのサポート等) ※里親とのチーム養育で子どもをサポートする**
- 里親委託が解除された後の里親のサポート(**里親養育の不調により委託解除となった里親へのアフターフォローを含む**)、子どもの自立支援 など

このように地域のなかで、**里親のリクルートから育成・子どもとのマッチング・委託された子どもと里親のサポート・子どもの委託が終わった後の子どもと里親それぞれへのサポート**を包括的に行うことができる里親支援センターが機能していくと、例えば、子どもと適正なマッチングができた里親については、その子どもが必要となきに繰り返して(リピーターとして)ショートステイで里親の家に泊まりに来たり、家庭の状況が悪くなった場合には一時保護委託先として同じ里親に委託する**というように、同じ里親が地域の同じ親子に対して切れ目のないサポートをおこなうということも考えることが可能**になると考えられます。

なお、里親支援センターについては、行政機関のような人事異動が少なく、長期的に里親を支援することが可能な民間団体が担っていくことが適当と考えられます。

そのため、里親支援センターの設置を進めるに当たっては、里親支援センターの担い手となりうる民間団体等を確保していくことが必要となります。

長野県においては、そうした里親支援センターの担い手となりうる民間団体等があった場合には、まずはフォスタリング業務を委託し、**期間を区切って**経験を積ませるとともに、その適性を見極めたうえで、里親支援センターとしての設置を認可することとします。

県内では、民間のフォスタリング機関は、主として、新たに「養育里親」を開拓して登録となった里親とのチーム養育を行う機関として活動してきており、里親(特に養育里親)の増加が重要な課題となっている現在の状況下においては、里親支援センターについても**当面の間は、引き続き同じように活動していくことを想定**しています。

長

はい  
こうした成果なども取りいれていながら、今回の新しい計画では、主に次のようなことに取り組んでいきたいと考えています

#### 【新しい計画で取り組みたいこと】

- 里親支援センターを増やすこと
- 児童相談所で、里親をサポートするための専門の職員を置くこと
- 里親支援センターなどの里親をサポートする人たちが勉強する機会などを増やし、里親のサポートなどの仕事がより良くなるようにしていくこと

里

里親支援センターを増やそうとしているのですね？

長

できるだけ、子どもたちが生活しているところで里親になってくれる人を多く見つけて、そうした近いところで里親や子どもをサポートしてもらうためには、もっと多くの里親支援センターが必要だと考えています

弁

児童相談所でも里親のサポートはすると思いますが、県内に5か所しかないので、きめ細かいサポートが難しいということもあると思います

長

そのとおりです  
こうしたことから、主な目標としてはこのように考えています

#### 【主な目標にしたいもの】

- 里親支援センターの数を 10 か所にする

他方で、地域によってはこどもの数が少なく、地域において必要な里親数がそれほど多くない地域もあります。

そうした地域におけるフォスタリング業務については、基本的に児童相談所がフォスタリング機関として里親を開拓しサポートを行っていくこととします。

なお、養子縁組里親や親族里親については、現時点では、引き続き、児童相談所がフォスタリング機関として里親として子どもを養育する際のサポートを続けていく方針です。

いずれの場合においても、児童相談所に専任で配置されている担当職員が、施設の里親支援専門相談員との連携により、里親支援センターと同様に、フォスタリング機関として里親との「チーム養育」の質の向上を図ります。

そして、里親登録は県が行うものであること、また、フォスタリング業務は県に最終的な責任のある業務でもあることを踏まえ、県と児童相談所は地域内における児童相談所と里親支援センター等との連携を検討・推進するとともに、里親支援センター等におけるフォスタリング業務の質の向上に向けた研修に取り組んでいくことも必要です。

#### 用語解説

#### 里親支援センター

- ・ 児童福祉法の令和4年改正により、新たに法律上位置づけられた施設
- ・ 里親のリクルート、里親研修の実施、委託児童の養育に当たっての相談・サポートなど、里親に対する様々なサポート全般を行う
- ・ 基本となる体制：センター長を含めた4名の職員により里親 60 家庭までをサポートする

#### 16-(3)-4 現在の計画における取組

里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けて、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① フォスタリング業務の民間委託の方向性の検討
  - 現在の計画策定時に民間委託していた包括的里親支援業務の成果等の検証
- ② 児童相談所におけるフォスタリング業務の強化
  - 施設に配置された里親支援専門相談員との協力などによるフォスタリング体制の構築等

#### 16-(3)-5 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた評価指標や目標値は定めていません。

C

10 か所ですか

どこに里親支援センターを置いていくのかについては、今回の新しい計画ができてから考えていくことになると思いますが、それぞれの地域のなかのこどもの数や里親の数なども見ていきながら考えていくことになりそうです

長

里

こうした取組によって、地域のなかで里親をサポートしてもらう仕組みができて、里親へのサポートが充実していくのに合わせて、里親自身もレベルアップしていかなければいけないと感じました

学

里親を増やし、里親の家やファミリーホームで生活できるこどもを増やすためには、里親をサポートするための仕組みをより良くしていくとともに、里親自身も、預かったこどもをより良く育てられるようにしていくことが必要ということですね

長

ありがとうございます  
里親さんや学者さんが言ってくれたとおりだと思っています

長

それでは、もう一度、取組と目標を整理したいと思います

#### 【新しい計画での主な取組】

- 里親支援センターを増やすこと
- 児童相談所で、里親をサポートするための専門の職員を置くこと
- 里親支援センターなどの里親をサポートする人たちが勉強する機会などを増やし、里親のサポートなどの仕事がより良くなるようにしていくこと

#### 【主な目標】

- 里親支援センターの数を 10 か所にする

#### 16-(3)-6 フォスタリング業務の民間委託の成果の検証等

長野県では、平成 30 年度から、それ以前から独自の里親へのサポート事業を行っていた、うえだみなみ乳児院に包括的里親支援業務を委託しました。

こうした委託について、児童相談所やうえだみなみ乳児院と関わった里親の評価を伺ったところ、民間事業者ならではの里親の開拓力や丁寧なサポートについて、概ねよい評価が得られました。

こうした成果を踏まえ、令和3年度からは、新たに松本赤十字乳児院に業務の委託を行い、2つの乳児院が、フォスタリング機関として地域の里親のリクルートやサポートなどを担ってきました。

なお、上記の2施設については、すでに述べたとおり、令和6年度から里親支援センターを立ち上げ、これまで以上に体制を強化しながら、地域の里親のリクルートやサポートに当たっています。

#### 16-(3)-7 新しい計画における取組

今回の新しい計画では、里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けて、これまでの取組も踏まえながら、以下の取組を進めていきます。

##### ① 里親支援センターの設置促進

- 地域において、養育里親を増やし、チーム養育によってこどもを支援する里親支援センターについて、その担い手を確保していくとともに、里親支援センター設置に向けたサポートを行う
- 里親支援センターの設置に向けては、その前に担い手となり得る施設等に包括的里親支援業務の委託を行い、経験や実績を積む機会を提供するとともに、その適性を判断する

##### ② 児童相談所におけるフォスタリング体制の整備等

- 引き続き専任職員を配置し、施設の里親支援専門相談員との密接な連携・協力により、フォスタリング機関として里親等のサポートを行うとともに、必要に応じた体制の拡充を検討する
- 児童相談所は、養子縁組里親のほか、児童相談所が手続きをサポートして登録した里親等に対してフォスタリング機関のサポートを行うほか、特に、里親支援センターがカバーできていない地域(将来的には、こどもの数や里親の数が少ない地域)において同様のサポートを継続する

##### ③ 地域におけるフォスタリング業務の質の向上

- フォスタリング業務に関する研修や民間機関を中心にフォスタリング機関がともに学び合い、支援のレベルを高めるための会議等により、各地域のフォスタリング業務の質の向上を図る
- 「チーム養育」の仕組みをより手厚くするため、フォスタリング機関である里親支援センターや児童相談所において、4つのエリア(北信・東信・中信・南信)又は 10 地域(広域)ごとに里親及び里親会と協力し、里親同士の相互交流やベテラン里親によるサポート等を促進する
- 里親やファミリーホームにこどもを委託する立場である、児童相談所のケース担当の職員についても、マッチングをはじめとする里親等委託業務に関する専門性の向上に努めていく

C

「施設より里親家庭やファミリーホームで生活することも増やすこと」  
については、かなり長く話をしてきたような気がします

長

いろいろと話し合っておきたいことがあったので、長くなったかもしれませんが、おかげで、これからの取組なども決めることができました

里

そういえば、こどもたちには何をみてほしい(感じてほしい)のかについて、何も言ってこなかったように思うのですが

学

そういえば、そうでしたね

長

忘れていたわけではないのですが、ずっと考えていたら、最後になってしまいました

### 【こどものみなさんへ】

- いま、あなたは、「里親」がどんな人であるかを正しく知っていますか？
- もし、いま、あなたが里親に育ててもらっているとしたら、その里親はあなたを里親家族の一員として大切にしてくれ、あなたとあなたの家族との関係も大切にしてくれていると感じていますか？
- もし、いま、あなたが里親に育ててもらっているとしたら、その里親は、いろいろな人のサポートを受けながら、協力してあなたを育ててくれていると感じていますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

長

さて、次回からは、また違うテーマとなりますが、引き続きよろしくお祈いします

### 16-(3)-8 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
里親支援センターの設置数	10 か所
民間フォスタリング機関(包括的里親支援業務委託先)の設置数	里親支援センターの設置に向けた短期の委託先数
児童相談所における里親等支援体制の整備	児童相談所にフォスタリング業務専任担当職員を配置
フォスタリング業務担当職員の専門性向上研修及び会議の実施回数(リクルート、調査・研修、マッチング、養育支援など)	各年度 研修4回以上 会議4回以上
必修研修以外の研修の実施回数	各フォスタリング機関で各年度1回以上(うち1回はすべての登録里親対象とする)
必修研修以外の研修の受講者数	すべての登録里親
里親審査部会(及び里親登録前研修)の開催数	各年度6回

### 16-(3)-9 新しい計画における資源等の整備目標

上記に掲げた取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
里親支援センターの設置数	2	3	5	7	9	10
フォスタリング業務担当職員研修実施回数	5回	取組の状況を踏まえ調整(各年度4回以上)				
必修研修以外の研修の実施回数	12回	各フォスタリング機関で各年度1回以上				
必修研修以外の研修の受講者数	132人	登録里親の50%	登録里親の100%			
里親審査部会(里親登録前研修)開催数	6回(4回)	各年度6回(6回)				

**コラム 実親・里親との「チーム養育」の実践(QPIの取組)を学ぶ**

今回の新しい計画の目標や基本的考え方(理念)の実現のためには、代替養育を必要とするこどもの里親等委託も推進していく必要がありますが、それに当たっては、301ページから見てきたとおり、里親養育をこどもの親との「共同養育」に転換していくことや、治療的な養育が行われるよう、その質を高めていくことが必要となります。

こうしたなかで、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の専門委員である上鹿渡和宏氏と公益財団法人日本財団からの提案により、子ども虐待防止学会第30回学術集かがわ大会(令和6年11月30日、12月1日)の日本財団スポンサー国際企画特別講演のために来日した、キャロル・ショーファー氏を招き、以下のとおり、関係者に向けた講演と意見交換を行いました。

**【日 時】2024年12月4日(水)**

**【場 所】長野県 長野合同庁舎 5階 501号会議室**

**【講 師】米国 ユース・ロー・センター(Youth Law Center)**

弁護士、シニア・ディレクター キャロル・ショーファー(Carole Shauffer) 氏

キャロル・ショーファー氏は、弁護士として、福祉・司法制度下で社会的養護を受けているこどもたちの環境を改善することに取り組んできました。その多くの活動は、虐待やネグレクトにより家族から分離されたこどもたちに焦点を当てており、ショーファー氏の指導のもと、ユースローセンター(最も脆弱なこどもたちを支援する全米規模の法律擁護団体)は、米国において幼いこどもたちへの家庭養育を推進する成功を収めました。

ショーファー氏はプログラム開発にも幅広く携わっており、コミュニティ中心の里親ケア、ケア中のこどもたちのパーマネンシー(恒久的な家庭)の確保、乳幼児の発達のために適切な家庭養護の推進において、数々のイニシアチブを指導しました。2007年には、里親ケアを改革するため、関係重視のアプローチである「Quality Parenting Initiative(QPI)」の開発を主導しました。これまでに QPI は米国内の80のコミュニティで実施され、連邦および州の法律にも影響を与える成果を上げています。

**【テーマ】アメリカの乳幼児の家庭養育推進と里親養育の質向上の取組について**

質の高い里親養育を確保するための、クオリティ・ペアレンティング・イニシアチブ(QPI)

**【出席者】長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員・児童相談所長 他**

QPIはアメリカのフロリダ州、カリフォルニア州、ネバダ州などにおいて、主に以下の4つのポリシーに基づいて開発・実践されている里親養育のアプローチです。

- ① 里親は、こどもを自分のこどものように世話すること
- ② 里親は、可能な限り、実親が立ち直りこどもの健全な関係を維持できるよう、実親と協力すること
- ③ 里親を含む制度の参加者全員が、こどもの発達とトラウマの基本原則について教育を受けること
- ④ 里親は、こども福祉制度において、十分に尊重され、情報を与えられたパートナーであるべきであり、こどもに関する意見を聞き、考慮されること

この4つのポリシーは、今回の新しい計画において推進しようとしている「里親養育」の基本にある考え方と重なるものです。本県では引き続き、QPIの実践に学びながら取組を進めていきたいと考えています。

なお、上記の整備目標のうち、「里親支援センターの設置数」については、エリアごとに以下の整備目標を設定します。

エリア	地域	令和6年度 現状	令和11年度 目標
東信エリア	佐久地域	1	2
	上田地域		
南信エリア	諏訪地域		3
	上伊那地域		
	南信州地域		
中信エリア	木曾地域	1	2
	松本地域		
	北アルプス地域		
北信エリア	長野地域		3
	北信地域		
合計		2	10

**16-(3)-10 「里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組」の評価指標**

長野県において里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組の状況を評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
児童相談所のケース担当職員の専門性(保護者への説明、マッチング、里親養育の理解など)の向上のための研修等の実施状況
市町村の子育て短期支援事業(ショートステイ)を受託している里親支援センター(再掲)
児童家庭支援センターを併設している里親支援センター

**用語解説 フォスタリングチェンジ・プログラム**

- ・1999年にイギリス・ロンドンのモーズレイ病院の専門家チームによって、アタッチメント理論、社会的学習理論、認知行動理論等に基づいている開発された、里親向けの養育プログラム
- ・社会的養護が必要なこどもの抱える問題(特に、様々な虐待の影響)に配慮したこどもの理解と対応について、12週間にわたりグループで実践的なスキルを学び、家庭で実践するプログラム
- ・本県でも、受講した里親からは「こどもとの関係がよくなった」等の肯定的な評価を受けている。

17 施設が地域のなかで「進化」すること(施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組・障害児入所施設における支援)

長

ここからは、何らかの理由で家庭から離れて、施設や里親の家で生活しなければならない子どもへのサポートの3つ目になります

B

「施設のあり方を変えていくこと」でしたね？  
私がいる施設についてもあてはまるということですよね？

長

そのとおりです

A

ところで、前※にも少し聞いたような気もしますが、  
長野県にはどのくらい施設があるのですか？

※99・101 ページのことです

長

子どもが生活する施設※としては、専門用語が入ってしまいますが、

- 乳児院 4施設
- 児童養護施設 14 施設
- 児童自立支援施設 1施設
- 児童心理治療施設 1施設
- 母子生活支援施設 3施設

があります

※障がいをもった子ども(障がい児)専用の施設は除きます

施

長野県内の施設は、昭和 20 年代に戦争で親をなくした子どもを育てるためにつくられた施設が多く、  
それから長い間、それぞれの地域のなかでいろいろな理由で親や家族と生活できない子どもを預かって育ててきました

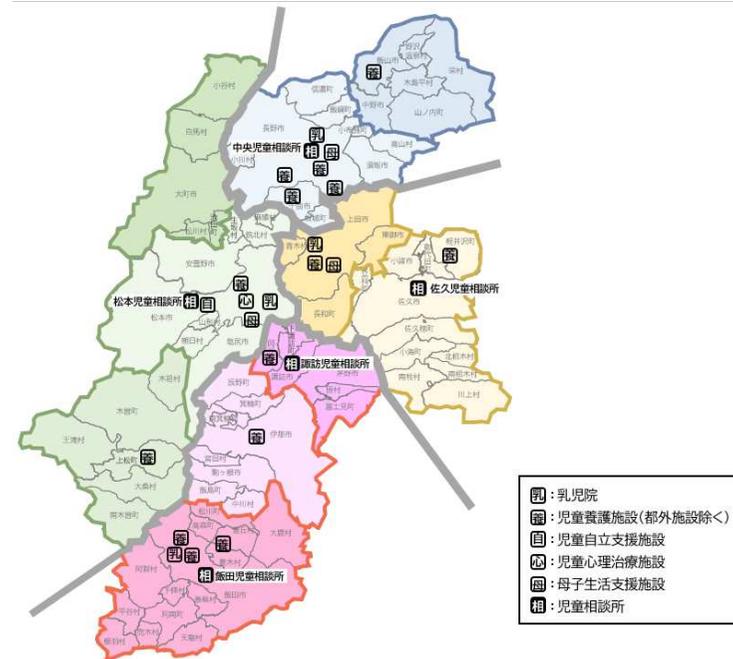
17-1 長野県内の施設

現在、県内にはこどもが入所する施設として、障がい児入所施設を除けば、

- 乳児院 4施設
- 児童養護施設 14 施設
- 児童自立支援施設 1施設
- 児童心理治療施設 1施設
- 母子生活支援施設 3施設

があります。

【図表 17-1: 県内の児童入所施設(都外施設・障がい児入所施設は除く)】



第2次世界大戦後における、いわゆる戦災孤児を育てるために設立された施設が多く、児童福祉法の改正などにより制度が変わってきてはいますが、現在に至るまで、それぞれの地域に根ざした運営を行っています。

乳児院・児童養護施設については、県内の社会福祉法人などが設置・運営、児童自立支援施設は県が設置・運営、児童心理治療施設については県が設置・社会福祉法人が運営しています。

○

たしかに、施設で生活していたときには、  
私たちの親やおじいちゃん・おばあちゃんくらいの年代の人が来て、自分  
もここで育ったんだという人がいましたね

A

そう考えると、施設には長い歴史があるんですね

長

そうですね

市

今回は、こういった施設のあり方を変えていくという話でしたね？

長

もちろん、それぞれの施設が長い歴史の中で、いろいろな理由で親や家  
族と生活できない子どもを預かって育ててきたということは確かです

学

ただ、ここまで話し合ってきた、  
今回の新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)や、  
こうした考え方を持ちながら、これからやっていこうと  
話し合いながら決めてきたことを考えると、  
施設も変わっていかねばならない時期に来ているように思います

長

私もそのように考えています

町

施設にとっては、厳しい話になるかもしれませんね

施

ここまで話し合ってきたように、  
県や児童相談所、市町村、里親も変わっていかねばならないのであ  
れば、施設もやはり変わっていかねばいけないということで、覚悟は  
しなければならないということでしょうね

用語解説	児童自立支援施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法に基づく施設の一つ(第 44 条)</li> <li>・ 次のような子どもを入所(又は通所)させて、必要な指導をし、自立に向けたサポートをするとともに、退所した後のサポートも行う施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 不良行為(刑罰法令に触れる行為などのほか、深夜はいかい等の自分や他人の道徳意識を害する行為)をした、または不良行為をするおそれのある子ども</li> <li>➢ 家庭環境の問題などで、日常生活をしていくうえで最低限必要な生活習慣などが身につけていないことなどから、生活指導などのサポートが必要な子ども</li> </ul> </li> <li>・ 歴史としては、明治時代の「感化院」にさかのぼり、その後、法律の改正などにより「少年教護院」「教護院」と名称を変え、現在の「児童自立支援施設」に至っている</li> <li>・ 上記のような子どもをこうした施設に入れるかどうかは、児童福祉法に基づき、都道府県が決める(措置する)こととなっている</li> </ul>

用語解説	児童心理治療施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法に基づく施設の一つ(第 43 条の2)</li> <li>・ 昭和 36 年の児童福祉法改正により法律上位置づけられた施設で、当初は「情緒障害児短期治療施設(通称「情短」)」と呼ばれていたが、平成 28 年の児童福祉法改正により、現在の「児童心理治療施設」という名称となっている。</li> <li>・ 家庭環境や学校での人間関係などの環境的な理由で社会生活への適応が難しくなった子どもを対象に、短期間入所(又は通所)させて、心理的な治療や生活指導を行うとともに、退所した後のサポートも行う施設</li> <li>・ 上記のような子どもをこうした施設に入れるかどうかは、児童福祉法に基づき、都道府県が決める(措置する)こととなっている</li> </ul>

長

そう言っていただくと、うれしいです

A

いま、そしてこれからのこどものためにも、施設が変わっていく必要があるということですね？

長

そのとおりです

そのためにも、県としてもできるだけのサポートを考えていきたいと思っています

P

ところで、長野県ではどのくらいのこどもが施設で生活していたのですか？

※ここでは乳児院・児童養護施設のことです

長

令和6年の3月のおわりには、432人でした

町

今後はどうなっていくのでしょうか？  
里親の家やファミリーホームで生活するこどもが増えれば、やはり減っていくのでしょうか？

長

まずは、そのあたりから話をしていきましょう

【図表 17-2: 県内の児童入所施設一覧(都外施設・障がい児入所施設は除く)】

施設の種類	施設名	所在地	認可年度	設置主体 (運営主体)
乳児院	うえだみなみ乳児院	上田市	H22	(福)敬老園
	風越乳児院	飯田市	S50	(福)飯田風越福祉会
	松本赤十字乳児院	松本市	S29	日本赤十字社長野支部
	善光寺大本願乳児院	長野市	S37	(福)善光寺大本願福祉会
児童養護施設	軽井沢学園	軽井沢町	H18	(福)法延会
	森の家はらとうげ	上田市	S24	(福)原峠保養園
	つつじが丘学園	岡谷市	S26	(福)つるみね福祉会
	たかずやの里	伊那市	S27	(福)たかずや福祉会
	おさひめチャイルドキャンプ	飯田市	S54	(福)長姫福祉会
	風越寮	飯田市	S25	(福)飯田風越福祉会
	慈恵園	豊丘村	S25	(福)下伊那社会福祉会
	木曾ねごめ学園	上松町	S37	(福)木曾社会福祉事業協会
	松本児童園	松本市	S25	(福)松本市児童養護協会
	三帰寮	長野市	S23	(福)大勸進養育院
	円福寺愛育園	長野市	S23	(福)円福会
	恵愛	千曲市	S23	(福)八葉会
	松代福祉寮	長野市	S27	(福)湖会
いいやま*	飯山市	S25	(福)飯山学園	
児童自立支援施設	波田学院	松本市	M42	長野県
児童心理治療施設	松本あさひ学園	松本市	S42	長野県 (福)長野県社会福祉事業団
母子生活支援施設	美和荘	長野市	S13	長野市 (福)長野市社会事業協会
	松本市母子ホーム	松本市	S27	松本市
	上田市母子寮	上田市	S29	上田市 (福)原峠保養園

※令和7年1月に「飯山学園」から施設名称を変更

17-(1) 施設で生活することが必要と考えられるこどもの数は？(施設で養育が必要なこども数の見込み)

B

施設で生活するこども数は、どのように見込むのでしょうか？

長

少し前※になりますが、施設や里親の家などで生活しなければならないこどもの数について話をしたことを覚えていますか？

※主に 217 ページのことです

O

そういった話をしましたね

長

その時に、こういった見込みをしました

【施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み(令和7～11年度)】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0-2歳	44人	44人	44人	44人	44人
3歳-就学前	63人	62人	61人	60人	59人
小学生以上	409人	399人	389人	379人	370人
合計	516人	505人	494人	483人	473人

※各年度のおわり(年度末)の時点の見込み

P

そういえば、この前※に、施設や里親の家などで生活しなければならないこどもの数をもとに、里親の家やファミリーホームで生活するこどもの数も見込んでいましたね

※16-(2)のことです

### 17-(1)-1 施設で生活することが必要なこどもの数の見込み等

13-3 において、令和7～11年度における、代替養育を必要とするこどもの数の見込みを行いました。

【図表 13-3:代替養育を必要とするこどもの数の見込み(令和7～11年度の各年度末)】<<再掲>>  
(単位:人)

	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	44	44	44	44	44
3歳以上～就学前	63	62	61	60	59
学童期以降	409	399	389	379	370
合計	516	505	494	483	473

そして、16-(2)-1において、里親等委託が必要なこども数について3つの推計を行いました。

【図表 16-7:令和11年度末における里親等委託が必要なこども(推計①～③まとめ)】<<再掲>>

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数	里親等委託が必要なこども数推計①	里親等委託が必要なこども数推計②	里親等委託が必要なこども数推計③
3歳未満	44人	32人	38人	33人
3歳以上～就学前	59人	55人	43人	45人
学童期以降	370人	247人	198人	185人
合計	473人	334人	279人	263人

「施設で生活することが必要なこどもの数」と「里親等委託が必要なこどもの数」とは、どちらかが増えればどちらかが減る関係にあるため、令和11年度末における施設で生活することが必要なこどもの数の見込みは以下のとおりとなります。

長

はい  
その上で、こうした目標を立てたところです

施設や里親の家などで生活するこどものうち、里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの割合の目標(令和11年度)

小学生になる前のこどもは75%・小学生以上のこどもは50%

学

そうすると、令和11年度に里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの数の見込みは、

- 0～2歳のこども …33人
- 3歳～就学前のこども…45人
- 小学生以上のこども …185人

あわせて、263人となりますね

C

そうすると、令和11年度に施設で生活するこどもの数の見込みは先ほど話のあった里親の家や施設などで生活するこどもの数の見込みから、いまの学者さんが言ってくれた人数を引いた数になりますか？

Q

そうすると、  
具体的には、473人－263人＝210人となりますか？

長

ちなみに、年齢ごとにみると

- 0～2歳のこども …11人
- 3歳～就学前のこども…14人
- 小学生以上のこども …185人

となります

【図表 17-3: 令和11年度末における施設での養育が必要なこども】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数	里親等委託が必要なこども数 推計①の場合 における 施設での養育 が必要なこども	里親等委託が必要なこども数 推計②の場合 における 施設での養育 が必要なこども	里親等委託が必要なこども数 推計③の場合 における 施設での養育 が必要なこども
3歳未満	44人	12人	6人	11人
3歳以上～就学前	59人	4人	16人	14人
学童期以降	370人	123人	172人	185人
合計	473人	139人	194人	210人

その上で、本県における登録里親数の確保等を考慮し、「里親等委託が必要なこどもの数」については、推計③によることとしたところです。

したがって、令和11年度末における施設での養育が必要なこども数の見込みは全体で210人となり、年度ごとの見込みは以下のとおりとなります。

【図表 17-4: 各年度における施設での養育が必要なこども数の見込み】 (単位:人)

年齢区分等	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	現状	見込	見込	見込	見込	見込
3歳未満	30	25	22	19	16	11
3歳以上～就学前	46	33	31	24	20	14
学童期以降	356	326	298	265	228	185
合計	432	384	351	308	264	210

【参考: 各年度における里親等委託が必要なこども数の見込み】 <再掲> (単位:人)

年齢区分等	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	現状	見込	見込	見込	見込	見込
3歳未満	19	19	22	25	28	33
3歳以上～就学前	29	30	31	37	40	45
学童期以降	70	83	101	124	151	185
合計	118	132	154	186	219	263

※ 見込値については、小数点以下四捨五入(令和11年度の3歳以上～就学前のみ、里親等委託率を75.0%以上とするため、小数点以下を繰り上げています)

○

令和5年度のおわりが 432 人だったところを見ると、かなり少なくなるように見えますね

長

もちろん、これは見込みとして計算したもので、実際には、これまでお話ししてきた、こどもができるだけ里親やファミリーホームで生活できるようにするための取組がどのくらい進むのかといったことなどにより、変わってきます

市

実際に、こどもを預ける先がなくなるのは困るということですね

長

そうですね  
ちなみに、ここには

- 施設に一時保護をお願いするこどもの数
- 高校を卒業したあと、20 歳まで施設にいると考えられるこどもの数は入っていませんが、いずれにしても少なくなっていくだろうとは考えているところです

B

この先、預かるこどもの数は少なくなっていくということですが、施設はどうなっていくのでしょうか？

市

ここで、これまでの、いろいろな理由で家庭から離れるこどもを預かり、育てることが仕事の中心だった「施設のあり方を変えていく」ということが必要になってくるということですね

長

そのとおりです  
次は、そのことについてお話をしていきたいと思います

そして、代替養育を受けているこどもの数の見込み(地域別・令和 11 年度末)に基づく、施設での養育が必要なこどもの数の見込みは以下のとおりとなります。

【施設での養育が必要なこどもの数(地域別・令和 11 年度末)】 (単位:人)

エリア	地域	令和5年度実績	令和 11 年度見込
東信エリア	佐久地域	30	20
	上田地域	42	22
南信エリア	諏訪地域	41	18
	上伊那地域	41	21
	南信州地域	31	15
中信エリア	木曾地域	4	2
	松本地域	101	46
	北アルプス地域	9	3
北信エリア	長野地域	121	58
	北信地域	12	5
合計		432	210

なお、これらの数字は見込みとして算出したものです。

実際には、これまでのセクションにおいて説明してきた、今回の新しい計画の取組によるパーマネンシー保障のためのケースマネジメント体制の確立の状況や、里親やファミリーホームへの委託の推進の状況等により変わってきます。

施設の定員(受け入れられるこどもの数)については、これらの状況を見ていながら、代替養育を必要とするこどもの行き場がなくなることのないように、十分な受け皿が確保できるように調整を図っていく必要があります。

また、今回行っている、施設で生活することが必要なこどもの数の見込みにおいては、

- 施設への一時保護委託を行うこどもの数の見込み
- 高校などを卒業したあと、満 20 歳まで措置延長を行うこどもの数の見込みは含んでいません。

17-(2) 施設が地域のなかで「進化」するために取り組むこと(施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組・障害児入所施設における支援)

弁

ところで、「施設のあり方を変えていく」ということですが、現在の計画でも取り組んでいますよね？

はい

これまでも取り組んできたところで

学

施設については、(施設だけでも)大まかに2つありましたね？

施

- ① 施設での生活を家庭に近い環境にする
- ② 施設が地域の子どもや家庭をサポートできるようにするの2つですね

ありがとうございます

そのとおりです

そして、今回の新しい計画では、現在の計画で進めてきた取組をさらに進めていきたいと考えているところで

まず、①の「施設での生活を家庭に近い環境にする」については、かなり前\*の話になりますが、児童福祉法(第3条の2)にあった、子どもができるだけ「良好な家庭的環境」で育てられるための取組になります

※6-(1)のことです

学

かつては、施設で生活することも大きな集団で生活することが普通でしたが、最近では少ない人数で生活する施設が多くなりました

長

長

長

17-(2)-1 施設の小規模かつ地域分散化

かつて、乳児院や児童養護施設では、多くの子どもが集団で生活する形式が一般的でした(いわゆる中舎制や大舎制)。

その後、虐待を受けた子どもの入所が増えてきましたが、こうした子どものケアに当たっては、それまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境のなかで職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアが必要であるという指摘がなされました。

こうしたことから、児童養護施設等における小規模グループによるケアの取組が進められてきました。

そして、平成28年の児童福祉法改正により、第3条の2が追加され、国や地方公共団体(県や市町村)の責務として、

- 家庭における子どもの保護者を支援すること
- (それができなければ)家庭における養育環境と同じような養育環境を子どもに保障すること
- (それもできない場合でも)(施設などで)できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な取り組みをすること

が定められ、施設については、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な取り組みをすることが法律上も求められました。

平成28年の児童福祉法改正以前から、本県でも現在の計画の前の計画である「長野県家庭的養護推進計画」に基づく取組のなかで、各施設において、施設本体の少人数グループによるユニット化を中心とした取組のほか、施設本体とは別の場所で、少人数で生活する分園やグループホーム(地域小規模児童養護施設)の設置によるケア単位の小規模化が進められてきたところで。

こうしたケア単位の小規模化が進められてきたところですが、施設で生活することも「できる限り良好な家庭的環境で養育される」ために、今後は、小規模化(ユニット化)にとどまるだけでなく、施設本体から離れた場所における「小規模かつ地域分散化(グループホーム化)」に向けた取組を行っていく必要があります。

実際に「小規模かつ地域分散化」を行っている県内の施設からそこで生活している子どもの様子を聞くと、より家庭的な雰囲気の中で子どもが落ち着く、家庭内での仕事(家事)の様子を間近で見ることができ、子どもが地域の住民に関わってもらっている、地域の家庭と子どもや職員とのつながりができるといったメリットが多く聞かれたところです。

他方で、県内の施設の話聞いていくと、こうした「小規模かつ地域分散化(グループホーム化)」を進めていくなかでは、グループホームにおける職員の体制や対応等に試行錯誤で取り組んでいる様子もうかがえます。

長

今の計画より前の計画から取組を進めてきたなかで、多くの施設で施設の中でも少ない人数でのグループ化(ユニット化)が進みました  
また、施設そのものとは別の場所でこどもの生活する場所(グループホーム)が**つくられる**などの動きも進んでいます

○

私は、大きな集団での生活と少ない人数でのグループ(ユニット)での生活の両方を経験しました

施

少ない人数でのグループ(ユニット)になってみて、どうでしたか？

○

それぞれに良いところはありましたが、少ない人数でのグループの方が、職員の人との関係が身近で、わたしのことをよく見て、わかってもらえていたような気がします

弁

長野県ではこうした取組を今後も進めていくということですか？

長

「できるだけ家庭に近い環境」ということを考えると、「施設の**なか**での少人数のグループ化(ユニット化)」というよりも、「施設そのものとは別の場所でこどもの生活する場所(グループホーム)が**つくられる**」ような取組を進めていきたいと考えています

A

どちらも少ない人数での生活にすることだと思うのですが、どんな違いがあるのでしょうか？

学

それは、実際に両方の場所を**つく**ってこどもを**育て**てきた施設さんに聞いてみるとよいかもかもしれませんね

高齢者等のグループホームと比べると、社会的養護のグループホームは取組の歴史がまだ浅く、県内全体では、グループホーム化はまだ成熟途上にある**とも**考えられます。

こうした成熟途上においては、先行してグループホーム化を進めている施設を取組を参考にしながら、施設のなかでも地域生活への移行が比較的容易と考えられるこどもを中心にグループホームに移行させつつ、相対的にケアニーズが高いと考えられるこどもを施設本体のユニットで養育して**いき**ながら、施設としての成熟度を上げていくという方法も考えられるところです。

ただし、「小規模かつ地域分散化(グループホーム化)」を進めていく中で、当面ユニットでの生活となる場合でも、生活単位を独立させることや、こどもや職員が施設内だけの人間関係だけで終始せずに、地域のこどもや家庭との開かれた良好な関係構築を行うことなども求められています。

そして、「小規模かつ地域分散化」を進めていくなかでは、最終的には、例外的に、ケアニーズが非常に高いこどもに専門的ケアを行うために心理職や医師、看護師などの専門職による即応体制をとりながら、施設本体でこどもを受け入れる場合も想定されます。

しかし、こうした場合においても、「できる限り良好な家庭的環境で」十分なケアができるよう、できるだけ少人数の生活単位にすることが求められています。

施

グループホームの様子を見ていると、近所の人がこどもに声をかけてくれて、近所の家庭とのつながりができるなど、施設本体のユニットよりも、より家庭での生活に近い生活ができていると思いますし、そうした雰囲気なかでこどもも落ち着いて生活ができているように感じます

P

グループホームの方が、こどもにとっても良いということでしょうか？

施

ただ、グループホームの職員の話を知っていると、少ない人数でいろいろな問題も抱えているこどもをみていくのは大変だという話も出てきません

学

まだまだ、施設のみなさんがグループホームという「かたち」に慣れていないということはあるのかもしれない

長

そういったなかで、ユニットでこどもをみていくこともしばらく続くとは思いますが、そのなかでも、地域の人や家庭とつながった施設になっていくことなどによって、家庭的な施設になってほしいと思っています

施

それぞれの施設が、こどもたちの生活の場所をどうしていくのかということも考えなければならないですね

長

もちろん、施設のみなさんの協力なしにはできないことですので、新しい計画ができてからも、施設のみなさんといっしょに相談しながら取組を進めていきたいと考えています

P

次は②の「施設が地域のこどもや家庭をサポートできるようにする」ことでしたね？

### 17-(2)-2 施設の高機能化及び多機能化・機能転換

「家庭養育優先原則」に基づく取組を進めていくと、施設や里親の家などで生活しなければならないこども(代替養育が必要とされるこども)については、里親家庭やファミリーホームへの委託が優先的に検討されます。

その結果として、代替養育が必要なこどもの割合があまり変わらず、このまま少子化が進行すれば、施設に入所するこどもの数は減っていくだろうという推測が成り立ちます。

17-(1)で示した「施設で生活するこどもの数の見込み」は、そうした推測を踏まえた試算結果です。

実際、施設や里親家庭などで生活しているこどもの数の全体は減少傾向にあるとともに、制度の変更により、8人まで認められていた施設本体のユニットの定員が6人となったこともあり、各施設においても入所定員の見直し(減少)が進んでいます。

もちろん、里親やファミリーホームへの委託を進めていくなかにあっても、代替養育が必要なこどもの受け皿となる定員は確保していく必要がありますが、これまでのような入所したこどもに対するケアを中心とした施設の役割は、こどものニーズや時代のニーズとともに変わりつつあります。

各施設は、これまでの地域に根ざした運営のなかで、入所したこどもやその家族をサポートしてきており、その結果として、こうした施設には専門的な人材、経験、設備などがあります。

今後は、こうした専門性を入所したこどもやその家族のサポートだけでなく、地域の家庭で生活しているこどもや家族(里親や養子縁組家族を含む)へのサポートに向けていくことが求められています。

つまり施設には、代替養育が必要なこどもの入所施設(ケアワーク)としての機能だけではない、地域で生活するこどもや家庭を支えていくため機能(相談機能やサポート機能)等を持つこと(多機能化)や、そうした機能に特化していくようなこと(機能転換)も求められています。

特に、乳児院については、乳幼児期の成長・発達のより良い環境を保障するために、乳幼児は里親・ファミリーホームへの委託を原則としていくことが必要とされているなかで、上記の相談やサポート機能を主な事業としていくことや、さらには特化していく(機能転換)ための取組を強化していくことが必要と考えられます。

なお、そうした多機能化・機能転換に当たり、市町村の家庭支援事業を受託するに当たっては、複数の事業をパッケージで受けることにより職員体制を厚くして、困難を抱えるこどもや家庭を総合的に支援していくことも検討する必要があると考えられます。

さて、もう1つの「施設の高機能化」ですが、長野県としては、これまで説明してきた「小規模かつ地域分散化」と「多機能化・機能転換」を踏まえた2つの方向性を考えています。

- ケアニーズが非常に高いこどもに対する家庭的かつ専門的なケアができる施設への「高機能化」
- 多機能化や機能転換を進めるなかでこれまでなかったような在宅での専門支援を行う「高機能化」

施

こちら、今の計画で取り組んできたことですね

そうですね

例えば、「市町村が、これまで以上に子どもや家庭からの相談を受け、サポートができるように県が取り組むこと」のなかでお話した「子育て短期支援事業(ショートステイ)」については、すでに取り組んでくれている施設が多くあります

長

P

こうした取組をさらに進めていくということですか？

はい

この前※に、市町村で「子どもや家庭をサポートする事業」がもっとできるようにしたいというお話をしたのを覚えていますか？

長

※11-(2)のことです

C

覚えています

こうした市町村による「子どもや家庭をサポートする事業」はほかにも色々ありますが、こうした事業のなかには施設がこれまで行ってきた、家庭から離れた子どもを預かって育てながら、親へのサポートもしてきた経験や知識が役に立つものが多くあると考えています

長

学

そのほかにも、ここまでに話が出てきた「児童家庭支援センター」や「里親支援センター」についても、施設が持っている経験や知識を活かしながら取り組んでもらいたいものといえますね

長

すべての施設というわけにはいかないとは思いますが、そのように考えています

### 17-(2)-3 施設が地域のなかで「進化」すること

ここまで、施設の小規模化・地域分散化、多機能化・機能転換、高機能化について説明してきました。

これらは、子どものニーズをはじめとした時代や地域のニーズに応えるための施設の「進化」であり、そうした「進化」がそれぞれの施設において求められていると考えています。

「進化」とは、本来は生物が長い時間をかけて環境に適合するように形質(形態・行動等)を変化させていくことです。

進化により生物は、新しい機能を獲得する、これまで持ってきた機能を縮小させる、あまり使われてこなかった機能を強化する等といったこととなります。

そして、生物が進化していくことの大きな理由の1つとして考えられていることは、変化した環境のなかで生き残っていくことです。

施設においても、もちろん生物のような長い時間をかけることはできませんが、子どものニーズをはじめとした時代や地域のニーズを的確にとらえ、それまで持っていたはたらきをどのように変えていくのかということを考え、実行していくことが求められています。

そして、そうした「進化」の先に、これまでとは違った姿になったとしても、地域のなかで施設として生き残り、活躍していってもらうことが期待されています。

県としても、各施設が、今後も地域のなかで子どもや家族のために活躍していけるように、こうした「進化」とげようとする際は、その施設をできる限りサポートをしていきたいと考えています。

また、施設から話を聞いていると、施設としてこうした「進化」を進めていった先においても、代替養育を必要とする子どもの受け皿として、最低限の入所機能は残したいという意向も出ています。

具体的には、いわゆる「措置費(児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金)」の算定における、最低の定員が多い(乳児院 10 名まで・児童養護施設 20 名までが基本ライン)ために、それ以上定員を減らせば、収支が悪化し、入所機能を維持することも困難であるという意見も出てきています。

また、施設の定員が少なくなればなるほど、また、小規模化(かつ地域分散化)が進めば進むほど、施設の定員を維持するために必要な入所率(現在は9割)を確保することが難しく、新たな役割を果たしていくためには、その緩和も必要ではないかという意見も出ていくところだ。

施設の「進化」をサポートしていくに当たっては、県において国に対してもこうした措置費の制度の改正を要望していくことも必要であると考え、実際に要望もしてきていますが、他方で、施設においては、こうした制度の改正に過度な期待を持たずに、現状を踏まえた「進化」について検討していくことも必要であると考えています。

市

これまで、施設のなかで生活することもやその保護者のサポートの  
に向けていた経験や知識を、地域の子どもや家庭のために活かすような  
方向にも向けていってほしいということですね

長

そのとおりです  
そして、こうした「施設のあり方を変えていく」ことを、今回の新しい計画  
では、施設の「進化」と呼びたいと考えています

P

「進化」ですか？

長

「進化」とは、もともとは、生き物が環境にあわせて姿かたちや行動など  
を変えていくことですが、施設も、時代や地域が求めるものにあわせた  
「進化」が求められているのだと考えています

A

例えば、「鳥」といっても、場所や環境によって、いろいろな「鳥」に進化し  
ているように、施設もいろいろな姿などに進化するということですね？

長

そして、進化することによって生き物が、環境のなかで生き残っていこう  
とするように、施設も進化することで、生き残りながら地域のなかで活躍  
していってほしいと願っています

施

もちろん、施設が「進化」することは簡単なことではないので、みなさんの  
サポートもお願いしたいと思います

長

施設としても大変だと思いますが、できるだけサポートはしていきたい  
と思っています

#### 17-(2)-4 児童自立支援施設・児童心理治療施設のあり方

児童自立支援施設(長野県では「波田学院」と児童心理治療施設(長野県では「松本あさひ学園」)で  
は、ケアニーズが非常に高い中学校卒業までのこどものサポートに当たっています。

これらの施設は、ケアニーズが非常に高いこどもが入所していることから、「地域分散化」を図ることは  
難しいと考えますが、こうしたこどもに対しても「できる限り良好な家庭的環境で」十分なケアが  
できるよう、専門性の更なる向上とともに、できるだけ少人数の生活単位とすることが必要となると考え  
られます。

しかし、こうした高度な専門性を持った施設の「高機能化」や「多機能化」等については、国においても  
検討を進めているところです。

そのため、現時点では、上記の2つの施設に関する取組については、今回の新しい計画においては、  
具体的に触れませんが、今後の国の動向を見ながら、必要な取組を検討し、進めていくこととします。

いずれにしても、各施設とも、県内に唯一の施設であり、それぞれの施設でのケアやサポートが必要  
なこどもの受け皿として、適切かつ十分に機能していくことが求められています。

学

ところで、ここまで主に乳児院や児童養護施設の話だったと思いますが、

- 児童自立支援施設
- 児童心理治療施設
- 母子生活支援施設

については、他の施設とは違った取組も必要かなとも思うのですが、いかがでしょうか？

長

「児童自立支援施設」と「児童心理治療施設」は、極めて専門的な対応が求められるこどもが生活しているところで、こうした施設のあり方についても考えていく必要がありますが、今のところ、今回の新しい計画では、**ほか**にも考えることが多くあって、考える時間がとれそうにありません

弁

そうなんですか？

もちろん、考えなければいけないことなので、今回の新しい計画では取り組むことが決められないとしても、その後で考えていきたいと思っています

長

施

それでは、「母子生活支援施設」についてはどうですか？

いろいろな問題を抱えた母親とそのこどもが、いっしょに生活しながら自立に向けたサポートを受けることができる「母子生活支援施設」は、親とこどもを離さずにいっしょにサポートできるという特徴があります

長

学

母と子を離さずにサポートできるということは、こどもにとっては、「自分をずっと支え、つながってくれるおとな」になってくれるであろう「お母さん」といっしょに生活できる良さがありますね

### 17-(2)-5 母子生活支援施設の役割

母子生活支援施設の法的な位置づけは、世界大恐慌の頃に制定された救護法(昭和 4 年成立)により、市町村において救護を必要とする母子を救護することが定められたことから始まります。

その後、母子保護法(昭和 12 年成立)により、母子生活支援施設の前身となる「母子寮」が法律に位置づけられ、第 2 次世界大戦後に成立した児童福祉法(昭和 22 年成立)により、**その**「母子寮」が母子を保護する施設として位置づけられました。

こうした「母子寮」は、当初、不況や戦争によって家や家族を失った母子を保護し、住む場所を提供するという目的で設置されました。

しかし、時代が高度経済成長以降に入ると、母子家庭をめぐる問題も、それまでとは異なり、複雑で多様なものとなってきました。

こうした母子家庭をめぐる背景の変化を踏まえ、平成 10 年の児童福祉法改正により、法律上の名称が「母子寮」から「母子生活支援施設」に改められるとともに、施設の目的として、自立の促進のための生活支援が加えられ、平成 16 年の児童福祉法改正では、施設退所後の支援が施設の目的に追加されました。

そして、平成 28 年の児童福祉法改正においては、「家庭養育優先原則」が法律上位置づけられ、令和 4 年の児童福祉法改正によって「妊産婦等生活援助事業」が法律上位置づけられました。

**こうした制度の変遷を経てきたなか、「母子生活支援施設」は、近年、特に、配偶者等からの暴力(いわゆる「ドメスティック・バイオレンス(DV)」)の被害を受けた母子が元の家庭から避難し、新しく生活場所を確保して自立していくための施設として機能してきていました。**

**しかしながら、現在のこども福祉の分野においては、こうしたDVの問題だけではなく、家族・親族・地域社会からの孤立、生活困窮、親子それぞれの障がいなどの様々な問題を抱えた母子を分離させることなく入所させ、「家庭養育」が行われる環境のなかで自立に向けた生活支援を担う施設として、すなわち、新しい計画の基本的考え方(計画の理念)である「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」を実現するための施設として、改めて、その役割が見直されつつあります。**

さて、県内では、最も多い時には7か所の母子生活支援施設ありましたが、時代の変化とともに施設数が減り、現在では3か所となっています。

県では、現在残されているそれぞれの母子生活支援施設において、こどもの「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」が実現されるための母子へのサポートが行われるよう、必要となる取組を**設置主体をはじめとする関係者**とともに検討していきたいと考えています。

長

そのとおりです

「母子生活支援施設」は、もともと、住むところがない母親とそのこどもに生活する場所を用意するためにつくられた施設ですが、今、そのはたらきが見直されていると思います

C

ところで、長野県に「母子生活支援施設」はいくつあるのですか？

施

いちばん多い時には長野県内に7か所ありましたが、現在は3か所となっています

学

「母子生活支援施設」のはたらきが見直されているなかで、施設を残しながら、さらに活躍できるようなことを考えられると良いですね

長

この新しい計画ができた後になるかもしれませんが、そうしたことも考えていければと思っています

町

また、話が変わりますが、障がいをもったこどもが生活する施設もありますよね？

長

はい

こちら、今回の新しい計画では考える時間がとれそうにありませんが、こうした施設についても、家庭的な環境で生活できるようにすることも考える必要があると思っています

学

「障がい」といっても、いろいろな障がいがあるので、こどもが持ついろいろな障がいに対する正しいサポートをしていく必要はありますが、その上で、できるだけ家庭的な環境で、できるのであれば、家庭で「家族の一員として」生活できるようにすることも考えなければいけないですね

### 17-(2)-6 障害児入所施設のあり方

こどもが入所して生活する施設には、これまで説明してきた施設のほかに、障がいをもったこどもが入所する施設(障害児入所施設)があります。

もちろん、障がいをもったこどもが入所する施設においては、こどものもつ障がいに対する正しい理解と適切なケアが求められます。

しかし、こうした施設においても、「できるだけ良好な家庭の環境」において、具体的には、ケア単位が小規模化されたユニット等で生活できるようにすることが求められています。

特に、障がいをもつこどもが入所して、日常生活の指導や独立自活に必要な知識や技能を受けることができる「福祉型障害児入所施設」については、こうしたケア単位の小規模化が必要とされているところです。

長野県では「福祉型障害児入所施設」として、「信濃学園」があり、障がいをもったこどもへのこうしたサポートを行っているところであり、ケア単位についても小規模を進めてきているところです。

しかし、現時点においてケア単位の小規模化が完了していない居住空間もあることから、引き続き、ユニット化等によるケア単位の小規模化を進めていく必要があります。

また、障がいをもったこどもであっても、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念は適用されるものであり、特に代替養育が必要とされる場合は、こうした理念を踏まえたケースワークやサポートが求められていると考えられます。

具体的な取組については、計画を進めていくなかで、検討していくこととなりますが、障がいをもったこどもで代替養育が必要とされるこどもに対しても、今回の新しい計画で取組を進めようとしている親子関係再構築などによるサポートや、里親・ファミリーホームへの委託を推進していくことなどについて考えていく必要があります。

長

そうですね  
今回の新しい計画では、具体的な取組は決められませんが、そういったことを考えることも必要だということは言っておきたいと思います

弁

さて、今回の話し合いのはじめに、現在の計画でも「施設のあり方を変えていく」ための取組をしてきたということですが、どんな取組をしてきたのでしょうか？

長

主にこのようなことに取り組んできました

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 施設を建て替えるなどして、少ない人数でのグループ化をするときのお金のサポート(補助金など)をする
- 施設が地域の子どもや家庭をサポートできるようにしていく(専門の職員を増やす、市町村との協力ができるようにするなど)

施

そして、このようなことをチェックしてきましたね

【現在の計画でチェックしてきたこと】

- グループホームの数
- どのくらいの市町村が「要保護児童対策地域協議会」という組織に施設を参加させているか

長

まず、グループホームですが、令和6年度までに 19 か所という目標にできました

17-(2)-7 現在の計画による取組

施設が地域のなかで進化するための取組について、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 施設の小規模化・地域分散化に対する財政的なサポート
  - 施設が小規模化や地域分散化を進める際の施設整備への補助金の確保
- ② 施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けたサポート等
  - 児童養護施設等における一時保護専用施設の設置の推進
  - 「市町村要保護児童対策地域協議会」への参画をはじめとした市町村との協働の推進
  - 施設への専門の加算職員(心理療法担当職員や里親支援専門相談員等)の加配の推進

用語解説	加算職員・加配職員
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設や乳児院などの入所施設については、児童福祉法に基づき、県から負担金(いわゆる「措置費」)を支払っている</li> <li>・ 各施設に支払う「措置費」の算定に当たっては、その施設において、一定の役割や専門性を持った職員を配置したときに、算定額を加算できる職員がいる</li> <li>・ こうした職員を、一般的に「加算職員」と呼んでいる</li> <li>・ 「加算職員」には多くの種類があるが、施設の多機能化等に関わる主な加算職員は以下のとおり               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 心理療法担当職員: こどもの心理的ケアに当たる職員(主に大学で心理学を専攻した人)</li> <li>➢ 家庭支援専門相談員: 施設退所後の子ども・地域の子どもや家庭のサポートに当たる職員</li> <li>➢ 里親支援専門相談員: 施設から里親等委託になった子どもや里親のサポートに当たる職員</li> </ul> </li> <li>・ 「加算職員」のなかには、施設に配置が義務付けられているものもあるが、それを超えて加算職員を配置することを「加配」と呼んでいる</li> </ul>

O

結果はどうなんでしょうか？

長

令和6年度の時点で、13 か所という結果でした

C

目標より少なかったということだと思いますが、どんな理由が考えられるのでしょうか？

施

施設としても、小規模グループ化は進めてきたのですが、これまでの大きな集団とは違って、グループ(ユニット)のなかで職員が、いろいろな問題も抱えた子どもをみていくことになり、職員のさらなるレベルアップが必要となってきたところです

長

高齢者の施設などに比べると、子どもが生活するグループホームについては、長野県全体でも歴史や経験の積み重ねが少なく、それぞれの施設でも悩みながら取り組んでいる様子が伝わってきます

B

そうしたことで、どんどんグループホームをつくっていくということが難しかったということですね？

長

そのように考えています

町

「要保護児童対策地域協議会」に施設を参加させている市町村の数についてはどうですか？

長

令和6年度に 44 市町村とする目標でしたが、令和5年度の時点で 28 市町村となっています

### 17-(2)-8 現在の計画における指標(目標値)

施設が地域のなかで進化するための取組について、現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
乳児院・児童養護施設におけるグループホームの数	19	31
市町村要保護児童対策地域協議会に、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村の数	44	77

### 17-(2)-9 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和2年度と令和6年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	目標の達成状況	
	令和2年度	令和6年度
乳児院・児童養護施設におけるグループホームの数	10	13
市町村要保護児童対策地域協議会に、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村の数*	12 (平成30年度)	28 (令和5年度)

\*乳児院・児童養護施設に調査を行い、市町村要保護児童対策地域協議会の構成員になっている市町村数を把握したもの

学

「要保護児童対策地域協議会」というのは、専門用語になりますが、市町村や児童相談所、警察、学校、施設などが集まって、地域のなかで虐待などを受けているこどもや難しい問題を抱えている家庭へのサポートなどを考えていく組織です

長

ちなみに、長野県ではすべての市町村に置かれています

市

市町村が「要保護児童対策地域協議会」を置く場合は、どういったところ（児童相談所や学校等）に参加してもらうかを市町村が決めることができますが、市町村によっては施設が参加しているところもあります

学

そういったところに施設が参加すると、施設から市町村へ専門的なアドバイスをしたりすることでできるという良さがあると思います

施

施設としても、子育て短期支援事業（ショートステイ）を受けることもや家庭の様子を知ることができるという良さがあると思います

長

もちろん、学者さんや施設さんが言ってくれたような良さはありますが、施設の職員も遠くの市町村まで出かけることは難しかったでしょうし、市町村もこれまで施設といっしょに仕事をしたことがなくて、施設が持っている専門的な知識などを活かすようなことを考えることができていなかったのではないかと考えているところです

町

そうしたことが、現在の結果につながっていると考えているということですね

長

そのとおりです

### 17-(2)-10 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込に対する要因分析

グループホームの数については、令和元年度に行った各施設へのヒアリングの基づき目標値を設定したのですが、結果として、令和6年度においては、グループホームの数が13となっています。

グループホーム数が当初の目標に達しなかった要因の1つは、令和2年度以降に施設の建て替えを行った施設において、それまでのいわゆる大舎制からのユニット化を優先して行ったことが考えられます。

平成28年の児童福祉法の改正の前後から、施設におけるケアの小規模グループ化が進んできましたが、その結果として、ユニットやグループごとのケアの専門性の向上が求められることになり、施設からも、そのための職員育成に課題を抱えているという声も多く聞かれています。

そうしたことから、ユニット内で何か問題が生じたときに、本体施設の敷地内で他の職員が即時にカバーできる体制をとるようにしてきている様子が見られます。

こうした小規模グループケア化そのものに課題を抱えながら取り組んできているなかで、さらに施設としての独立性が高いグループホームを設置して運営していくに当たっては、施設としても、職員全体の成熟を待つ必要があったことが、現在のグループホーム数となっている要因であると考えられます。

また、市町村要保護児童対策地域協議会に、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村の数については、施設の多機能化を図る観点から、令和11年度に、いずれかの施設がすべての市町村の市町村要保護児童対策地域協議会に参画することを目標として設定しました。

そのなかで、令和6年度においては、平成30年時点で参画していた市町村数(12市町村)残りの半数(77-12=65市町村の半数)が参画した44市町村を目標としました。

令和5年度に各施設に調査した結果としては、28市町村への参画となっています。

市町村要保護児童対策地域協議会に施設が参加する意義としては、児童相談所とのかわりもあるなかで専門的な助言をすることができる、子育て短期支援事業(ショートステイ)等の委託を受ける前の対象家庭の状況把握のほか、入所することもや家庭のサポートでの連携・協力等が考えられます。

しかし、施設の所在地から遠方の市町村もあるなかで、入所することもへのケアも行いながら市町村要保護児童対策地域協議会に参画していくことは容易ではなく、市町村の側においても、施設が持つ専門性を活用できるという認識が十分理解されていなかったことが、こうした結果の要因であると考えられます。

P

ところで、今回の新しい計画では、現在の計画で進めてきた取組をさらに進めていきたいという話だったと思いますが、どのようなことに取り組んでいこうとしているのでしょうか？

長

はい  
このようなことに取り組みたいと考えています

#### 【新しい計画で取り組みたいこと】

- 施設がグループホームをつくる**ときのお金**(建物を借りるお金など)のサポートをする
- 施設が、これまで以上に地域のこどもや家庭をサポート**する**事業などができるようにしていく

施

長い間、施設は預かったこどもを育てていくということが主な仕事だったこともあって、まだまだ、地域のこどもや家庭をサポートするための事業について、必要だとは思いますが、どのようにやっていけばいいのかよくわからないところもあると思います

学

施設の「進化」に向けては、県や児童相談所が、施設にどんなことをやっていてもらいたいのかということも教えてあげられるとよいということでしょうかね？

施

そうしてもらえると助かる施設も多いと思います

長

今回の新しい計画ができてからも、施設のみなさんとも話ししながら、施設がより良く進化できるようなサポートをしていきたいと思っています

## 17-(2)-11 新しい計画における取組

今回の新しい計画では、施設が地域のなかで進化するための取組として、これまでの取組も踏まえながら、以下の取組を進めていきます。

- ① 施設の小規模化・地域分散化に対する財政的なサポート
  - 施設が「小規模かつ地域分散化」を進める際の**整備費用や賃借料の補助等に努める**
- ② 施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けたサポート等
  - 児童養護施設等における、一時保護委託を受けるための専用棟又は専用のユニットの設置の促進
  - 児童養護施設等による児童家庭支援センターの設置の促進
  - 乳児院等による里親支援センターの設置の促進
  - 妊産婦等生活援助事業が実施可能な施設における妊産婦等生活援助事業の実施の促進
  - 施設における地域支援・養育機能強化等のための加算職員(家庭支援専門相談員・心理療法担当職員等)の配置の促進
  - 施設における保護者支援等のための事業の実施の促進
  - 市町村の家庭支援事業の受託の促進
- ③ 今回の新しい計画の理念を実現するための母子生活支援施設の活用
  - 県内における母子生活支援施設のあり方についての検討
- ④ 施設の進化をサポートするための助言等
  - 児童相談所に配置する専任の「社会的養育推進担当」職員及び県担当職員が、それぞれの施設に対して、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた各種事業の実施について助言やサポートを行う
  - 児童相談所に配置する専任の「社会的養育推進担当」職員及び県担当職員において、地域の市町村による家庭支援事業等の施設への委託を進めるための助言やサポートを行う
  - グループホームにおいても入所するこどものニーズに応える専門的なケアが行えるよう、児童養護施設等のケア担当職員の養育力を高めるための研修等の実施

B

さて、目標としては、どんなことを考えているのですか？

はい

主に、次のような目標を考えているところです

【主な目標にしたいもの】

- グループホームで生活するこどもの数を、施設で生活しているこどもの数の半分くらいになるようにする
- 地域の子どもや家庭をサポートするために県がお願いできる事業を多く行ってもらえるようにする
- 地域の子どもや家庭をサポートする市町村の事業を多く受けてもらえるようにする

長

B

グループホームについては、施設の職員のみなさんがそれぞれのところで悩みながらも、こどものために頑張ってやってくれているということがわかった気がします

P

職員のみなさんも大変だとは思いますが、こどもが自分の家に戻ったり、将来、地域のなかで自立して生活していけるようにするためにも、家庭的なグループホームが増えていってくると良いなと思います

施

すぐにはできないかもしれませんが、できるところからやっていきたいと思います

長

先ほど※も言いましたが、グループホームは施設のみなさんの協力なしにはできませんので、よろしくお願いします

※375 ページのことです

### 17-(2)-12 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
グループホームの定員数	施設入所定員の 50%程度
児童養護施設等のケア担当職員の養育力を高めるための研修	各年度2回以上
家庭支援専門相談員を加配している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
心理療法担当職員を加配している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
自立支援担当職員を加配している施設の数	すべての児童養護施設
親子支援事業を実施している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
家族療法事業を実施している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
一時保護委託を受けるための専用棟又は専用のユニットを持つ施設の数	8~10
児童家庭支援センターを設置している施設等の数	15
里親支援センターを行っている施設等の数	10
妊産婦等生活援助事業を実施している施設等の数	4
子育て短期支援事業を受託している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
子育て世帯訪問支援事業を受託している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
児童育成支援拠点事業を受託している施設の数	5~10
母子生活支援施設の数	3

### 17-(2)-13 新しい計画における資源等の整備目標

上記に掲げた取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

【年度ごとに整備目標を設定するもの】

整備すべき資源等	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	現状	目標	目標	目標	目標	目標
グループホームの定員数	13.7%	17.3%	22.5%	29.2%	37.9%	50.0%
児童養護施設等のケア担当職員の養育力を高めるための研修	2回	※意見交換会として実施				
	各年度2回以上					

市

この前※の話し合いのなかでも、話してきましたが、令和4年に法律(児童福祉法)が変わって、子どもや家庭のサポートのために市町村がやらなければいけないことも増えました

町

※11-(2)のことです

市役所さんが言った「子どもや家庭をサポートする事業」をしていくためには、施設のみなさんをお願いしたいこともあります

長

県としても、今回の新しい計画ができてからになると思いますが、「児童家庭支援センター」などをお願いする施設もあると思いますので、よろしくお願いします

施

本来は、子どもが家庭で生活できることが一番で、施設で生活するようなことにならない方が良いわけですので、大変ですが、自分たちの経験や専門性を地域の子どもや家庭のために使っていけるように考えていきたいと思います

長

そう言っていただけると、ありがたいです

長

さて、「施設のあり方を変えていく」ということで、長い話し合いになりましたが、そろそろ今回の新しい計画での主な取組と目標を整理したいと思います

【新しい計画で取り組みたいこと】

- 施設がグループホームをつくる時のお金(建物を借りるお金など)のサポートをする
- 施設が、これまで以上に地域の子どもや家庭をサポートする事業などができるようにしていく
- 母子生活支援施設のあり方を考えていく
- 施設が新しい事業に取り組めるようにアドバイスなどをしていく

【令和11年度における整備目標のみ設定するもの】

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和11年度 目標
家庭支援専門相談員を加配している施設の数	12施設	すべての乳児院・児童養護施設
心理療法担当職員を加配している施設の数	15施設	すべての乳児院・児童養護施設
自立支援担当職員を加配している施設の数	7施設	すべての児童養護施設
親子支援事業を実施している施設の数	2施設	すべての乳児院・児童養護施設
家族療法事業を実施している施設の数	9施設	すべての乳児院・児童養護施設
一時保護委託を受けるための専用棟又は専用のユニットを持つ施設の数	5施設	8~10施設
児童家庭支援センターを設置している施設等の数	6施設	15施設※
里親支援センターを行っている施設等の数	2施設	10施設※
妊産婦等生活援助事業を実施している施設等の数	1施設	4施設※
子育て短期支援事業を受託している施設の数	18施設	すべての乳児院・児童養護施設
子育て世帯訪問支援事業を受託している施設の数	なし	すべての乳児院・児童養護施設
児童育成支援拠点事業を受託している施設の数	なし	5~10施設
母子生活支援施設の数	3施設	3施設以上

※施設を運営している法人以外の団体が設置・運営しているものを含む

【主な目標】

- グループホームで生活するこどもの数を、施設で生活しているこどもの数の半分くらいになるようにする
- 地域の子どもや家庭をサポートするために県がお願いできる事業を多く行ってもらえるようにする
- 地域の子どもや家庭をサポートする市町村の事業を多く受けてもらえるようにする

施

施設が「進化」して、生き残っていくためにも、これまで以上に預かるこどもをケアする力を高めつつ、もっと地域に力を注いでいく必要があると考えています

長

私たちも、できるだけサポートをしていきたいと思います

学

さて、こどもたちにはどういったところを見て(感じて)もらいましょうか？

長

そこをお見せして、今日のところは終わりにしたいと思います

【こどものみなさんへ】

- いま、あなたが家庭にいて、あなたの住んでいるところの近くに施設があるとしたら、その施設はあなたにとって身近なものだと感じられますか？
- いま、あなたが施設で生活しているとしたら、そこでの生活は「家庭」に近い生活だと感じていますか？
- 1年後、2年後・・・5年後・・・の「いま」はどうですか？

長

また、どこかで様子を教えてくれるとうれしいです

17-(2)-14 「施設が地域のなかで進化するための取組」の評価指標

長野県において施設が地域のなかで進化するための取組の状況を評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
親子関係形成支援事業を受託している施設の数
一時預かり事業を受託している施設の数
養育支援訪問事業を受託している施設の数

## 18 施設や里親の家などで生活したことがある人たちが自立できるようにサポートすること(社会的養護自立支援の推進に向けた取組)

長

さて、ここからは、話が変わって施設や里親の家などで生活したことがある人などが、その後、おとなになって自立していくためのサポートについて考えていくことになります

Q

私たちのような人たちに対するサポートということですか？

長

そうですね

B

自分もそのうち「おとな」になるのかなとは思うのですが、いつからが「おとな」なのかよくわかりません

長

どうなれば「おとな」といえるのかは、それはそれで難しい問題ですが、今の日本の法律(民法)では18歳以上がおとな(成年)です。令和4年に20歳以上から18歳以上になりました

学

児童福祉法では、ずっとこども(児童)は18歳未満となっていますね

長

施設や里親の家などで生活している人たちは、18歳になったので施設や里親の家を出て一人暮らしを始めるような人たちを見てきたと思います。

C

私が暮らしている里親の家では、今年の3月に、いっしょに生活していた高校3年生のお姉さんが出て行って、近くで仕事をしながら一人暮らしをしています。

## 18-1 社会的養護を経験した人たちの自立に向けたサポートについて

家庭で生活しているこどもと同じように、児童養護施設や里親家庭などの社会的養護のもとで生活しているこどもたちも、いつかはおとなになり、自立する時期を迎えます。

こうした児童養護施設や里親家庭などの社会的養護のもとでの生活を経験し自立していった人のなかには、自立していくなかで様々な問題に突き当たり、おとなとして自立した生活が難しくなるような人もいます。

もちろん、家庭で生活しているこどものなかにも、経済的な問題や周りの人との関係に問題等を抱えながら成長し、やがて自立していかなければならないこどもたちもいます。

しかし、児童養護施設や里親家庭などの社会的養護のもとで生活を経験した人のなかには、

- 自分の親などからの経済的なサポートが得られない
- そもそも、元の家庭には実家として帰ることもできず誰も頼ることができない
- 障がいや虐待によるトラウマ等を背景として、周囲との人間関係を悩んでいる

といった様々な困難を抱えながら孤立してしまう人たちがいます。

こうした人達に対しては、自分たちがかつて生活していた施設や里親等によるサポートも行われていますが、それぞれの施設や里親等によるサポート内容や、サポートのための経済力等に差異も見られていることから、一定水準のサポートを提供するための仕組みを整えていくことも求められています。

このような背景を踏まえて、今回の新しい計画では、こうした児童養護施設や里親家庭などの社会的養護のもとでの生活を経験した人たちが、困難な問題に直面しても、自立した生活を送ることができるようなサポートについても考えていきます。

## 18-2 満18歳でおとな(成年)？

平成30年に民法が改正され、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました(令和4年4月施行)。

民法における成年年齢の引き下げのきっかけとしては、日本国憲法の改正手続きに関する法律(いわゆる「国民投票法」。)において満18歳以上の者が国民投票の投票権を有すると定められたことなどによります。

それまで、民法上の成年年齢は、明治29年(1896年)に民法が制定されてから、満20歳とされてきました。

P

でも、こうした施設や里親の家などでの生活を経験して自立していく人たちのなかには、親から学費や生活費などのサポートを受けられなくて、お金の面で苦しいなかで自立した生活をしなければいけない人もいます

弁

最近では、虐待などによって、育ちの問題を抱えたままおとなになって、周りの人との関係に悩んで、大学に通うことや、仕事を続けることが難しくなっている人もいますね

長

みなさんのいうとおり、こどものときに抱えていた困難な問題は、おとなになっても、いろいろなかたちで残り続けることがあるのです

里

私の家で育った里子のためにできることはしてあげたいとは思っているのですが、個人ではどうしても限界があります

施

施設としても、できるだけことはしていますが、新しく入ってくるこどもたちもみなければならぬので、十分な時間が取れていないと感じています

長

里親の家や施設などで生活したことのある人たちのなかには、おとなになって自立していくなかで、こうした問題を抱えている人たちがいます

学

こうした人たちへのサポートを考えなければいけないということですね

P

自分のためにも、どんなサポートが必要か考えたいと思います

長

そうですね  
一緒に考えていきましょう

これは、明治9年(1876年)の太政官布告において成年年齢を20歳としたものを引き継いだものといわれており、当時の欧米諸国における成年年齢などを参考にしたものと考えられています。

民法における成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持っており、太政官布告から約140年の間、20歳とされてきました。

さて、児童福祉法は昭和22年に制定されましたが、制定当時から児童は「満18歳に満たない者」とされています(第4条)。

すると、なぜ児童福祉法では18歳未満を児童としたのかという疑問が生じると思いますが、そこはあまり明確ではないようです。

児童福祉法が制定される以前の戦前の児童の保護に関する法制においては、児童を13歳以下(救護法)、14歳未満(児童虐待防止法)としており、こども福祉の対象としてサポートする対象児童の年齢は現在より低いものでした。

その後、児童福祉法の制定過程のなかで、児童の対象年齢を引き上げようという検討をした結果として、18歳未満を児童とすることで決着したようですが、民法の成年年齢に合わせるという意識はなかったものと推測されています。

こうした民法における成年年齢20歳と、児童福祉法における対象児童の年齢18歳未満という不整合は、18歳以上になればこどもの福祉の対象からは外れるにもかかわらず契約の当事者になれないまま自立をしなければならなくなる、20歳までは親権に服さなければならなくなるため、虐待した親の親権が制限されなくなってしまうといった弊害を引き起こしてきました。

現在では、民法上の成年年齢と児童福祉法上の児童の年齢は、18歳という基準で整合が図られています。

ところで、18歳になったとたんに、おとな(成年)として契約の当事者となり、親権に服することもなくなるのだから、こどもの福祉によるサポートを受けられなくなるのかといえば、必ずしもそうではなく、児童福祉法では第31条などにおいて、民法上の成年年齢が引き下がられる前から、満18歳になっても、県が必要と判断すれば20歳になるまで施設入所等の継続が可能とされるなどの措置(いわゆる「措置延長」)がとられてきました。

それでは20歳になれば、こども福祉によるサポートは全く必要なくなるのかといえば、もちろん、そうではないと考えます。

また、令和5年4月に施行されたこども基本法においても、「この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう(第2条)とされ、一律の年齢による区切りは設けられていません。

もちろん、いつまでもこども福祉によるサポートを続けることもできませんが、単純に年齢だけで線引きをしないこども福祉も必要であり、その1つとして、社会的養護を経験した人たちの自立をサポートするための取組が求められていると考えています。

18-(1) 施設や里親の家などで生活したことのある人でサポートが必要な人はどのくらいいるのか？(自立支援を必要とする社会的養護経験者数等の見込み及び実情把握)

市

ところで、施設や里親の家などで生活したことのある人のなかで、サポートが必要な人がいることはわかりますが、実際、長野県にはどのくらいいるのでしょうか？

長

実は、これまでよくわかっていませんでした

市

長野県に限ったことではないですが、施設や里親の家などを出ていった人が、その後どうなっているのかをあまり調べてこなかったということですね

長

そうしたこともあって、この前※にお話したことを覚えているかわかりませんが、令和6年6月から7月に施設や里親の家などでの生活したことのある人たちを対象にしたアンケート調査(長野県社会的養育に関する実態調査)を行いました

※主に 111・113 ページのことです

P

私も回答しましたよ

長

ありがとうございました

市

ところで、どんなふう調査したのですか？

### 18-(1)-1 サポートが必要な社会的養護経験者(ケアリーバー)の把握

令和4年の児童福祉法改正により、県は施設や里親の家などで生活したことのある人等の実情を把握し、その自立のために必要なサポートをすることが義務付けられました(第11条第2号又)。

上記の法改正も踏まえ、県では9-1において説明した「長野県社会的養育に関する実態調査」において、施設や里親の家などでの生活をしたことのある人(いわゆる「ケアリーバー」)を対象としたアンケート調査を行いました。

【図表 18-1:長野県社会的養育に関する実態調査(ケアリーバー向け調査)概要】

調査時期	令和6年6月19日～7月31日
調査対象者	平成26年4月2日以降に施設入所措置解除・里親委託解除となった中学卒業年齢以上の者
対象者数	684人
依頼方法	最終措置・委託先となった施設又は里親を経由して依頼
回答方法	「ながの電子申請サービス」による回答
回答者数	71人

県では、上記のアンケート調査の前に、最終措置・委託先となった施設や里親に対して、ケアリーバーの居場所を把握しているか・連絡が可能であるかについて調査をしたところ、居場所を把握している・連絡が可能であったとしたケアリーバーはおよそ半数でした。

そして、ケアリーバーの最終措置・委託先となった施設や里親を経由して、アンケート調査への協力をお願いしたところ、回答があったのは、対象者全体の約10.4%となりました。

なお、国(厚生労働省)や他県でも同種の調査※1・※2を行っており、対象者や実施方法に違いがあるため単純な比較はできませんが、対象者全体のおよそ3割～5割に案内され、同じく約14～15%が回答した調査もあります。

※1 児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査(令和2年度実施)

※2 大分県施設等退所者の実態に関する調査研究(令和4年度実施)

したがって、すべての対象者の実態を把握することができたわけではありませんが、いただいた回答を見ていくと、児童相談所の措置が終わり、施設や里親の家を出て生活している人たちの多くが、何らかの困りごとを抱えている実態も見えてきました。

なお、今後も、定期的に施設や里親の家などで生活したことのある人の実情を把握するための取組を行っていく必要があると考えていますが、具体的な取り組み方針や内容については、今後、検討していく予定です。

施設や里親の家などで生活していた人で、この 10 年くらいの間に家に戻ったり、施設等から自立した人について、最後に生活していた施設や里親の家などをお願いをして、連絡がとれる人に回答をお願いしました

長

弁

どのくらいの回答があったのですか？

長

連絡がとれたのが半分くらいの人で、最終的に回答に協力してくれた人は 10%くらいの人でした

Q

これまで調べてこなかったということはありますが、なかなかすべての人がどうしているのかを調べるのは難しいんですね

長

そうですね  
それでも、施設や里親の家などで生活したことのある人たちが、どのような様子なのか、少しずつわかってきたように思います

学

ところで、アンケートの結果はどうだったのでしょうか？

長

今回の調査では、回答してくれた人のうち 70%以上の人何かしらの困りごとを抱えているという状況がわかってきました

町

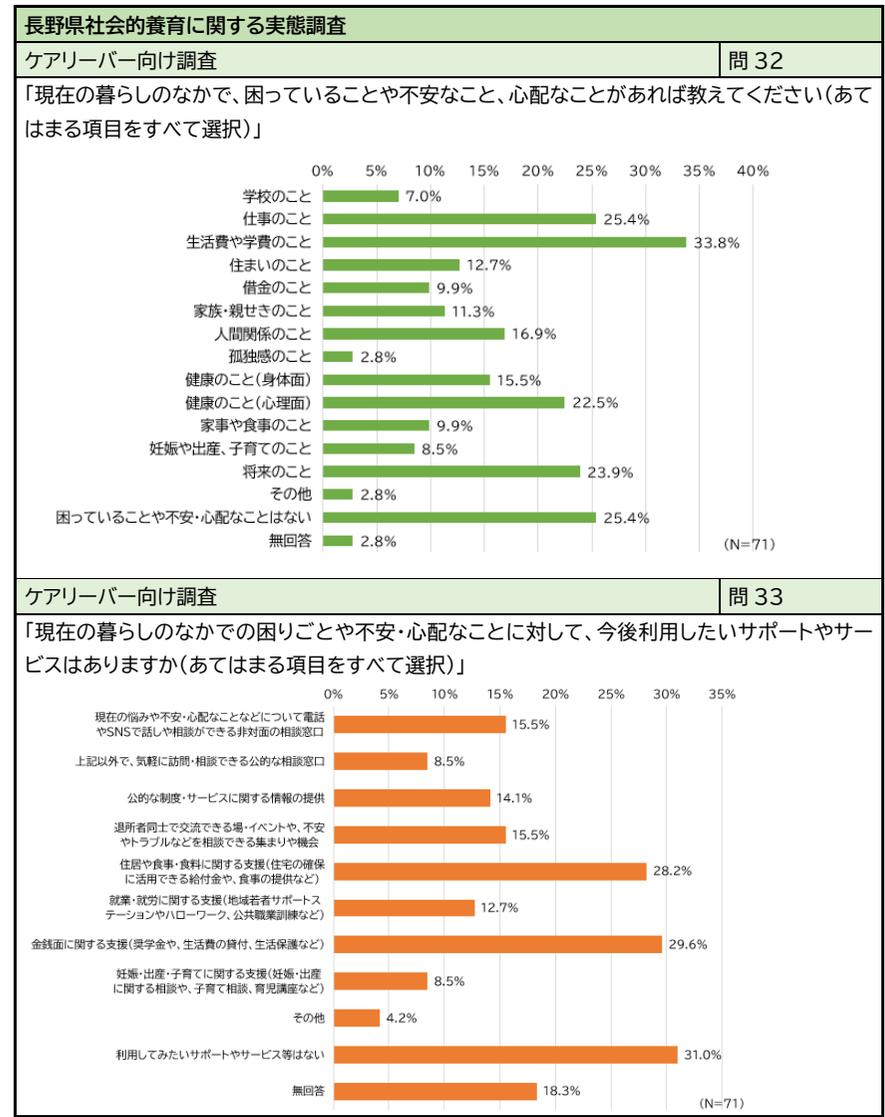
多くの人が不安や心配ごとを抱えながら生活しているということですね

長

そうなのですが、こうした困りごとなどについて、使いたいサポートやサービスがあるか聞いたところ、半分くらいの人が使いたいサポートやサービスがないと回答したり、回答をしていないという結果になりました

18-(1)-2 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、以下のアンケートを行いました。



学

それはどういうことなのでしょう？

長

サポートが必要になるほど困って**いないかもしれないという**見方もできると思いますが、そのようにとらえるべきではないのだと思っています

施

どんなサービスやサポートがあるかわからなくて、どこに相談してよいかわからないという人も多いのかもしれない

〇

そのほかに、自立したからには誰にも頼らずに頑張っていかなければいけないというふうに考えている人や、普段かかわりのない人にサポートしてもらおうことがいやだと感じている人もいます

学

そういうこともあるでしょうね

長

こうした状況が見えてきたということが、今回のアンケート調査の**1つ**の成果だと思っています

弁

また、こういったアンケート調査はするのですか？

長

次回のアンケートをいつするかは決めていませんが、また、こういった調査は続けていきたいと考えているところです

学

少し話が変わりますが、施設に入ってくるこどものなかには、中学生や高校生になって初めて入ってくるようなこどももいますね？

施

はい、そして、こうしたこどもたちは、施設などに入って初めておとなとの**良い関係をつくっていける**ことが多いです

今回のアンケート調査において、「現在の暮らしのなかで、困っていることや不安なこと、心配なこと」を聞いたところ、およそ7割以上の方が経済的な課題や将来への展望などに何らかの不安や心配を抱えているという実態が見えてきました。

そうした実態があるにもかかわらず、今後利用したいサポートやサービスについて聞いたところ、「利用してみたいサポートやサービス等はない」と無回答を合わせた割合がおよそ半数となりました。

こうした結果から推察されることは、何らかの困りごとを抱えているにも**かかわらず**、こういったサポートを受けてよいかわからないと感じているケアリーバーが多いのではないかと思います。

実際に、ケアリーバーの意見を聞くと、サポートの求め方がわからない人や、自立したからには誰にも頼ってはいけないと考える人もいるのではないかとといった指摘もされているところです。

また、今回アンケートに答えていただいた方は、対象者のおよそ1割でした。

そのため、アンケートに答えていただけなかった方、なかでも、居場所が把握されておらず、施設や里親も連絡ができないおよそ半数の方たちの状況についてはその実態が全く把握できなかったため、ケアリーバーの実態はアンケートの結果以上に困難な状況である可能性を**想定**していく必要があると考えています。

したがって、こうしたアンケート調査の結果やケアリーバーからの意見等を踏まえると、ケアリーバーが必要とするサポートをどのように届けていけばよいのかという課題も浮かび上がってくると考えられます。

### 18-(1)-3 自立に向けたサポートが必要と考えられることも等

**18-1**で説明したとおり、児童福祉法においては、施設や里親の家で生活しているこどもが満18歳になっても、県(児童相談所)において必要であると判断すれば20歳になるまで**引き続き**、施設や里親の家で生活することが可能とされています(いわゆる「措置延長」)。

さて、施設や里親の家で生活しているこどものなかには、中学生や高校生以上の年齢になって、初めて家庭から離れて施設や里親の家で**生活を始める**こどもが一定数います。

近年の状況を見ると、毎年、県内で新たに施設や里親の家で生活するようになる3歳以上のこどものうち、年度によって変動はありますが、40%程度のこどもが中学生以上で、20%程度のこどもが高校生年齢以上で初めて施設や里親の家に預けられています。

施設等から話を聞いていると、こうしたこどもの多くが、施設や里親の家などで**初めておとなとの適切な関係に触れる**ことができるようになると言われてしています。

長

年によっても違いますが、新しく施設や里親の家で生活するようになるこどものうち、30～40%くらいのこどもが、中学生以上になってから施設等での生活を始めているという状況です

町

こうしたこどもたちには、本当であれば、小さいころからできていなければならない関係ができていないこどもが多いということですね？

施

例えば 18 歳で家庭を出て自立するとしたら、生まれたころから適切な関係ができていれば 18 年間かけてそういった関係を **つくる** ことができますが、例えば中学3年生で初めて施設に入るようなこどもは、3年間くらいしかそうした時間がかけられないのです

長

県内の施設の方の話も聞いていますと、特に中学生以上で初めて施設などに入ってくるこどもについては、18 歳までの期間では、自立に向けたサポートにかけられる時間としては短いと言います

施

児童相談所が必要と考えれば、20 歳になるまでは、施設などで生活させることもできますが、それでも短いことがあります

学

そこについては、法律(児童福祉法)も変わってきて、20 歳以上になってサポートできるような仕組みもできてきましたね？

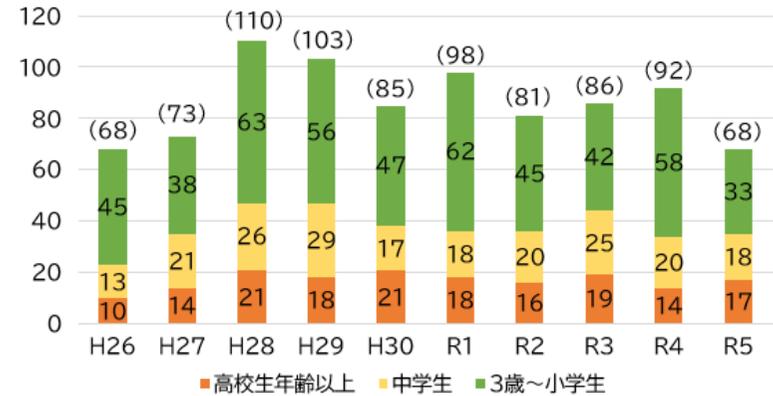
長

そのとおりですが、今日はいったんここまでにして、次回から、そうした新しい仕組みも取り入れながら、どのように施設や里親の家などで生活してきた人々を **サポート** していくのかについて話し合ってきたと思いますので、よろしくお願いします

特に高校生年齢以上で初めて措置されたこどもについては、数年で成年年齢に達しますが、それだけの期間では、自立して社会のなかで様々なおとなたちと関わっていけるようになるまでのサポートをする時間としては足りないという指摘が多くの施設からも出されています。

【図表 18-2:近年の入所措置等が行われた3歳以上のこどもの数\*(年齢区分別・年度別) (単位:人)

( )内の数値は合計



※児童養護施設・養育里親・ファミリーホーム・自立援助ホームに措置等された児童の数 (措置変更された児童を除く) (児童相談・養育支援室調べ)

そのため、特にこうしたこどものなかで、満18歳となっても自立に向けたサポートが必要と考えられる人については、自立に向けたサポートの仕組みや取組が求められているところです。

18-(2) 家族と離れて施設や里親の家などで生活したことのある人たちの自立のためのサポート(社会的養護経験者等の自立に向けた支援)

長

ここからは、施設や里親の家などで生活してきた人たちのサポート、特に社会に出て自立していくためのサポートについて考えていくことになります

○

この前※、学者さんが、法律(児童福祉法)も変わってきたという話をしていましたね？

弁

※409 ページのことです

里親の家や施設などで生活したことのある人たちの自立に向けたサポートに関するものとしては、主に3つですかね？

学

そうですね

1つ目は、専門用語が入って申し訳ないですが、施設などを出た子どもなどが就職して自立を目指すときに生活の場所を提供して、生活や仕事をしてするための相談などのサポートをする「児童自立生活援助事業」が、児童養護施設や里親の家などでもできるようになったことです

長

それまでは、こうした事業は、県内では2か所ある専門の「自立援助ホーム」というところではできなかったのですが、児童養護施設や里親家庭などでもこうしたサポートができるようになりました

学

そして、2つ目は、この「児童自立生活援助事業」について、これまでは20歳まで(大学等にいる場合は22歳まで)が対象でしたが、こうした年齢の制限がなくなったことです

18-(2)-1 社会的養護経験者等の自立に向けたサポート

令和4年の児童福祉法改正により、施設や里親の家などで生活したことのある社会的養護経験者等に対するサポートについては、主に次のような規定が追加等されました。

- 県は、施設や里親の家などで生活したことのある社会的養護経験者等に対するサポートを行うこととされた
- 児童自立生活援助事業について、これまではいわゆる「自立援助ホーム」のみが実施していたが、児童養護施設などの施設や里親・ファミリーホームでも実施が可能となった
- 児童自立生活援助事業について、対象年齢を20歳まで(大学などに通学している場合は22歳まで)としていた年齢制限を弾力化(県が必要と判断すれば22歳以降も引き続きこの事業によるサポートが可能)された
- 施設や里親の家などで生活したことのある社会的養護経験者等がお互いに交流するとともに、自立に向けた情報の提供や相談、サポート関係機関との連絡調整などを行う「社会的養護自立支援拠点事業」を法律上に位置づけた

こうした法改正の動きや県内のこどもの状況なども踏まえながら、里親の家や施設などで生活したことのある社会的養護経験者等に対するサポートに取り組む必要があります。

用語解説	児童自立生活援助事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づく事業の一つ(第6条の3第1項)</li> <li>・「自立」という言葉が入っているので、362 ページの用語解説で説明した「児童自立支援施設」とまぎらわしいが、法律上の位置づけも事業の内容も別のもの</li> <li>・義務教育を修了した(中学校卒業後の)子どもや施設や里親の家を出るなどした20歳未満の人を対象に、就業のサポートや自立に向けた生活援助などを行うとともに、この事業によるサポートが終了した後のアフターケアを行う</li> <li>・令和4年の児童福祉法改正以前は、20歳未満(大学等に通学している場合は22歳未満)までという年齢制限があったが、令和4年の法改正で、年齢制限の弾力化が行われ、20歳(又は22歳)を過ぎててもこの事業によるサポートを受けることが可能となった(通学の要件も撤廃された)</li> <li>・また、令和4年の児童福祉法改正に合わせて児童福祉法施行規則の改正が行われたことにより、現在は、従来の「自立援助ホーム」(Ⅰ型)に加えて、児童養護施設等(Ⅱ型)や里親・ファミリーホーム(Ⅲ型)もこの事業を実施することが可能となっている(第36条の4の2)。</li> </ul>

用語解説	社会的養護自立支援拠点事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づく事業の1つ(第6条の3第16項)</li> <li>・令和4年の児童福祉法改正により新たに位置づけられた事業</li> <li>・施設や里親の家などで生活したことのある人たちの交流の場の提供や、自立した生活のための相談やサポートを行う(場合によって、緊急的に居場所を提供することもできる)</li> </ul>

この前※に施設さんも言ってくれたとおり、これまでは、児童相談所が必要と考えれば、20歳まで施設等での生活を続けられるようにするほかは、「自立援助ホーム」に移ってもらって20歳(一部は22歳)までサポートを受けてもらうことが一般的でした

※409 ページのことです

弁

18歳や20歳になって、施設などを出た人たちのサポートをするということも、施設や里親の役割としてはあるのですが、仕組みや制度として、しっかりしたものがなかったように思います

施

施設を出た人の自立に向けた相談やサポート(アフターケア)についてはこれまでも、それぞれの施設で、いろいろなやり方でやってきているところではあります

里

私たち里親も、家を離れて自分で生活している子どもたちの様子を見に行ったり、元の家に戻れないような子どもの「実家」のようなものとして、休みの日に来てもらったりするといったことはあります

学

ただ、里親の家や施設などを離れて生活している人たちの自立に向けたサポートについては、この前※にも里親さんや施設さんが言ってくれたとおり、いま預かっている子どもをみながらやっているところがあって、なかなか十分にできていなかった部分もあるのではないかと考えているところです

※401 ページのことです

B

そうなんです

Q

そうすると、「児童自立生活援助事業」が施設や年齢の制限がなくなることで、里親の家や施設で生活したことのある人の自立に向けたサポートのための仕組みを充実させることができそうですね？

## 18-(2)-2 児童自立生活援助事業の推進等

18-(1)-3 において説明したとおり、中学生以上の年齢になってから施設等で生活するようになったことについては、満18歳(あるいは高校卒業まで)まででは、自立に向けたサポートにかけられる時間が足りないという指摘が、多くの施設などからなされているところです。

また、長期間施設や里親の家などで生活した子どもについても、自分の親には頼れないことや、障がいやトラウマなどの影響により、満18歳に到達し、退所等することになったとしても、自立に向けた不安を抱えたまま退所等するケースも指摘されているところです。

こうした満18歳に到達しても、自立への課題を抱えたまま施設などを離れる人については、令和2年度以降は、いわゆる措置費の加算職員として「自立支援担当職員」が配置できるようになり、担当職員を配置して施設を退所した人へのアフターケアを行う施設が増えてきています。

また、里親やファミリーホームにおいても、満18歳に到達して委託解除になった後も、元里子の生活をサポートするため、それぞれの方法でアフターケアを行っている様子がうかがえます。

しかし、担当職員が配置されていない施設等においては、現在預かっている子どもへのケアを行いながら、退所等した人へのアフターケアを行うことには限界もあり、アフターケアの内容によっては経済的な負担も少なくないと考えられます。

また、こうしたアフターケアについては、自立した子どもの施設や里親等との関係を含めた状況や、施設や里親等の考えなどによってその内容に差異も見受けられるところです。

令和4年の児童福祉法の改正以前から、里親の家や施設で生活している子どもが満18歳になっても、県(児童相談所)において必要であると判断すれば、満20歳になるまで里親の家や施設で生活することが可能とされています(いわゆる「措置延長」)。

そのため、まずは満18歳になっても、引き続き施設や里親の家などで生活しながら自立に向けたサポートが必要であると判断されるケースについては、18歳未満の代替養育が必要な子どもの受け皿がなくなることをないように考慮することも必要ですが、満20歳までの「措置延長」を積極的に検討し、活用していくことが必要と考えられます。

これまでは施設入所や里親等への委託は、「高校を卒業したら自立する」という基本的な考えがありましたが、今後は、「必要であれば20歳までの間、自立に向けてサポートする」という考えに変えていくことが必要だと考えています。

そして、令和4年の児童福祉法改正やそれに伴う制度改正によって、それまでいわゆる「自立援助ホーム」のみが行ってきた児童自立生活援助事業が、児童養護施設や里親・ファミリーホームにおいても実施することが可能となり、以下の分類がされるようになりました。

- 従来までのいわゆる「自立援助ホーム」が行うもの…児童自立生活援助事業Ⅰ型

長

施設でもいろいろな準備が必要だとは考えているところですが、これまでもっとやりたくてもできなかったようなサポートができるのではないかと考えているところです

学

もちろん、20歳を過ぎた人のすべてを「児童自立生活援助事業」でサポートすることはできませんし、いつまでもサポートしていくこともできないとは思いますが、年齢だけで決めない、ひとりひとりの状況に合わせたサポートができるとよいと思います

施

施設にも、もう少し長く施設にいて、サポートを続けてあげたいという子どもがいるので、そうしたことも考えていきたいと思います

長

そうしてもらえると、とてもありがたいところです

弁

そういえば、法律(児童福祉法)が変わったことの3つ目がまだでしたね？

長

こちら専門用語が入ってしまいますが、施設や里親の家などで生活したことのある人たちが交流できるようにしたり、社会のなかで自立して生活するための相談やサポートを行ったりする「社会的養護自立支援拠点事業」のことですね？

学

そうです

施

これまで、法律にはありませんでしたが、事業としてはあったものですよ？

- 児童養護施設等が行うもの…児童自立生活援助事業Ⅱ型
- 里親・ファミリーホームが行うもの…児童自立生活援助事業Ⅲ型

さらに、児童自立生活援助事業の対象年齢についても、これまでは満20歳(20歳になる前からこの事業の対象となっていて、大学や専門学校等に通学している場合は22歳未満)となっていました。施設等によるアフターケアを受けている場合で、例えば、以下のような事情がある場合は、20歳以上であっても施設等において児童自立生活援助事業によるサポートの実施が可能となりました。

- 大学・専門学校等に在学している(又は入学予定)
- 就労後間もない(又は試用期間中)
- 社会的養護自立支援拠点事業の利用や公共職業安定所への相談等により、就学又は就労に向けた活動を行っている
- 病気等により、上記の活動等が困難

もちろん、施設等において児童自立生活援助事業Ⅱ型(Ⅲ型)を実施する場合には、定員と職員を児童養護施設等とは別に設ける(里親とファミリーホームは定員の枠内で受け入れる)必要があるとともに、一定水準以上のサポート業務が求められるため、一定の準備は必要になると考えられます。

しかし、子ども等にとっては、それまで関わってくれていた施設等により自立に向けたサポートを継続して受けることができるという利点があると考えられます。

このように、児童自立生活援助事業の実施主体の拡大や、年齢要件の弾力化が行われたことにより、いわゆる「措置延長」によって満20歳まで自立に向けたサポートを行ったうえで、なお当面の間、自立に向けたサポートが必要と判断される場合は、児童自立生活援助事業により、継続的にサポートすることが可能であり、施設等においてもそうした対応が求められるようになってきていると考えています。

なお、従来からのいわゆる「自立援助ホーム」(児童自立生活援助事業所Ⅰ型)については、グループホーム型の児童自立生活援助事業所であり、義務教育を終了した子ども等が入所して、主に就労や仕事への定着を目指しながら、自立した生活ができるようにサポートを受けられる事業所であり、退所後のアフターケアも担っています。

こうしたいわゆる自立援助ホームについては、児童養護施設や里親・ファミリーホームでの生活を経由せずに入所することも等もあるほか、児童養護施設等から環境を変えるために入所することも等もあることから、今後設置されることが期待されるⅡ型やⅢ型とは別の受け皿として、引き続き、機能していくことが期待されています。

ただし、児童自立生活援助事業の対象年齢は弾力的な運用が可能となりましたが、漫然とこの事業のサポートを継続することは望ましくはありません。そのため、県(児童相談所)が、この事業の実施を決定する際は、対象となる入所者の意見等を踏まえ、自立等に向けた明確な支援のための工程(いわゆる「出口戦略」)を児童相談所・施設等・入所者が共有して、サポートを行っていくことも大切です。

長

たしかに、これまで県では、施設などを出ていった人たちの自立のためのサポート(アフターケア)については、その人のことを良く知る施設がやっていた方が良く考えてきたため、「社会的養護自立支援拠点事業」のような事業を行ってきませんでした

弁

たしか、県では、令和元年度からそのためにかかるお金の一部を施設に出して(補助金)きましたね？

長

ただ、令和2年度から国の制度でも、施設のこどもの自立に向けたサポートや施設を出た後のサポートをするための職員が置けるようになったため、使われる施設は少なくなってきています

施

もちろん、何度も言っているとおり、施設の職員も、施設を出ていった後にサポートが必要な人のサポートをできるだけやろうと思っていますが、できることには限界もあります

学

施設を出た人たちが必要とするサポートは、それぞれ違うものだと思いますし、それぞれに合ったサービスにどんなものがあり、どこでやっているのかを調べるような時間もなかなか取れないので、なかなか十分にサポートしてあげられないということはあるかもしれません

長

もちろん、こうした施設の職員や里親によるアフターケアは、これまで施設などでお世話になってきた人とつながっていられるという安心感はあると思います

弁

ただ、専門的なサポートという面では十分でなかったと考えられるということでしょうか？

### 18-(2)-3 社会的養護自立支援拠点事業の推進等

令和4年の児童福祉法改正により、施設や里親の家などでの生活を経験した人、一時保護を経験した人、さらには虐待等を受けながらもこれまで児童相談所などによる公的なサポートを受けることができなかった人たちをサポートするための拠点として「社会的養護自立支援拠点事業」が位置づけられました。

18-(2)-2 で説明をした「児童自立生活援助事業」が、施設等において入所者の自立に向けたサポートを行う事業であるのに対し、この「社会的養護自立拠点事業」は、施設や里親の家などでの生活を経験してから、現在、社会のなかで生活している人を対象としています。

なお、「社会的養護自立支援拠点事業」には、主に以下のような役割が期待されています。

- 施設や里親の家などでの生活や一時保護(社会的養護)等を経験した人どうしが集まり、相互に交流をする場の提供
- 生活上の悩みなどについての相談を受け、関係機関によるサポートにつなぐための「ハブ」としての機能を果たすこと
- 心理的な治療等が必要な人に対する、心理療法によるサポート
- 金銭トラブルや契約トラブルを抱えている場合の法律相談などによるサポート
- 帰る場所や居場所を失っている場合の一時的な居場所の提供

こうしたサポートの大部分については、令和4年の児童福祉法改正以前から国庫補助金(児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金)の対象事業となっていたところですが、これまで本県においては、施設等を退所したこども等のアフターケアについては、そうしたこども等のことを良く知る施設等において実施することが適当と考え、こうしたサポート事業を行ってきませんでした。

そうした考え方のもとで、県では令和元年度から独自に「児童養護施設アフターケア促進事業」により、施設によるアフターケアに係る経費の補助を行ってきたところですが、現在、多くの施設では上記のとおり、「自立支援担当職員」を配置し、退所児童のアフターケアに当たっているところです。

しかし、こうした県の補助や措置費の加算職員の配置によるアフターケアのみでは、サポートの専門性が弱く、限界があること等については、これまでも施設から指摘を受けてきたところです。

また、近年、県内でも民間団体による社会的養護経験者等に対する生活相談や居場所の提供等のサポートが行われるようになり、そうしたサポートが有効であることも確認されてきたところです。

こうした状況等も踏まえ、今回の新しい計画による取組を考えるに当たっては、県においても「社会的養護自立支援拠点」を設置していく必要があると考えているところです。

施

他の県では、既にそういった拠点を置いているところもあるので、長野県にもこうした拠点があれば良いと、ずっと思っていたところですが、法律も変わったので長野県でも設置が進んでほしいと思っています

長

ところで、もうかなり前※になります。この計画の基本的な考え方について話し合ったことを覚えていますか？

※主に 6-(1)-6-(2)のことです

A

2つの基本的な考え方でいい？

- 子どもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つこと
- 子どもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つこと

長

覚えていてくれてうれしいです

さて、2つ目の基本的な考え方について話をしていたとき、Qさんがこう言ってくれました

子どものときだけでなく、おとなになってからも、「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」が必要です※

※85 ページにあります

Q

よく覚えていませんが、そんなことを言いましたかね

長

ところで、こうした「児童自立生活援助事業」や「社会的養護自立支援拠点事業」については、特に、子どものときに「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」が見つけ出せないまま、おとなになって自立していかなければならない人たちにこそ必要なものだと思っています

#### 18-(2)-4 「関係性のパーマネンシー」と自立支援のためのセーフティネット

6-(2)-5 で、血縁や法的な家族関係に支えられた5つのパーマネンシーゴールによるパーマネンシーの保障だけでは、様々な事情を抱えたすべての子ども・若者の自立を支援するには不十分であるという説明をしました。

こうした5つのパーマネンシーゴールによるパーマネンシーの保障がなされずにおとなになっていく場合においても、子どもや若者にとって、永続的なつながりのあるおとな(そうしたおとながいる場所)があることによって、その後の人生の安定性が高まるといわれており、専門家たちの間では、こうしたパーマネンシー保障のかたちを「関係性のパーマネンシー」と呼んでいるという説明をしました。

そして、関係性のパーマネンシーの事例として、以下のようなものを挙げました。

- 里親家庭・ファミリーホームで家族の一員として生活し、自立した後も「実家」のように頼りにできるつながりが継続していく
- 施設において、信頼できる職員がいて、自立した後もその職員とは連絡を取り合い、いざとなれば「頼りにできるおとな(人)」としてつながりが継続していく

しかし、里親家庭や施設(職員)の側としては、必ずしも、自立した若者とずっとつながっていくことができるとは限らず、ずっとつながっていてくれるとしても、社会的養護から自立していこうとする若者の多様なニーズに対してできることにも限界はあると考えられます。

あるいは、実家庭とのつながりがよい形で維持されていたとしても、やはり、実家庭による自立後のサポートが十分ではないことも考えられます。

このようなことから、施設や里親の家などでの生活を経験した子どもたちのなかには、十分なパーマネンシー保障がされないままおとなになっていく人、あるいは「関係性のパーマネンシー」も保障されないままに社会のなかで生活していかなければならない人も少なくないと考えられています。

6-(2)-5 でも説明したとおり、関係性のパーマネンシーであっても、それが保障されているかどうかを判断するのは当事者です。言い換えれば、パーマネンシー保障とは、子どもをはじめとした当事者の内面における主観的判断です。したがって、県や児童相談所などの行政機関が、個人の内面における主観的判断であるパーマネンシーを規定することはできないことであり、すべきことではありません。

いずれにしても、パーマネンシー保障がなされていない若者や、一定程度のパーマネンシー保障はされていてもサポートのニーズが高い若者がいることを考慮し、こうした若者たちの自立を支援するための、いわばセーフティネットとして、「児童自立生活援助事業」や「社会的養護自立支援拠点事業」が必要になると考えています。

また、こうした若者とつながっている里親や施設(職員)が、これらの事業等と協働することで、里親や施設(職員)による、こうした若者の自立に向けたサポートを補完するという効果も期待されます。

里

こうした事業に取り組むことで、「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるということでしょうか？

学

まず、大事なことは、前に※話し合ったときにも出てきたように、こうした関係があるかどうかを決めるのは子ども自身、あるいはここでは自立に向けたサポートを必要とする人自身ということです

※79 ページのことです

長

そのとおりです

P

私は施設の職員の人にお世話になりました

この先何かあった時も、相談したいと思っています

施

もちろん、施設を出た人のアフターケアは仕事としてやっているところもあって限界もありますが、とにかく「ひとりの人間として、この子によりそい続けたい」という思いで取り組んでいる職員も多いと思います

長

もちろん、こうしたつながりや関係を、すべての子どもや自立していく人が見つけ出せればよいのですが、そう簡単にはいかないことも確かです

学

また、こうしたつながりや関係を持っていたとしても、虐待によるトラウマ(心の傷)を抱えたまま自立していく人もいて、そうした人へのサポートが必要な場合も多いです

市

つまり、「児童自立生活援助事業」や「社会的養護自立支援拠点事業」は「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」が見つからない人や、見つけていてもサポートが必要となる人たちがサポートするための事業だということですね？

### 18-(2)-5 現在の計画における取組

現在の計画では、社会的養護経験者等の自立に向けた支援のための取組として、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 自立をサポートする事業の充実や周知
  - 国の制度等を活用した経済的な支援(自立のための資金の貸し付けや奨学金の給付等)
- ② 身元保証
  - 国の制度を活用した、施設長等が退所等することも等の身元保証人となる場合の保険料の負担

### 18-(2)-6 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
代替養育を受けていた子どもの大学等進学率	54.0%	全県の進学率と同水準

### 18-(2)-7 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和2年度と令和5年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	目標の達成状況	
	令和2年度	令和5年度
代替養育を受けていた子どもの大学等進学率	21.6%	39.1%

長

そのとおりです  
でも、できれば里親や施設職員との良いつながりも続けながら、こうしたサポートの制度なども使ってもらえると嬉しいとは思っています

〇

話が終わってしまいそうですが、施設や里親の家などで生活したことのある人たちの自立のためのサポートについては、現在の計画でも取り組んできたのですか？

町

その話はまだこれからでしたね

長

そうですね  
現在の計画では、主にこのようなことに取り組んできました

#### 【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 自立に向けた経済的なサポート(奨学金など)

長

そして、このようなことをチェックしてきました

#### 【現在の計画でチェックしてきたこと】

- 施設や里親の家で生活したことのある人のうち、大学などに進学した人の割合

施

これについては、長野県全体と同じ割合(75%くらい)にしようという目標でしたか？

### 18-(2)-8 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込に対する要因分析

現在の計画における、代替養育を受けていたこどもの大学等進学率の目標値については、令和11年度までに、現在の計画策定等時の全県の進学率と同水準(約75%)とし、令和6年度については中間値となる54.0%を目標としてきました。

代替養育を受けていたこどもの大学等進学率については、令和2年度が21.6%に対して、令和5年度は39.1%と上昇してきてはいますが、令和6年度においても目標値には到達しないと見込んでいます。

もちろん、代替養育を受けていたこどもが進学を希望しているのであれば、進学をあきらめないためのサポートは必要と考えていますが、施設関係者からは、施設入所児童には特別支援学校に通学しているこどもや特別支援学級に通っているこどもの割合も多く、そもそも、こうした目標設定に無理があるのではないかと指摘がされています。

また、代替養育を受けたこどもが大学等に進学した後も、様々な問題(中途退学や生活上の課題)が多く生じており、大学等への進学をもって自立とはいえないのではないかと、代替養育を受けたこどもの自立の状況を図る指標として適切なのかという意見も出されているところです。

長

そのとおりです

〇

どういことですか？

施

申し訳ないですが、いま、この目標には疑問を持っています

施

施設にいるこどものなかには、障がいを持っていて特別支援学校(養護学校)に通っているこどもも多く、大学などに進学しないこどもも多いので、目標として無理があると思っています

弁

それに、大学等に進学したからといって、必ずしも自立しているとはいえないですからね

長

そうですね

ちなみに、令和5年度は39.1%でしたが、そういった意見も聞いているので、今回の新しい計画では見直そうと思っているところです

C

ところで、今回の新しい計画ではどのようなことに取り組もうとしているのですか？

長

ここまで話をできてわかってきているところもあると思いますが、このようなことに取り組みたいと考えています

### 18-(2)-9 新しい計画における取組

本県における、社会的養護経験者等の自立に向けた支援のための取組として、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

- ① 児童養護施設等における措置延長の積極的な検討
  - 満18歳到達後においても自立に向けたサポートが必要と判断されるこども等については、満20歳までのいわゆる「措置延長」を積極的に活用する
  - ーただし、いわゆる「措置延長」を行うに当たっては、18歳未満の代替養育が必要となるこどもの受け皿がなくなることがないように配慮したうえで行う
- ② 児童自立生活援助事業の推進
  - 児童自立生活援助事業所のⅠ型については、所在地に偏り(令和6年度時点で長野市に2か所)があることから、他の地域における事業所の設置を促す
  - 児童自立生活援助事業所のⅡ型については、児童養護施設における自立に向けて困難な問題等を抱えたこども等に対する継続的な支援に資するため、その実施を促す
  - 児童自立生活援助事業所のⅢ型については、委託されているこども等の状況に応じて、実施を希望する里親・ファミリーホームが円滑に実施できるようサポートする
- ③ 社会的養護自立支援拠点事業の推進
  - 施設や里親の家などでの生活を経験して、社会のなかで生活している人などの自立した生活をサポートするための「社会的養護自立支援拠点事業所」の設置を推進する
  - 「社会的養護自立支援拠点事業所」では、こども等が施設や里親の家にいる間に施設や里親と協力して、そうした拠点やそこの職員を知ってもらえるよう周知して、こども等と職員がつながれるような取組をする
- ④ 国の制度等を活用した経済的なサポート等の実施と周知
  - 自立のための資金の貸し付けや奨学金の給付等の実施
  - 施設長や里親が退所等するこども等の身元保証人となる場合の保険料の負担
  - こども等の自立に向けて活用が考えられる様々な制度の適切な周知

【新しい計画で取り組みたいこと】

- 自立に向けたサポートが必要であれば、20 歳まで施設等で生活できるようにする
- 「児童自立生活援助事業」を行う施設や里親などを増やす
- 「社会的養護自立支援拠点事業」を行う場所をつくっていく

長

そして、目標としてはこのようなことを考えています

【主な目標にしたいもの】

- すべての「児童養護施設」で「児童自立生活援助事業」を行ってもらう
- 「社会的養護自立支援拠点」の場所を県内の2～4か所に置く

P

「社会的養護自立支援拠点」については、もっと自分たちの近いところにたくさんあっても良いのではないかなと思うのですが、どうなんでしょうか？

長

こうした拠点ですべてのサポートができるわけではなく、いろいろなサービスなどにつないでいくための場所であるということと、長野県のなかにこれまでこうした拠点もなかったの、まずは県内の北側と南側の1か所ずつ、あるいは4つのエリアに1つずつで考えたいと思っています

施

こうした拠点を置くにもお金はかかるので、それほどたくさん置くこともできないということもあるでしょうね

P

わかりました

18-(2)-10 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
児童自立生活援助事業所(Ⅰ型)の数	2か所以上
児童自立生活援助事業所(Ⅱ型)の数	すべての児童養護施設
社会的養護自立支援拠点事業の設置箇所の数	2～4か所

18-(2)-11 新しい計画における資源等の整備目標

上記に掲げた取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和 6年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
児童自立生活援助事業所(Ⅰ型)の数	2か所	2か所以上	2か所以上	2か所以上	2か所以上	2か所以上
児童自立生活援助事業所(Ⅱ型)の数	なし	2	5	8	10	14施設
社会的養護自立支援拠点事業の設置箇所の数	なし	1	1	2～4か所	2～4か所	2～4か所

ありがとうございます

長

Q

さて、今度は本当に、今回の話し合いを終わりにすることができそうですね

そうですね

それでは、今回の新しい計画での主な取組と目標を整理しましょう

長

【新しい計画で取り組むこと】

- 自立に向けたサポートが必要であれば、20 歳まで施設等で生活できるようにする
- 「児童自立生活援助事業」を行う施設や里親などを増やす
- 「社会的養護自立支援拠点事業」を行う場所をつくっていく

【主な目標】

- すべての「児童養護施設」で「児童自立生活援助事業」を行ってもらう
- 「社会的養護自立支援拠点」の場所を県内の2~4か所に置く

P

こうした取組によって、施設や里親の家などで生活したことのある人たちが、社会のなかでひとりきりにならないようなサポートが進めば良いなどと思います

O

ただ、「社会的養護自立支援拠点」については、施設などを出てからも「こういったところがあるんだよ」ということを、施設などにいるときから知ってもらわないと、なかなか使ってくれないと思いますので、そこもお願いしたいところです

18-(2)-12 社会的養護経験者等の自立に向けた支援の取組の評価指標

長野県において、社会的養護経験者等の自立に向けた支援の取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
児童自立生活援助事業所(Ⅰ型)の定員数・入居者数
児童自立生活援助事業所(Ⅱ型)の定員数・入居者数
児童自立生活援助事業所(Ⅲ型)の入居者数
いわゆる措置費の加算職員のうち「自立支援担当職員」を配置している施設の数(再掲)

なお、児童自立生活援助事業所(Ⅲ型)の入居者数については、整備目標を設定しませんが、里親・ファミリーホームにおいて、こうした事業によって、当該里親が養育してきた里子の自立に向けたサポートが行われていくことも期待しているところです。

また、代替養育を受けていたこどもの大学等進学率については、今後も調査していきますが、今回の新しい計画における評価指標としては扱わないこととします。

長

そのとおりですね  
ありがとうございます

長

さて、そろそろ、子どもたちと、ここではおとな(若者)も入ると思いますが、どういったところを見て(感じて)もらいたいかを整理して、ここでの話し合いを終わりにしますか？

長

そうですね

### 【子ども(若者)のみなさんへ】

- いま、あなたが施設や里親の家などにいるなかで、おとな(18歳や高校卒業)になってからも、もう少し自立に向けてサポートしてほしいと思っているとしたら、施設や里親はそうしたサポートをしてくれそうですか？
- いま、あなたが施設や里親の家を離れて生活していて、何か困ったことがあったときに相談などができて、サポートをしてくれるようなところがありますか、あるいはそういったところを知っていますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

長

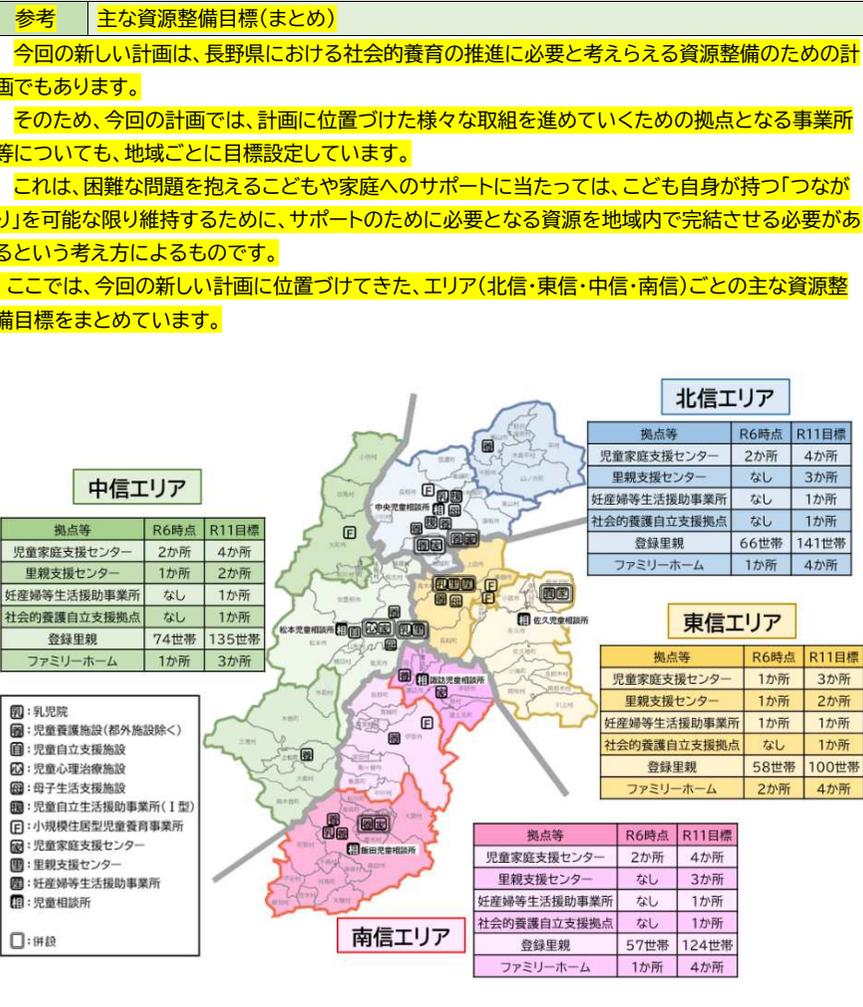
さて、ここまで続けてきた、新しい計画をつくるための話し合いですが、この後、話し合っていきたいと思っているテーマはあと2つです

A

終わりに近づいてきた感じですね

長

今日はここまでにしたいと思います  
もう少しですので、引き続きよろしくお願いします



## 19 児童相談所のはたらきをさらに高めること(児童相談所の強化等に向けた取組)

長

ここからは、  
これまでも名前だけはよく出してきましたが、「児童相談所」についての話になります

A

すいません  
いまさらですが、「児童相談所」というところは、虐待に対応しているところだということで名前をよく聞くのですが、実はどういうところかあまりよくわかっていません

長

たしかに、ここまできちんと説明してきませんでしたね

学

児童相談所は、法律(児童福祉法)によって、県が置かなければならないこととされている、こどもの福祉に関する専門的な対応をする組織です

長

長野県には現在、5か所あります

施

中央児童相談所・松本児童相談所・飯田児童相談所・諏訪児童相談所・佐久児童相談所の5か所ですね

長

そのとおりです

A

ところで、児童相談所は、どんな仕事をしているのですか？

長

主なものを簡単にまとめると次のようになると思います

## 19-1 児童相談所について

この本(計画)のなかで当たり前のように出てきている「児童相談所」について、ここで概要を説明します。

児童相談所は、児童福祉法に基づいて県が設置しなければならない、こども福祉のための行政機関の1つで、昭和22年に児童福祉法が制定されたときから法律に位置づけられている行政機関です。

現在の児童福祉法において、児童相談所の主な業務は以下のとおりとされています。

- 市町村のこどもや家庭への支援に関する市町村間の連絡調整や、市町村への情報提供などの市町村に対するサポート
- こどもに関する、こども本人や家族、学校などからの専門的な知識や技術を必要とする相談(虐待や非行、子育てなどに関する相談)の受付
- 相談を受けたこどもや警察などの他の関係機関から調査の依頼などがあったこどもについての調査(面接、家庭への立入など)・判定(こどもの状態の総合的な診断)
- 調査や判定に基づく、こどもや家庭への専門的な助言や指導(児童相談所による指導・児童家庭支援センターなどに委託しての指導など)
- 調査や判定によって、施設や里親の家などにこどもを預ける必要がある場合に、そうしたところにこどもを預ける(措置)
- 保護が必要なこどもの一時保護
- 里親制度の普及啓発や里親への助言や援助
- 養子縁組に関わる様々な人からの相談への助言や援助

県では昭和20～30年代に児童相談所の設置が進められ、現在、県内5か所に児童相談所を設置しています。

【児童相談所の主な仕事】

- こどもに関する家庭などからの専門的な知識や対応が求められる相談の受付
- 相談を受け付けたこどもに関する調査(虐待や非行がないか、など)
- こどもや家庭に対する専門的なアドバイスや指導など
- 施設や里親家庭などに預ける必要があるこどもを施設などに預ける
- こどもの一時保護(一時保護については前\*に説明しました)
- 市町村のこども福祉に関する業務のサポートなど
- 里親制度の普及啓発や里親への助言や援助など
- 養子縁組に関する相談への助言や援助など

※主に 219・221 ページのことで

A

いろいろな仕事をしているようですが、  
例えば、こどもに関する相談って、どのくらい来ているのですか？

長

だんだん増えてきていますが、最近では、1年間でだいたい 5,000～6,000 件くらいです  
そのうち、虐待に関する相談が半分くらいになります

学

単純に計算すれば、1日の平均で 15 件ほどの相談になるのですが、  
毎日、こうして相談を受けたこどもについて、  
ひとりひとり調査をして、専門的なアドバイスをしたり、必要な場合は一時保護をしたり、施設や里親に預けたりして、その後もこどもの様子を見ながらこどもその親もサポートをしていくわけ

弁

虐待の相談が増えていますし、  
ある程度長い間にわたって、こうしたこどもにかかわる必要もあるので、  
児童相談所の仕事は増え続けているといえますね

【図表 19-1:県内の児童相談所と管轄市町村】



児童相談所名	設置時期
中央児童相談所	S23.4
松本児童相談所	S24.5
飯田児童相談所	S39.4
諏訪児童相談所	S25.5
佐久児童相談所	S36.4

そして、最近では、家庭のなかでの問題(虐待やネグレクト)だけでなく、こどもの障がいに関わる人がうまく対応できずにトラブルが起きている場合など、様々な困難を抱えたこどもや家庭からの相談も増えてきて、これまで以上に専門的な知識や対応も求められています

長

施

増え続ける相談にきちんと対応していくためにも、そして、難しい問題を抱えているこどもや家庭をサポートするためにも、児童相談所による地域のなかでのさらなるはたらきが求められているということですね？

長

そのとおりです  
 そういうことから、ここでは児童相談所がそれぞれの地域のなかで、そのはたらきをさらに高めていくための取組を考えていきたいと思えます

弁

ところで、児童相談所のはたらきを高めるための取組については、現在の計画でも進めてきていますね？

長

そうですね  
 このような取組をしてきました

【現在の計画で取り組んできたこと】

- 専門的な知識や技術を持つ職員を増やし、育てる
- 市町村、警察、児童家庭支援センターなどのこどもの福祉にかかわる組織との協力関係を強化する
- 県内の児童相談所の配置を考え直す

長

そして、このようなことをチェックしてきました

19-2 児童相談所における相談対応等の状況

全国的にも同じ傾向にありますが、長野県でも少子化が進み、こどもの数は年々減ってきていますが、児童相談所に寄せられる相談は量と質において増大してきています。

まず、量的な面では、児童相談所の相談対応件数は横ばいから増加傾向にあります。  
 こうした相談対応件数の増加は、児童相談所での児童虐待相談対応件数が増加してきたことが主な要因と考えられます。

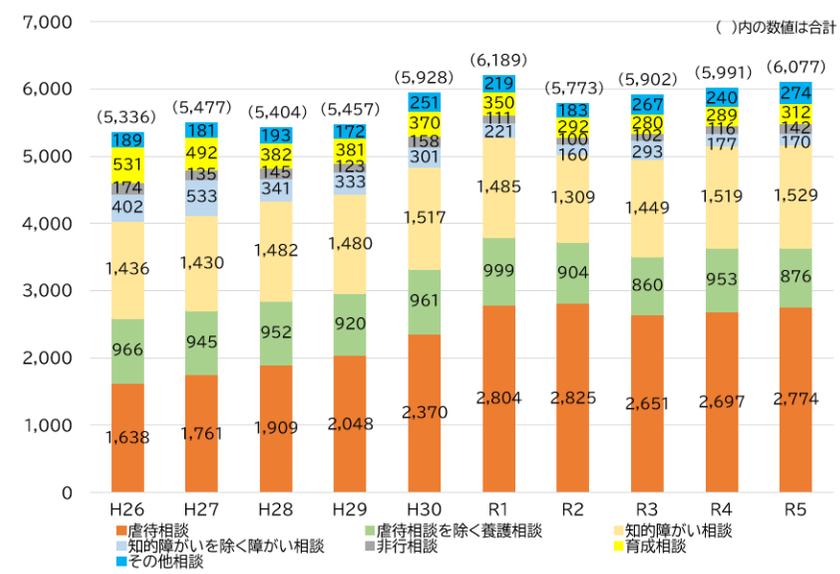
これは、児童虐待に対する社会的関心の高まりや、関係機関による理解が進んできたことが背景にあるものと考えています。

そして、質的な面では、相談内容が上記の児童虐待をはじめ、複雑かつ困難で、高度な専門性が求められる相談も増えてきています。

こうした児童相談所に対する社会的ニーズの高まりがあるなかで、児童相談所はそれに応えていく必要があり、そのためには、児童相談所の機能を量的な面と質的な面でも強化していく必要があります。

【図表 3-2: 児童相談所の相談対応件数(平成 26 年度～令和5年度)】<再掲>

(単位: 件)



(出典 福祉行政報告例)

【現在の計画でチェックしてきたこと】

児童相談所の職員の数(県が必要と考える児童相談所の職員の数)

平成 28 年に法律(児童福祉法)が変わってから、国が人口などに対してどのくらいの児童相談所の職員が必要かの基準を示していて、その基準以上の職員の数にすることを目標にしてきました

職員は増えてきたのですか？

令和元年度と比べると、令和6年度の始めでは 1.5倍ほどに増えました

長野県でも、国が示した基準に合わせて職員の数を増やしてきたということですね

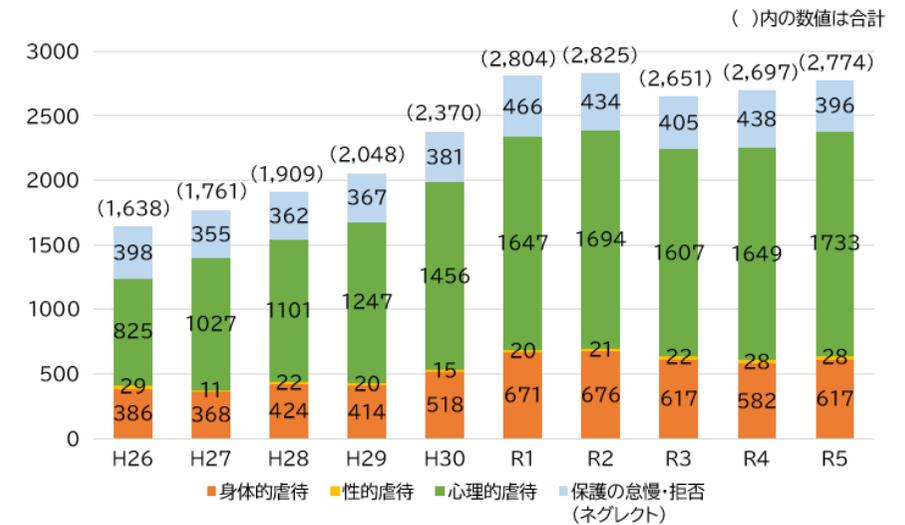
そのとおりです

ところで、児童相談所の配置も考え直していたのですか？

結果としては、いったん、これまでと同じになっていますが各児童相談所が受け持つ地域(管轄地域)のあり方について、令和3年度に国が新しい基準(参酌基準)を示したことから、この先の長野県の人口の見直しなどの状況を見ながら考えました

「いったん」ということは、また考えるということですか？

【図表 3-3:児童相談所の虐待相談対応の内訳(平成 26 年度～令和5年度)】<再掲>



(出典 福祉行政報告例)

参考	児童相談所への相談の種類について(福祉行政報告例による)	
	上記の図表 3-2・3-3 における相談の分類は、以下のとおりとなっています。	
養護相談	虐待相談	こどもへの身体的・性的・心理的虐待、ネグレクトに関する相談
	その他の相談	児童虐待相談以外の環境的問題(父母の失踪・服役等)を有するこどもや、養子縁組に関する相談
	保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツバクルリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む。)を有するこどもに関する相談
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達遅れの遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	視聴覚障がいを持つこどもに関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつこども、言葉のおくれ等のあるこども等に関する相談
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がいを持つこどもに関する相談
非行相談	発達相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がいなどを持つこどもに関する相談
	＜犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の＜犯行為、問題行動などがあるこどもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあったこどもに関する相談
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない等性格又は行動上の問題を有するこどもに関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍中で、登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談
	適正相談	こどもの進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記以外の相談	

これから県内の人口は減る予想となっていて、こうした人口が減っていく状況も見えながら、また考えていく必要があると思っています

長

弁

そういえば、また少し話が変わりますが、中核市でも児童相談所が置けるのですかね？

平成 18 年に法律(児童福祉法)が変わったときに、置けるようになりました

長

市

長野県では長野市と松本市が中核市ですが、県と違って「置かなければならない」わけではなく「置くことができる」とこととされているものです

Q

実際に児童相談所を置いている中核市はどのくらいあるのですか？

令和6年4月時点では、全国に 62 の中核市がありますが、そのうち児童相談所を置いているのは4市で、これから置こうとしているといわれているのが 10 市です

長

O

まだ、それほど多くはないということですね

いずれにしても、この先、児童相談所がいくつ・どこにあればよいのかについては、国の基準や長野県の人口の状況なども見ながら、考えていくことになると思っています

長

施

ところで、新しい計画ではどういう取り組みをしていこうと考えているのですか？

### 19-3 児童相談所の強化等のための取組

児童相談所に対する社会的なニーズが高まっているなかで、県としても児童相談所の強化に取り組んでいく必要があります。

複雑かつ困難な相談などに対応するためには、児童相談所では様々な専門的な知識や技術を持った職員が必要となります。

- どういった職員が必要になってくるかといえば、国の基準などを踏まえると、主なものとして、
- 児童福祉司(専門的な技術によって、子どもや家庭に対する支援を行う人)
  - 児童心理司(子どもの心理学的診断や心理療法など、子ども等への心理に関する支援を行う人)
  - 医師
  - 弁護士
  - 保健師
  - 児童指導員(一時保護所で、保護された子どもの支援を行う人)

が挙げられます。

こうした職員の確保等を進めていくことと同時に、特に、新たに確保した児童福祉司や児童心理司については経験が浅いことから、その育成についても取り組んでいく必要があります。

もちろん日々の業務のなかで経験を積んでいくことも重要ですが、研修の機会などを設けることで経験の浅い職員の成長の機会を確保していくことが求められます。

また、今後は関係機関との連携(協力)もさらに重要となってきます。

もちろん、児童相談所では、これまでも関係機関と連携しながらケースワークを行ってきました。

しかし、例えば、児童虐待ケースで、それまで市町村が関わっていたものが、児童相談所による一時保護や施設入所などのいわゆる「児童相談所ケース」になったとたんに、市町村とそのケースの家庭との関係が途切れるといったことも見受けられるようです。

しかし、この計画の基本的な考え方(計画の理念)を踏まえたケースワークを行えば、一度は家庭から分離された子どもが地域に戻ってくるケースも今後増えていく(増やさなければならない)と考えています。

こうしたことから、いわゆる「児童相談所ケース」になった後も、その子どもや家庭の状況について市町村をはじめとした関係機関との情報共有などの連携がさらに必要となってくると考えています。

また、児童相談所の配置のあり方(管轄区域)については、児童虐待相談などにきめ細かく対応して

現在の計画でも取り組んできたものもありますが、  
このようなことに取り組んでいきたいと考えています

#### 【新しい計画での主な取組】

- 児童相談所での仕事をもっとスムーズにできるようにする
- 専門的な知識や技術を持つ職員を増やす
- 経験が少ない職員を育てるとともに、専門的な資格を取ってもらう
- 市町村、警察、児童家庭支援センターなどのこどもの福祉にかかわる組織との協力をさらに進めていく
- 県内の児童相談所の配置を考え直す

Q

ここまでの話し合いで決めていた取組のなかでも、これからの児童相談所には、いろいろな役割が期待されていますよね

学

そのためにも、児童相談所のはたらきはさらに高めていかなければならないということですね

そのとおりです

里

ところで、以前から、児童相談所の仕事はととても大変だと聞いています  
職員も増えてきているようですけれども、いろいろな相談を受けて、対応していきながら、児童相談所に期待される仕事をもっとしていただくの余裕はあるのでしょうか？

弁

たしかに、そこも気になる場所ですね

いくという観点から、令和3年の児童福祉法施行令の改正により管轄人口が基本としておおむね50万人以下であるようにすることとされました(第1条の3)。

さらに、令和3年の児童福祉法施行令に合わせて国から出された通知<sup>※</sup>において、県で児童相談所の管轄区域を決めるに当たっては、区域内の児童人口や将来の人口の見通し、地理的条件、交通事情等を含めた総合的な考慮をすることとされています。

※「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について(通知)(令和3年7月21日付け子発0721第2号各都道府県知事・各指定都市市長・各児童相談所設置市長あて厚生労働省こども家庭局長通知)

なお、平成16年の児童福祉法の改正により、中核市でも児童相談所が設置できるようになっており、平成28年の児童福祉法の改正により特別区でも児童相談所が設置できるようになりました。

その後、令和元年に児童福祉法が改正されたとき、その附則において、国は、中核市と特別区が児童相談所を設置できるよう必要な措置を講ずることとされました(附則第7条6項)。

この附則の趣旨としては、児童相談所を設置したい中核市があれば、設置ができるように促していくということであるとされています。

中核市における児童相談所設置の全国的な状況を見ると、令和6年4月の時点で中核市は62市ありますが、そのうち児童相談所を設置している中核市は4市(金沢市・横須賀市・明石市・奈良市)です。そして、設置を予定している中核市は、こども家庭庁の調査によると、令和6年4月時点で10市(宇都宮市、高崎市、船橋市、柏市、豊中市、枚方市、東大阪市、尼崎市、宮崎市、鹿児島市)で、設置の方向で検討中としている中核市が3市(豊橋市、姫路市、西宮市)です。

いずれにしても県においては、県内の人口の推移や国の基準等を考慮しながら、引き続き、必要に応じて児童相談所の配置のあり方を検討していく必要があると考えています。

用語解説	中核市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口20万人以上で国が(政令により)指定した市</li> <li>・平成6年の地方自治法改正により創設(第252条の22)</li> <li>・住民に身近な市町村でできるだけ行政を行うことができるようにするため、指定都市(人口50万人以上で国が(政令により)指定した市)に次ぐような規模や能力を有する都市の事務と権限を充実させるという観点から創設されたもの</li> <li>・中核市になることで、通常は県が担うこととされている事務の一部を担うことが可能となる(代表的なものとして、保健所の設置)</li> <li>・平成16年の児童福祉法改正(平成18年施行)により、中核市でも児童相談所が設置できるようになっている</li> <li>・長野県内では、現在、長野市(平成11年4月～)と松本市(令和3年4月～)が中核市となっている</li> </ul>

長

先ほど※もお話したとおり、児童相談所の職員も増やしてきたところですが、やらなければならない仕事は増えてきていますし、児童相談所で仕事の経験が少ない職員も増えているという課題もあります

※437・439 ページのことです

P

職員は増えていても、あまり余裕はなさそうですね

長

実際に児童相談所の職員と話をしていても、そういった話はよく聞くと  
ころです

里

児童相談所に期待されている仕事もいろいろあるわけですが、児童相談所で仕事をする人たちが安心して働けるようにすることも大切だと思います

市

そうはいつでも、職員を増やすことは、いろいろな課題もあって簡単なことではないでしょうね

長

児童相談所の職員の数をどうしていくのかということについては、これからは考えていかなければなりません、それだけではなく、児童相談所での仕事のやり方も考えていく必要があると考えています

町

児童相談所での仕事のやり方を変えていくということですか？

長

これまで、児童相談所では、虐待への対応から、施設や里親の家で生活することもへの対応など、いろいろなことを 1 人の担当の職員に任せると  
いう仕事のやり方をしてきました

### 19-4 現在の計画における取組

現在の計画では、県における児童相談所の強化等のための取組として、以下のような取組を進めてきました。

- ① 専門職員の確保・育成
  - 国の基準に基づいた専門職員の確保・育成
  - 指導的立場を担える職員(スーパーバイザー)の育成
- ② 関係機関との連携強化
  - 市町村、警察、施設、学校、里親などの関係者との情報共有や役割分担
  - 児童家庭支援センターの設置促進と連携の強化
- ③ 国の基準を踏まえた児童相談所の配置のあり方の検討

### 19-5 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
児童福祉司の数	国の定める配置基準以上	
児童心理司の数	国の定める配置基準以上	

### 19-6 現在の計画における指標(目標値)の現状

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、平成 31 年度から令和6年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	策定時状況	目標の達成状況				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童福祉司の数	57人	66人	75人	78人	78人	79人
児童心理司の数	20人	25人	29人	32人	35人	37人

※いずれも4月1日時点の職員定数

いずれの年度においても、経過措置も踏まえた国が定めた基準に合わせた定数としてきました。

学

そうすると、児童相談所の仕事としては、どうしても虐待への対応が一番に優先されるので、それによって、ほかに進めていかなければならない仕事が進まなくなることにもなりますね？

長

そのとおりです  
そのため、児童相談所での仕事の役割分担を見直して、虐待への対応はしないけれども、ほかに進めるべき仕事をする職員もいるようなかたちにしていく必要があると考えています

市

児童相談所としても、考え方を変えていく必要がありそうですね

学

もちろん、児童相談所では、こどもの安全を守るための虐待への対応が、とても大事な仕事で、職員は誇りをもってそうした仕事をしていると思います

長

はい  
でも、児童相談所が、ここまで話し合ってきた取組を進めることで、本当の意味で仕事に誇りをもつことができると思うのです

B

施設で生活していても、児童相談所の担当の人の名前を覚えることができなったり、いつの間にか、担当の職員が変わったりことがあります  
施設に入るまでは、よく会っていた気がしますけれど・・・

長

施設や里親の家などで生活するこどものみなさんとお話したときにも、そういったお話を聞きました  
児童相談所として、これまで話し合ってきた取組を進めていくためにも、仕事のやり方は見直していく必要があると考えています

### 19-7 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込に対する要因分析

児童相談所における職員定数のうち、児童福祉司や児童心理司の定数については、平成 28 年の児童福祉法の改正以降、児童福祉法施行令等により基準が設けられています。

基準については、経過措置等が設けられましたが、現行において主な基準は以下のとおりとなります。

- 児童福祉司：児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人の配置(児童福祉法施行令第3条)
- 児童心理司：児童福祉司2人につき1人以上の配置(児童福祉法施行令第1条の4)

長野県においても、基準に合わせた職員定数の見直しを行い、基準と同等以上の職員定数としているところではあります。

なお、職員定数は見直してきていますが、それに見合った職員の確保が十分にできていないために、現状においては、欠員も生じています。

用語解説	児童福祉司
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づき、児童相談所に必ず置かれる、こどもの福祉に関する専門的な技術を持つ職員(第13条)</li> <li>・児童福祉司として仕事をするには、児童福祉法が定める資格(社会福祉士や精神保健福祉士等)を有していることが求められている</li> </ul>

用語解説	児童心理司
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づき、児童相談所に置かれる心理に関する専門的な知識や技術を必要とする指導をつかさどる職員(第12条の3第6項・第7項)</li> <li>・虐待を受けたこどもなどの心のケアや心理判定などの仕事にあたっている</li> </ul>

施

私たち施設も「進化」していかなければならないという話でしたが、児童相談所も変わっていかなければならないということですね

町

そのためにも、仕事のやり方もデジタル化などによって、もっとスムーズにできるようにしていく必要もあるのではないのでしょうか？

長

そうした取組も進めていきたいですし、児童相談所だけでは解決できない難しい問題を抱えた子どもや家庭も増えてきていますので、いろいろな人たちとの協力をさらに進めていきたいと考えているところです

Q

ところで、「児童相談所のはたらきを高める」ことについての、今回の新しい計画での目標は、どのように考えているのですか？

長

主なものとして、このような目標を立てたいと考えています

【主な目標にしたいもの】

- 児童相談所に国が示した基準以上の数の職員を置くこと
- 児童相談所で、新しい専門の資格(こども家庭ソーシャルワーカー)を持った職員の数 を 25 人以上にすること

長

職員の数について、ここでは、はっきりとした人数を決められないのですが、新しい計画を進める中で、必要と考えられる職員を置けるように努力していきたいと考えているところです

C

ところで、新しい専門の資格を持った職員も増やそうとしているのですね？

### 19-8 新しい計画における取組

本県における児童相談所の強化等に向けて、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

- ① 専門職員の確保・育成
  - 専門職員を中心とした児童相談所職員の確保・育成
  - 指導的立場を担える職員(スーパーバイザー)の育成
  - こども家庭ソーシャルワーカーの資格を持った職員の確保
- ② 児童相談所における業務の効率化等
  - ICT 化の推進等による業務の効率化
  - 事務分担の見直し、職員配置の見直し等による業務改善の推進
- ③ 関係機関との連携強化
  - 市町村、警察、施設、学校、里親などの関係者との情報共有や役割分担
  - 児童家庭支援センターや里親支援センターなどの設置促進
  - 児童家庭支援センターなどへの指導委託の推進
- ④ 国の基準を踏まえた児童相談所の配置のあり方の検討
  - 人口減少を見込んだ設置数の検討
  - 必要に応じた管轄地域の検討

### 19-9 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
児童相談所における児童福祉司の職員定数	国が定める配置基準以上
児童相談所における児童心理司の職員定数	国が定める配置基準以上
児童相談所における児童福祉司スーパーバイザーの数	国が定める配置基準以上
児童相談所における市町村支援児童福祉司の数	国が定める配置基準以上
児童相談所における医師	嘱託医による対応
児童相談所における保健師	各児童相談所で1名
児童相談所における弁護士	契約弁護士による相談体制
「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を持つ児童相談所職員	全県で 25 人以上

学

「こども家庭ソーシャルワーカー」といって、令和4年に法律(児童福祉法)が変わったときにできた資格で、こどもの福祉に関する専門的な対応が必要なときに、それにきちんと対応できる能力をもつと認められる人になります

長

こうした資格を持った人を増やすことで、児童相談所の仕事の内容のレベルアップもしていきたいと考えているところです

A

児童相談所というと、虐待への対応というイメージが強かったですが、こどもの福祉のためのいろいろな仕事もしていて、これからもさらに活躍していくことが期待されていることがわかったように思います

里

先ほど※も言いましたが、児童相談所の職員のみなさんが安心して、誇りをもって、こどもや地域の期待にこたえられる仕事をしてほしいですね

※445 ページのことです

長

そう言っていただくと、とても心強いです

O

さて、そろそろ話もまとまってきたように思いますので、「児童相談所のはたらきを高める」ための取組と目標などを整理しながら、今回の話し合いをまとめていきませんか？

長

そうですね  
そうしましょう

### 19-10 新しい計画における資源等の整備目標

上記に掲げた取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
児童相談所における児童福祉司の職員定数	79人	国が定める配置基準以上				
児童相談所における児童心理司の職員定数	37人	国が定める配置基準以上				
児童相談所における児童福祉司スーパーバイザーの数	13人	国が定める配置基準以上				
児童相談所における市町村支援児童福祉司の数	3人	国が定める配置基準以上				
児童相談所における医師	嘱託医による対応	嘱託医による対応				
児童相談所における保健師	各所で1名	各所で1名以上				
児童相談所における弁護士	契約弁護士による相談体制	契約弁護士による相談体制				
「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を持つ児童相談所職員	なし	5名	10名	15名	20名	25名

(注)「国が定める配置基準」については、令和6年度の時点で以下のとおり(いずれも児童福祉法施行令の規定に基づく)。

- ・児童福祉司:児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人以上の配置
- ・児童心理司:児童福祉司2人につき1人以上の配置
- ・児童福祉司スーパーバイザー:児童福祉司5人につき1人以上の配置
- ・市町村支援児童福祉司:県内の市町村数を30で除して(割って)得た人数以上の配置

### 【新しい計画での主な取組】

- 児童相談所での仕事をもっとスムーズにできるようにする
- 専門的な知識や技術を持つ職員を増やす
- 経験が少ない職員を育てるとともに、専門的な資格を取ってもらう
- 市町村、警察、児童家庭支援センターなどのこどもの福祉にかかわる組織との協力をさらに進めていく
- 県内の児童相談所の配置を考え直す

### 【主な目標】

- 児童相談所に国が示した基準以上の数の職員を置くこと
- 児童相談所で、新しい専門の資格(こども家庭ソーシャルワーカー)を持った職員の数を25人以上にすること

学

では、こどもたちにはどんなところを見て(感じて)もらいましょうかね？

長

ふだんは児童相談所と関わりのないこどもたちが多いですし、その方が良いとは思いますが、難しいところですが、こんなところでしょうか

### 【こどものみなさんへ】

- いま、あなたがいる地域の児童相談所では、虐待への対応のほかどんな仕事をしているか知っていますか？
- いま、あなたが児童相談所と関わっているとしたら、児童相談所によるサポートは良くなってきていると感じていますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

長

さて、新しい計画づくりに向けた話し合いも、あと少しです

なお、児童相談所においては、緊急の虐待対応等に当たりながら、代替養育を必要とするこどものバーマネンシー保障などの取組を進めていく必要があることから、国が定める職員の配置基準などを踏まえつつ、継続的に体制の拡充を図っていきます。

### 19-11 児童相談所の強化に向けた取組の評価指標

長野県において、児童相談所の強化に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
各児童相談所の管轄人口
第三者評価を実施している児童相談所数
児童福祉司任用後研修を受けた児童相談所職員数
こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修を受けた児童相談所職員数
児童相談所における専門職の採用者数・割合

### 用語解説 こども家庭ソーシャルワーカー

- ・ 令和4年の児童福祉法改正により、児童福祉司の任用資格として新たに位置づけられた、こども家庭福祉分野の認定資格
- ・ 児童虐待を受けたこどもの保護など、こどもの福祉に関する専門的な対応が必要なものについて、こどもやその保護者に対する相談や必要な指導等を通じて的確なサポートを実施できる十分な知識及び技術を有する者
- ・ 「こども家庭ソーシャルワーカー」となるためには、指定された研修を受けたうえで、試験を受け、認定されることが必要
- ・ 児童相談所のみでなく、市町村や施設職員等による資格取得も期待されている

20 新しい計画を知ってもらうこと、そして新しい計画を進めていくための人を育て、増やしていくために取り組むこと

長

ここまで長い間、新しい計画について話し合ってきました

C

新しい計画の目標や基本的な考え方、そしてこうした考え方に基づいた、いろいろな取組について決めてきましたね

長

さて、新しい計画についての話し合いで、最後にお話ししていきたいことは、

- この新しい計画を知ってもらうこと
- この新しい計画で決めてきたことを進めていくための「人を育てていく」こと
- この新しい計画に取り組んでくれる「人を増やしていく」ことについてです

A

何となくわかるような気もしますが、  
どうのことですか？

長

まず、みなさんこうして長い時間をかけて話し合いながら決めてきた計画を、多くの人に、特に、難しい問題を抱えながら生活している**子どものみ**に知ってほしいと思っています

B

私も、ここに来るまでは、こんな計画があるのだということを知りませんでした

A

私もそうでした

20-1 子どものための計画・子どもとともにある計画

この「長野県社会的養育推進計画」は、言うまでもなく、「子どものための」計画です。

もちろん、この計画での取組の主体や実際の現場におけるサポートの主体は子ども福祉に関わるおとなたちですが、その取組の中心にいるのは子どもであり、現場のサポートも「子どものための」サポートであることは、言うまでもありません。

今回の新しい計画は、「子どものための」計画として、その取組の受益者であるべき子ども自身(小学校の高学年以上を想定)にも読んでもらえるような計画、小さい子どもであってもおとなと一緒に読んでもらえる計画にするという意図のもと、**1つ**の試みとして、このような形式の計画としています。

この計画が子どもたちの置かれているそれぞれの場所において読まれながら、その内容について考え、議論されていくことを期待しているところです。

そのためには、具体的な方法については、今回の計画による取組を進めながら検討していきたいと考えていますが、まずはこの計画について子どもたちに知ってもらえるような取組が必要になると考えています。

また、この計画が、「子どものための」計画である以上は、その受益者である子どもによる評価を受ける必要もあると考えています。

今回の計画による取組について、その進捗状況や内容について、子ども福祉に関わる関係者だけではなく、子どもたち自身からの評価も踏まえながら、必要な取組を進めていく必要があると考えています。

子どもからの評価を受けながら、計画に位置づけた取組を進めていくことで、この計画を「子どものための」計画であるだけでなく、「子どもとともに」ある計画にしていく必要があると考えているところです。

なお、子ども自身からどのように評価を受けていくかについての具体的な方法も、今回の計画による取組を進めながら検討していきたいと考えているところです。

長

この新しい計画による取組がきちんと進んでいて、自分たちの状態が良くなっているのかをチェックするのは、おとなではなくこどものみなさんです

弁

たしかに、「こどものために」つくってきた計画ですからね

長

具体的な方法については、この新しい計画ができてから考えていきたいとは思っていますが、こどものみなさんにも知ってもらって、チェックしてもらえるようにしたいと考えているところです

学

そうすることで、この計画が「こどもとともに」ある計画になるとよいですね

長

そのようにしていきたいと考えているところです

P

2つ目は、新しい計画で決めてきたことを進めていくための「人を育てていく」ことでしたね？

長

ここで話し合ってきた新しい計画に実際に取り組んでいくのは、長野県だけではなく、主に市町村・里親・施設・児童相談所などの、それぞれの現場で実際にこどもや家庭へのサポートをしていく人たちです

弁

そのためには、それぞれの現場でこどもや家庭をサポートしている人たちに新しい計画の目標や基本的な考え方などを知ってもらって、理解してもらわなければいけないということですね

## 20-2 計画に取り組んでくれる人を「育てる」こと

今回、新たに作成する計画を進めていくに当たっては、市町村、里親、施設、児童相談所などの関係機関によるそれぞれの現場での取組が必要となります。

関係者がそれぞれの現場において取組を進めていただくに当たっては、まず、ひとりひとりの関係者に今回の計画で定めた目標、基本的な考え方(理念)を理解していただくこと、そして、こうした基本的な考え方を踏まえたそれぞれの取組についても、その必要性や意義、関係性等を理解していただく必要があります。

こうしたことについて、できるだけ一方的な説明ではなく、目標や考え方の理解、その実現のためにはどのような具体的な取組が必要か、互いを尊重しつつ、意見を交換しながら、関係者と一緒に学び、考えていきたいと考えています。

こうした関係者の理解や共通認識の上で、それぞれの現場において、今回の計画において決めてきた困難な問題を抱えるこどもや家庭へのサポートのための取組を進めていただくことが重要だと考えているところです。

こども福祉に関わる人が、今回の新しい計画の内容を見れば、これまで、それぞれの現場で行われてきたことを大きく変えていかなければならないものも多々あるのではないかと考えられます。

特に、長年、こども福祉に関わる業務に当たってきた関係者にとっては、考え方の転換を迫られるものもあると考えられますが、県としても、今後の社会的養育の推進に向けた取組の趣旨や意義を理解していただけるように努めていきたいと考えています。

こうしたことから、今回の計画で決めてきた取組を推進していくためにも、研修等の様々な機会を通じて、今回の計画の内容を理解したうえで、それぞれの現場において実践してもらう人を「育てる」必要があると考えています。

具体的な取組内容については、今回の計画による取組を進めながら検討していきたいと考えていますが、この計画による取組を推進していく人を「育てる」ための取組を進めていきたいと考えているところです。

長

そのとおりです  
こうした人たちに、新しい計画のことを知って、どうしたらよいか一緒に学び、考えてもらいながら、同じ方向で取り組んでいってもらわなければ、これまでの話し合いで決めてきた取組や目標を実現していくことも難しくなっていくと考えています

Q

ここまで長い時間をかけて決めてきたことが、実現されなくなってしまうのは残念ですね

長

もちろん、これまで取り入れていなかった考え方やサポートのやり方などを取り入れたり、新しい事業を始めたりしなければいけないので、それぞれの場所で子どもや家庭のサポートをしていく人たちも大変だとは思いますが

P

そのためにも、今回の新しい計画の内容の実現に向けて、実際に子どもや家庭のサポートに協力して取り組んでくれる人を育てていく必要があるということですね

長

そのとおりです

B

そして、3つ目が、この新しい計画に取り組んでくれる「人を増やしていく」ことでしたか？

長

この前に、里親を増やしていきたいという話をしたと思います

### 20-3 計画に取り組んでくれる人を「増やす」こと

主に 16-(2)において、里親等への委託を進めていくに当たっては、里親の数を増やしていく必要があることを説明しました。

ところで、今回の計画を進めていくに当たっては、里親だけではなく、市町村、施設、児童相談所による取組が必要になってきますが、こうした関係者から話を聞いていると、それぞれから子どもの福祉に関する職員が足りないという指摘がなされています。

市町村においては、母子保健の分野においては保健師のような専門職員がいても、子ども福祉の分野においては、例えば社会福祉士のような専門的な資格を持った職員は少ないといった現状が指摘されています。

また、特に小規模な町村においては、子ども福祉の分野を担えるような職員が十分に確保できないといった課題が指摘されているところです。

施設においても、子どものケアのための必要と考える職員が十分に確保できていないという課題や地域の子育て世帯等をサポートするための「進化」をしていくための職員の確保や育成に課題を持っている場合が多く見受けられます。

そして、児童相談所においては、国が定めた基準を踏まえながら職員の定数を増やしてきたところですが、定数に見合った職員の採用等が進まず、欠員となっている児童相談所もあるところであり、職員確保に課題を抱えているところです。

しかし、市町村によっては、規模が大きくなくても、子ども福祉の分野の職員を確保しながら、子どもや家庭のサポートに当たっている市町村も見受けられます。

また、施設についても、他県の施設では募集定員を超える応募があるような施設もあるという話を聞くこともあります。

具体的な取組内容については、今回の計画による取組を進めながら検討していきたいと考えていますが、例えば、こうした先進的な取組をしている団体等の取組を関係者で共有すること等によって、今回の計画で決めてきた、それぞれの現場における社会的養育の推進に取り組んでくれる人を「増やす」ための取組を進めていきたいと考えています。

里

令和11年度までに、令和5年度の2倍くらいにする目標でしたね

長

はい

もちろん、里親については、増やしていかなければいけません

施

ところで、施設の職員も、なかなかこれで十分だと思えるくらいの職員がいないところも多いです

市

市町村でも「こども家庭センター」を置くようになってきていますが、専門的な資格を持っている職員は、多くはありません

町

職員の数が少ない町や村では、そういった専門的な資格を持っている職員はもっと少ないです

長

児童相談所の職員も、実際に必要な数の職員をそろえられていないところもあります

P

こどもの福祉に関わる職員の人が足りていないということなんですね

長

そのとおりです

学

みなさん、それぞれのところで職員をそろえようと努力していると思いますが、難しいようですね

長

たしかに、このことについては、簡単に解決ができるような問題ではないと思っています

## 20-4 新しい計画で取り組むこと

本県における、新しい計画を知ってもらうこと、そして新しい計画を進めていくための人を育て、増やしていくことに向けた取組として、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

- ① こどもに向けた計画の周知等
  - 市町村、学校、施設などを通じた計画の周知
  - 施設や里親家庭などで生活しているこどもを対象とした、こども自身における社会的養育の推進状況についてのアンケート等の実施
  - 「長野県こどもモニター」等を対象とした、在宅のこどもにおける社会的養育の推進状況についてのアンケート等の実施
  - 計画の進捗管理における、こどもや若者の関与の検討
- ② 計画を推進する人材確保・人材育成の取組
  - 研修等による計画の内容の周知
  - この計画の目標や基本的な考え方(理念)を実現するための取組に関する、関係者との継続的な意見交換や議論
  - 関係機関・関係者を対象としたアンケート調査等による、計画の理解度の把握
  - 施設職員を対象とした「こども家庭ソーシャルワーカー」資格の取得の促進
  - 人材確保において、先進的な取組を行っている団体等の取組を共有するための研修等の実施
  - 市町村や児童相談所の職員、施設職員や里親と人材確保について考え、検討する機会の設定

### コラム 「トラウマインフォームド・ケア」の実践に関する主要原則

社会的養育のなかで出会う、サポートを必要とする家庭のこどもや家族は、虐待・ネグレクト、分離・喪失などによる何らかのトラウマ(76 ページを参照)の影響を受けていることが多いと考えられます。また、トラウマの影響は当事者であるこどもや家族だけではなく、二次的な影響として、サポートやケアを提供する支援の側にも影響を与えます。

こうしたことから、社会的養育に関わる場合、こどもや家族へのサポートやそのための連携・協働においては、「トラウマインフォームド・ケア」についての理解が欠かせないものと考えられます。

今後のこどもや家族へのサポートやそのための仕組みを考えるとときや、関係機関(者)間の連携・協働を考えるとときの参考として、「トラウマインフォームド・ケア」の6つの主要原則を紹介します(こどもや家庭へのサポートや関係者間の連携がうまくいかないと感じるときは、参考にしてみてください)。

《安全》身体的・心理的に安全であると感じられること

《信頼性と透明性》信頼確保のため、組織運営や意思決定が透明性をもって実施されること

《ピアサポート》ピアサポートや相互自助は利用者の実体験を活用するための重要な手段

《協働と相互性》パートナーシップと力関係のバランス(力と意思決定を有意義に共有する)

《エンパワメント、意見表明と選択》利用者(スタッフ)中心、個人・組織・コミュニティには力がある

《文化、歴史、ジェンダーに関する問題》文化的な固定観念や偏見を積極的に扱うなど

施

ただ、施設によっては「ここで働きたい」といって、たくさんの人がやってくる施設もあります  
そうしたところの取組も参考にしながら、職員を増やしていければ良いなと思っているところです

長

そうした良い取組も参考にしながら、里親も含めて、それぞれのところで、この新しい計画に取り組んでくれる「人を増やしていく」ことができればと思っているところです

市

みんなで、この新しい計画に取り組んでくれる「人を増やしていく」ためにどうするかを考えていけると良いですね

長

そのようなことも考えたいと思います

P

それでは、ここまで話してきた3つのことについて、どのような取組を考えているのですか？

長

具体的なところは、今回の新しい計画の取組を進めていながら考えていきたいと思っているところですが、このようなことを考えています

#### 【新しい計画で取り組みたいこと】

- 施設や里親などを通して、こどもに計画のことを知ってもらう
- こどもたちに今回の新しい計画の取組についてチェックしてもらう
- 新しい計画の内容を知ってもらい、いっしょに学ぶ機会を多くつくる
- 市町村や施設などの職員を増やすための取組について一緒に考えていく

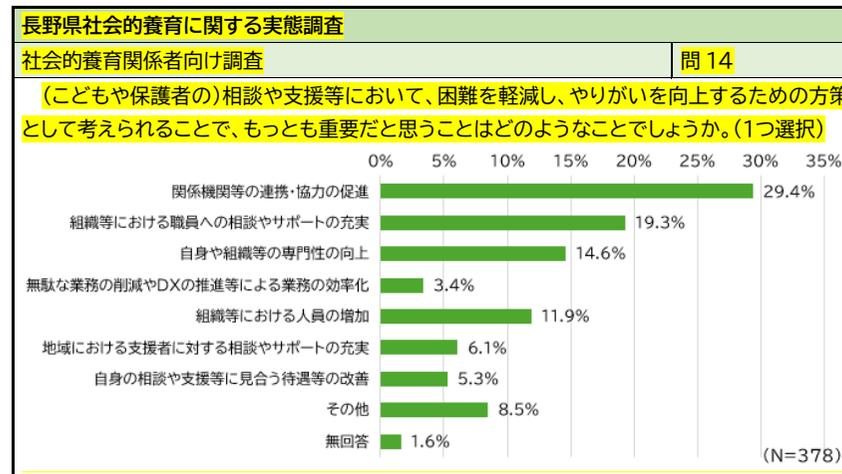
#### 20-5 新しい計画を知ってもらうこと、そして新しい計画を進めていくための人を育て、増やしていくことに向けた評価指標

新しい計画を知ってもらうこと、そして新しい計画を進めていくための人を育て、増やしていくことについては、資源等の整備目標は設定しませんが、以下の指標を設定し、評価していきます。

評価指標
「こども家庭ソーシャルワーカー」資格をもつ施設職員

#### コラム 社会的養育に関わる現場の皆さんの「思い」②

116 ページに引き続き、令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」のうち、児童養護施設等職員・登録里親・市町村こども福祉担当職員・児童相談所職員といった社会的養育に関わる人たちに行ったアンケート結果の一部を紹介します。



116 ページで紹介した問 10、問 12 に関連して、それぞれの現場における困難の軽減とやりがいの向上のために重要と考えるものについてアンケートをしたところ、待遇面での改善よりも、「関係機関等の連携・協力の促進」「組織等における職員への相談やサポートの充実」という回答が多くなりました。

もちろん、今回の新しい計画の推進においては、関係者による連携・協力が不可欠ですが、上記のアンケート結果からも見てくることは、こどもや家庭へのサポートに当たっている関係者の皆さんのなかには、所属する組織の内部や外部の関係者との協力関係の強化などによって、現場でのサポートをより良くしていきたいという思いをもった人たちが多いということです。

O

こどもや家庭のサポートをしている人たちが、どのくらい今回の新しい計画について理解しているかということも見ていけると良いのではないのでしょうか？

長

なるほど

そうしたことも考えられるかもしれませんね

C

ところで、目標については、何か考えているのですか？

長

ここでの取組については、まずは具体的にどうしていくのかを考えながらやっていこうと思っているものなので、今回は、目標を決めずにやっていきたいと考えています

P

そうなんですね

弁

どちらにしても、「こどものために」、ここで長い時間をかけて話し合って決めてきた計画が、こどもがいるそれぞれのところで行われていってほしいですね

学

そして、それをこどもたち自身に評価してもらうことも必要ですね

長

そうあってほしいですし、そうなるようにしていきたいと思っています

B

さて、そろそろまとめに入りませんか？

長

そうですね

コラム 地域におけるこども家庭支援とその体制づくりを学ぶ(その①)

こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られたこども福祉施策を推進するため、児童福祉法が令和4年に改正され、その多くが令和6年4月に施行になりました。

特に、市町村における業務の関係では、母子保健・児童福祉が一体となり相談支援を行うこども家庭センターの設置のほか、家庭支援事業の創設・拡充など多くの改正行われています。

141ページからの「11 市町村がこどもや家庭のサポートをしていくために取り組むこと(市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組)」で見てきたとおり、今後、市町村には以下のような取組が求められているところです。

- こども家庭センター等による相談支援を通じ、サポートプランを作成の上、地域の要支援家庭等に対して必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を実施すること
- 市町村が地域の民間団体等と連携しながら、支援メニューの充実を図ること(県内では、児童福祉施設がその担い手の1つとして期待されていること)

県では、県内の各市町村や地域において、こうした地域におけるサポート体制づくりが積極的に展開されるよう、県外の先進自治体・施設の取組を紹介するシリーズ研修会を開催しました。

Webによる研修会でしたが、市町村、児童福祉施設、里親・ファミリーホーム、児童相談所等の多くの皆さまにご参加(約 60~90 接続)いただき、今後の取組の参考になりたいといった前向きな感想を多くいただきました。

1 こども家庭センターにおける支援の実践

～サポートプランの作成と支援メニューの開発・活用について 三重県桑名市の取組に学ぶ～

【日時】令和6年(2024年)8月26日(月)

【講師】三重県桑名市子ども総合センター センター長 牧戸 貞 氏

【内容】桑名市こども家庭センターの取組について

ポリシー、母子保健と児童福祉の一体的支援、資源開発(民間との協働)など

※併せて、東御市、富士見町、うえだみなみ乳児院、松代児童相談センター「ふらっと」の取組報告

2 乳児院・児童養護施設による地域支援の実践

～施設の多機能化・機能転換と地域の支援体制づくりについて 大分県の取組に学ぶ～

【日時】令和6年(2024年)9月2日(月)

【講師】① 乳幼児総合支援センター 栄光園 センター長 安西 恵子 氏

② 児童家庭支援センター 和(やわらぎ) センター長 古屋 康博 氏

③ 大分大学福祉健康科学部 福祉実践コース 講師 河野 洋子 氏

【内容】① 乳児院の総合支援センターへの転換と地域支援の実践

② 児童家庭支援センターを核とした児童養護施設における地域支援の実践

③ 社会的養育推進計画と市町村、県・児童相談所、施設等の協働による支援体制づくり

(つづく)

(研修参加者の感想の一部を 468 ページに掲載しています)

### 【新しい計画で取り組むこと】

- 施設や里親などを通して、こどもに計画のことを知ってもらう
- こどもたちに今回の新しい計画の取組についてチェックしてもらう
- 新しい計画の内容を知ってもらえるよう、いっしょに学ぶ機会を多くつくる
- 市町村、施設、里親、児童相談所が新しい計画の内容を知っているかについてチェックする
- 市町村や施設などの職員を増やすための取組についていっしょに考えていく

A

それでは、私たちは何を見て(感じて)いけばよいのでしょうか？

このようなところについて、見て(感じて)もらえるとよいと思います

長

### 【こどものみなさんへ】

- いま、あなたのまわりに、今回の新しい計画の内容について教えてくれるおとなはいますか？
- いま、あなたが家族との関係に問題を抱えているとしたら、あなたをサポートしてくれているおとなは、今回の新しい計画を正しく理解して、サポートしてくれていると思いますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

C

これで、新しい計画をつくるための話し合いは、終わりになるのですか？

はい  
みなさん、大変だったと思いますが、ありがとうございました

長

### コラム 地域におけるこども家庭支援とその体制づくりを学ぶ(その2)

466 ページで紹介した研修会に参加した関係者の感想を一部抜粋して紹介します。

#### (1日目)

- これからこども家庭センターを設置していこうと考えている、うちのような自治体にとっては、ヒントになることが多くありました。(市町村)
- お互いが頑張っているのですが、協力しあってうまくいくために、統括支援員が「イエス」「よろこんで」「本当にありがとうございます」「是非一緒をお願いします」の言葉と態度が必須だと、つい最近感じたばかりでした。無力感にはまりそうになっていたので元気が出ました。(市町村)
- 年々増える要対協家庭に対しての支援は現場で悩むことも多いが、1人で抱え込まずに色々な支援者、法人への外部委託などみんなで取り組んでいけば良いと改めて感じられた。(市町村)
- サポートプラン作成、家庭支援事業の進め方を検討しているためとても参考になった。(市町村)
- とても、いい勉強になるお話でした。財政難のなかで、どうやって予算をとるか、やりたいのにやれない現状もあるので、もっと上の人に聞いてもらいたかったです。(市町村)
- 日々の(庁内での)立ち話での情報共有やケース会議での情報共有など、どれも重要であることが分かりました。川下で流れてきたこどもを助けること(緊急対応)とともに、川上で起こっている橋の崩壊をさせないようにすること(状況把握や未然防止、社会構造への働きかけ)が必要だという話が印象的でした。(市町村)
- 保護者・こどもの目線になって目的をもって一生懸命支援しようと思えた。児童福祉と母子保健の一体的な支援の重要性を再認識した。(市町村)
- 研修を機に官民の連携が進み、地域の支援メニューが充実していくとよいと思いました。(施設)
- 里親ショートステイが伸びれば、施設で断っているお子さんも利用可能になると思います。依頼前の段階で保護者・お子さんと里親が顔を合わせたり、里親宅を見学することも(子どもの安心感など)必要だと思いました。「お父さん、お母さんを助けてほしい」というこどもの声にしっかり応えること。(里親)
- 地域ごとに特色ある事業を知ることができ、在宅支援を考えるうえで参考になった。参加した自治体も多い様子だったので、一緒に考えるきっかけになる内容だったと思う。(児童相談所)

#### (2日目)

- 大分県内の先進的な取組が勉強になりました。児家センでの多機能的な取組も素晴らしいと思います。長野県でも今後社会的養育の取組が一般的になるように、県も市町村も施設も一緒に取り組めると良いと思います。(市町村)
- 見守り事業でお弁当の配達、部屋の掃除を一緒にするなどを通して家庭との関係性がよくなり、支援が入りやすくなるという話を聞き、関係づくりがとても大切だと改めて感じました。(施設)
- 地域のこどもは地域で育てる意識と文化づくり、施設の養育力を地域に還元する取組として、表に出てきづらい要支援家庭に対するアプローチがより深く進んでほしいと思いました。(施設)
- 改めて施設の多機能化・機能転換、地域への支援の必要性を感じた。(施設)
- 乳児院の機能を地域に広げ、5部門が成り立って、事業受託していることに驚きました。大分県の里親等委託の推進の取組もわかりやすく、長野県ではどこまでこれらのことを取り組めるか、県の推進力が問われていると思いました。(児童相談所)

## 21 おわりに

長

長い時間をかけてきましたが、みなさんのおかげで、これで新しい計画ができそうです

O

これからは、ここで決めてきた取組を進めていかなければいけませんね

弁

そして、この計画が「絵にかいたもち」にならないようにしなければいけませんね

B

ところで、「もち」といえば、今度、私の施設で「もちつき」をするのですが、みなさんも一緒にどうですか？

長

それは、いいですね  
ぜひ、やらせてください

学

そういえば、「もちつき」でも、「つき手」と「返し手」が必要ですし、さらには、もち米をつくる人などいろいろな人の関わりがあって、はじめて「もち」ができますよね

P

「もちつき」もこの計画も、同じということですかね？

Q

長野県やみなさんの「もちつき」も見ものですね  
期待しています

長

いろいろな人たちと協力して、こどものみなさんに、おいしい「もち」を食べてもらえるように頑張りたいと思います

## 21-1 計画の推進体制

この計画を着実に推進するために、計画の進捗状況は、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において検証・評価を行い、推進に向けた課題や具体的施策などについて検討していきます。

なお、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会における検証・評価・検討の内容については、関係機関等に周知し、関係機関等の協働により計画の推進に努めます。

## 21-2 計画の推進における留意事項

計画期間の中間年を目安として、計画の進捗状況について総合的な検証・評価を行います。その上で、必要に応じて、計画の見直しを行い、取組の推進を図ります。

なお、上記以外の年度であっても、社会状況の変化等により、具体的施策や目標の見直し等が必要となった場合には、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、計画の内容の見直しを検討します。

おまけ 今回の新しい計画について実際に話し合ってきた人たちから、こどものみなさんへのメッセージ

ふだん、計画づくりや計画の進み具合などについて話し合いをしている人たち

(五十音順・「様」や「さん」などは省略)

名前	どんな人？	こどものみなさんへのメッセージ
あおき えりこ 青木 恵里子	法律の専門家 (弁護士)	
かみかど かずひろ 上鹿渡 和宏	大学の先生 (早稲田大学 人間科学学術院 教授)	
かわせ かつとし 川瀬 勝敏	施設の職員 (長野県児童福祉施設連盟 会長)	
しのだ ひろこ 篠田 広子	施設の職員 (風越乳児院 副院長)	
すぎやま のぶゆき 杉山 伸幸	里親 (長野県里親会連合会 前会長)	
みやがわ ようこ 宮川 陽子	里親 (長野県里親会連合会 副会長)	
むしゃ ゆきお 武捨 幸雄	施設の職員 (長野県母子生活支援施設連盟 会長)	

参考1 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門委員

あおき えりこ 青木 恵里子	弁護士	
かみかど かずひろ 上鹿渡 和宏	早稲田大学 人間科学学術院 教授	※分科会長
かわせ かつとし 川瀬 勝敏	長野県児童福祉施設連盟 会長	※副分科会長
しのだ ひろこ 篠田 広子	風越乳児院 副院長	
すぎやま のぶゆき 杉山 伸幸	長野県里親会連合会 前会長	
みやがわ ようこ 宮川 陽子	長野県里親会連合会 副会長	
むしゃ ゆきお 武捨 幸雄	長野県母子生活支援施設連盟 会長	

特別委員

しまおか さきこ 島岡 佐喜子	阿智村教育委員会 子ども家庭センター センター長
やまざき ようこ 山崎 陽子	千曲市次世代支援部子ども未来課 課長

若者委員

からき はづき 唐木 葉月	社会的養護経験者
まえじま たくみ 前島 拓海	
わたなべ まなみ 渡部 愛美	

(注)特別委員及び若者委員については、今回の計画策定のために、児童福祉専門分科会運営要領の規定に基づき、審議に加わっていただきました。

今回の新しい計画を作るために、特別に参加してくれた人たち

(五十音順・「様」や「さん」などは省略)

名前	どんな人？	こどものみなさんへのメッセージ
からき はづき 唐木 葉月	施設や里親の家での生活を経験した若者 (社会的養護経験者)	
しまおか さきこ 島岡 佐喜子	村役場の職員 (阿智村教育委員会 こども家庭センター センター長)	
まえじま たくみ 前島 拓海	施設での生活を経験した若者 (社会的養護経験者)	
やまざき ようこ 山崎 陽子	市役所の職員 (千曲市次世代支援部こども未来課 課長)	
わたなべ まなみ 渡部 愛美	施設での生活を経験した若者 (社会的養護経験者)	

参考2 長野県社会的養育推進計画の見直し(後期計画の策定)の経過

令和5年度

日時	会議等	内容等
R6.1.18	第1回 長野県社会福祉審議会	長野県社会的養育推進計画の見直し(後期計画の策定)について諮問
R6.3.12	第2回 児童福祉専門分科会	長野県社会的養育推進計画の見直し(後期計画の策定)について報告等

令和6年度

日時	会議等	内容等
R6.5.8～ R6.5.10	長野県社会的養育推進計画(後期計画)策定に係る説明会・意見交換会	関係者出席による説明会・意見交換の実施(県内4か所で実施)
R6.6.10	第1回 児童福祉専門分科会	骨子案に向けた論点整理等
R6.6.19～ R6.7.31	長野県社会的養育に関する実態調査	計画策定に向け、被措置児童の生活状況、保護者への支援状況、施設職員の支援状況等を定量的するため、アンケート調査を実施
R6.9.17	第2回 児童福祉専門分科会	骨子案の審議等
R6.10.17～ R6.11.8	長野県社会的養育推進計画(後期計画)策定及び今後の社会的養育推進に係る地域懇談会	各地域の社会的養育関係機関等が今後の社会的養育のあり方について意見交換するとともに、相互の連携を深め、各地域での社会的養育を推進していくための地域懇談会の実施(県内10か所で実施)
R6.11.25	第3回 児童福祉専門分科会	計画原案の審議等
R6.12.10～ R7.1.9	県民意見公募手続(パブリックコメント)	計画原案に対する県民意見公募手続(パブリックコメント)の実施
R6.12.14	被措置児童との座談会	被措置児童に対して計画原案について説明するとともに、現在の生活の実態や思い等について聴取(県内2か所で実施)
R7.2.5	第4回 児童福祉専門分科会	最終計画案・答申案の審議
R7.3.13	第1回 長野県社会福祉審議会	長野県社会的養育推進計画の見直し(後期計画の策定)について答申
R7.3.21	計画策定	

## この計画を作るに当たって参考にした主な資料・ホームページなど

### 《書籍等》

磯谷文明・町野朔・水野紀子編集代表『実務コメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』有斐閣,2020

『新版 逐条地方自治法(第9次改訂版)』学陽書房,2022

畠山由佳子『こども虐待在宅ケースの家族支援―「家族維持」を目的とした援助の実態分析』明石書店,2015

畠山由佳子・福井充編著『パーマナンスーを目指すこども家庭支援―共通理念に基づくケースマネジメントとそれぞれの役割―』岩崎学術出版社,2023

子どもの虹情報研修センター『児童家庭支援センターの役割と機能のあり方に関する研究(第1報)』

『令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 社会的養育推進計画の適切な指標設定に関する調査研究』早稲田大学,2023

遠藤利彦『赤ちゃんの発達とアタッチメント』ひとなる書房,2017

工藤晋平『支援のための臨床的アタッチメント論』ミネルヴァ書房,2020

シリアン・スコフィールド,メアリー・ピーク『アタッチメント・ハンドブック 里親養育・養子縁組の支援』明石書店,2022

遠藤利彦編『入門アタッチメント理論 臨床・実践への架け橋』日本評論社,2021

森口佑介『子どもの発達格差 将来を左右する要因は何か』PHP 新書,2021

藤原武男『子育てのエビデンス―非認知能力をはぐくむために何ができるか』大修館書店,2024

白川美也子監修『子どものトラウマがよくわかる本』講談社,2020

『SAMHAのトラウマ概念とトラウマインフォームドアプローチのための手引き』大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター・兵庫県こころのケアセンター訳,2014  
<https://www.j-hits.org/files/00127462/5samhsa.pdf>

### 《ホームページ》

アムネスティ・インターナショナル・ジャパン ホームページ

「私たちの生活を支えている「人権」と「権利」」

<https://www.amnesty.or.jp/humanrights/what-is-human-rights/our-life-and-human-rights.html>

ユニセフ 子どもの権利条約 ホームページ

<https://www.unicef.or.jp/crc/>

<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>

<https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/>

公益財団法人全国里親会 ホームページ

<https://www.zensato.or.jp/>

日本ファミリーホーム協議会 ホームページ

<https://www.japan-familyhome.org/>

全国母子生活支援施設協議会 ホームページ

<https://www.zenbokyou.jp/>

こども家庭庁 ホームページ 「家庭支援事業について」

[https://www.cfa.go.jp/policies/katei\\_shien](https://www.cfa.go.jp/policies/katei_shien)

法務省 ホームページ 「民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)について」

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00218.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)

法務省 ホームページ 「養子縁組について知ろう」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/kazoku/youshi.html>

こども家庭庁 ホームページ 「特別養子縁組制度について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/tokubetsu-youshi-engumi>

Fostering Changes JAPAN ホームページ

<https://fosteringchanges.jp/>

静岡県立こども病院(小児がん相談室リーフレット)

<https://www.shizuoka-pho.jp/kodomo/sp/childhood-cancer/cancer-consultation/leaflet/leaflet.html>

## 表紙デザイン

### 「いろいろ」な「かたち」を「あわせて」

今回の新しい計画で位置づけてきた、

- ことには、家庭で生活することもや、何らかの理由があって家族から離れて生活しなければならない子どもなど、「いろいろ」な「かたち」の子どもがいること
- 生まれた家庭だけではなく、養子縁組家庭、里親家庭などの「いろいろ」な「かたち」の家庭や育ちの環境があること
- 広い地域のなかの「いろいろ」な「かたち」をした地域に「あわせて」社会的養育のすがたを作っていくこと
- 地域のなかで「いろいろ」な子どもや家庭の「かたち」に「あわせて」サポートをしていくこと
- 「いろいろ」な「かたち」をした里親を増やしていくこと、そして「いろいろ」な「かたち」をした代替養育を必要とする子どものために、多くの里親を「あわせて」いくこと
- 施設が子どものニーズや、地域や時代のニーズに「あわせて」「いろいろ」な「かたち」に進化していくこと

などをイメージしています。

## 長野県社会的養育推進計画(後期計画)

(計画期間:令和7年度～令和11年度)

策定 令和7年3月

発行 長野県 県民文化部 子ども若者局 子ども・家庭課 児童相談・養育支援室

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7099

F A X 026-235-7390

電子メール jido-shien@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/syakaitekiyougo/shakaitekiyouikuishinkeikaku.html>

子どものあなたが家族のことなどで悩んでいるときは・・・

電話:0800-800-8035 <<通話は無料です>>

(長野県子ども支援センター)(10:00~18:00 日曜日・祝日・年末年始は休み)

子育てに悩んでいるときは・・・

電話:026-225-9330(通話料がかかります)

(長野県子ども支援センター)(10:00~18:00 日曜日・祝日・年末年始は休み)

虐待かもしれないと思ったときは・・・

電話:189 (いちはやく) <<通話は無料です>>

(児童相談所虐待対応ダイヤル)

電話:0120-189-783 <<通話は無料です>>

(児童相談所相談専用ダイヤル)

電話:026-219-2413(通話料がかかります)

(長野県 児童虐待・DV24 時間ホットライン)

この本(計画)についてのお問い合わせ

電話:026-235-7099 (8:30~17:15 土日・祝日・年末年始は除く)

電子メール:jido-shien@pref.nagano.lg.jp

(長野県 県民文化部 子ども若者局 子ども・家庭課 児童相談・養育支援室)